

官営三池炭礦と三井物産

——原蓄期三池炭礦の再生産構造——

春 日 豊

はじめに

一 三池炭礦の官営化と経営形態

- 1 三池炭礦の官営化過程
- 2 官営化直後の生産機構
- 3 官営当初の石炭販売

二 三池炭の販売と三井物産

- 1 三井物産保護政策の展開

はじめに

2 三池炭の流通機構と市場

三 三池炭礦の拡充と生産構造

- 1 生産設備の拡充とその特質
- 2 労働力の存在形態
- 3 資本構成の特質と蓄積
むすび

三井財閥の形成にとって三池炭礦の果した歴史的役割は、単なる一産業部門への三井の進出の問題にとどまるのではなく、三井が総合財閥として、しかも戦前日本資本主義における最大の財閥として自らを形成していく上で極めて重要な役割を担っていたと言える。それは三井が三池炭礦を買収した時点で遡るだけではない。すでに三池炭礦の官営期において、三井物産が三池炭の一手販売権を獲得して以来、三池炭礦は三井の資本蓄積の一環に位置するようになった

し、三井物産の海外進出の重要な役割をも担っていたのである。三井が三池炭礦の払下げに対して、四五五万五〇〇円（明治二十六年の三井物産会社資本金一〇〇万円、三井銀行二〇〇万円と比較）の巨費を投じてまで三池炭礦の買収に執着した事実こそ、それ以前の段階において三池炭礦が三井にとっていかに重要な役割を担っていたかを雄弁に物語っていると言えよう。

本稿はこのような三井財閥形成における三池炭礦の重要性に着目し、三池炭礦の構造を三井財閥の形成¹発展との関連で分析する第一歩として官営期²原蓄期の三池炭礦の再生産構造を分析の対象とする。

ところで従来の石炭産業分析を振り返ってみると、その問題意識³課題にはかなりはっきりした共通性がみられる。それは石炭産業における労資関係の特質究明、具体的には納屋制度の性格と機能の分析に集約される労務管理の分析と、それに対応する賃労働の特質の究明という点にあったと言えよう。¹その背景には戦前日本資本主義における労資関係の一つの典型的特徴が、そこに見出されると考えられたからに他ならない。右のような課題意識は、今後も継承・深化させる必要がある。しかし、石炭産業分析の課題がそれだけにとどまるものでないことは、自明であろう。右記の視点のみでは、戦前日本資本主義における石炭産業の位置と役割、とりわけ財閥資本（三井）の重要な一環としての石炭産業の役割という視角は欠落せざるを得ない。²本稿ではこの点を踏まえ三井財閥の蓄積基盤の解明という視点から三池炭礦の再生産構造の分析を行い、それを通じて前述した労働力の特質の問題をも解明しようとする一つの試みである。

本論文が分析の対象とする官営期³原蓄期の三池炭礦の経営分析は、隅谷三喜男氏の『日本石炭産業分析』で言及されている分析がほとんど唯一のものと言ってよい。³本論稿も隅谷氏の分析に教えられるところ大であり、氏の分析は要領を得たものであるが、次の点において問題点があると言わざるを得ない。

氏の分析は三井物産の役割を販売部門にのみ限定し、世界市場を背景とする三井物産の三池炭礦に対する強い規定性

（生産過程への関与）を把握していないため、三池炭礦の再生産構造における三井物産と三池炭礦との関係が構造的に把握されていないことである。

本論稿においては、この問題点を踏まえ官営期Ⅱ原蓄期三池炭礦の再生産構造を三井物産との関連性に視点を据えて分析する。その場合、次の点を強調しなければならない。すなわち、戦前日本資本主義の特殊性に起因する重工業の低位性ゆえに、石炭産業の発展が国内産業の発展と結合して進展することなく、とりわけ原蓄期においては海外市場に依存せざるを得なかったことである。つまり石炭は生糸と同様に輸出品としての性格が濃厚な商品として生産されたがゆえに、三池炭礦の発展も海外市場からの規定性を強く受けざるを得ず、したがってその生産体制も海外市場の要請に対応して組織されていった。その海外市場と三池炭礦を結ぶ流通過程を担ったのが三井物産であり、それゆえに三池炭礦は海外市場を背景とする三井物産の要請Ⅱ流通過程の強いインパクトに対応して生産体制を整備していったのである。

本稿においては、このような流通過程から生産過程へのインパクトの問題を視野に入れることによって、生産過程そのものの分析も一層明らかになると考え、次のような分析の順序を構成した。まず、三井物産の三池炭一手販売以前の、海外市場との結合が微弱な段階の三池炭礦の官営化の過程と経営形態を、次に三井物産の三池炭一手販売契約以降の流通と市場の構造を、それを踏まえて流通Ⅱ市場からのインパクトが三池炭礦の生産過程にいかなる影響を与えたかを分析し、最後にそれらを踏まえて三井物産の三池炭一手販売の歴史的意義、従って三井財閥形成における三池炭礦の役割を考えていきたい。

- (1) 戦後の石炭産業研究の起点をなす大山敷太郎『鉱山労働と親方制度』、最近刊行された村串仁三郎『日本炭鉱賃労働史論』を参照。なお、戦前日本石炭産業全体の構造（産業資本確立期までであるが）を分析したものは隅谷三喜男『日本石炭産業分析』のみである。

(2) 財閥史の一環としての石炭産業という視角からの具体的分析としては、加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」(『三井文庫論叢』第二号)同「九州炭礦部の性格と機能」(同三号)を参照。

(3) 三池炭礦の分析としては隅谷氏以外に橋本哲哉「一九〇〇〜一九一〇年代の三池炭鉱」(『三井文庫論叢』第五号)同「三池炭鉱と囚人労働」(『社会経済史学』第三二〇号)が代表的なものとして挙げられるが、原審期に関しては立論の前提たるにすぎず、また小島恒久「明治初期の三池炭鉱」(『社会科学論集』第五集)は、該期を分析の対象としているが、官営過程の問題に分析を限定している。

(補注) 三池炭礦の所属部署の名称が左記のようにはしばしば変更されるが、ここでは三池炭山局で統一する。

一八七三年(明治六) 一二月〜七七年一月：三池炭山支庁、同一月〜八三年(明治一六) 九月：三池炭山分局、同九月〜八年(明治一九) 四月：三池炭山工業所、同四月〜八八年(明治二一) 一二月三池炭山局

一 三池炭礦の官営化と経営形態

1 三池炭礦の官営化過程

三池炭礦の官営化について「三池炭山局年報」が「三池炭山ノ官業ニ婦セシ事ハ、偶然ニ起ルニ非ス、元来一山二主ノ行業人アリテ、交モ坑区ノ広キヲ貧リ軌轢止時ナク到底統治スヘカラサルノ勢ニ至リ、遂ニ没入シテ官行ニ属セルモノトス⁽¹⁾」と端的に述べているように、三池炭礦の官営化は、金・銀・銅に対する鉱山官営政策とは異なり維新政府の石炭産業に対する基本的方針のもとに遂行されたのではなく、該炭礦の特殊な事情に基づくものであった。⁽²⁾ 三池炭礦は稲荷山・生山・平野山の三山から成り、幕末期においては前二山が三池藩に属し、平野山は柳河藩に帰属していた。⁽³⁾ それらの経営は平野山が柳河藩家老小野隆基、稲荷山・生山が三池藩々營であり(明治四年庵原康成等に払下げ)、いずれも貧農労働力を主体とする採炭請負制を採用していたと考えられる。⁽⁴⁾ この三山のうち平野山と生山が隣接しているにもかか

ならず、経営主が異なっていたため、幕末の開坑以来争論が絶えず、官營化の契機となったのも一八七二年（明治五）一月生山の残炭が僅少なため生山の行業人が平野山との境界の炭壁を突き破った事件に端を発したものであった。

この事件の解決は困難を極めた。というのも生山役人から提出された合併案⁵共同経営案も、生山人夫の稲荷山への集中案（その諸費五千兩の借用を小野へ依頼）も小野側から拒否され、逆に小野側が主張する生山の小野への所属案も維新政府の「鉱業自営主義」の建前ゆえに、藩庁から五年間の請負期限を認可された元三池藩士庵原康成らの容認しえるものではなかったからである。⁶このように交渉が暗礁に乗り上げると事態は一層悪化し、生山では平野山の採炭が不可能になることもかまわず、悪水留工事に着手した。それは「平野山ニテ生活仕居候小前千有余人ノ窮迫ニ差及ヒ、就中農業ノ産ニ就カス坑内而已ニテ渡世仕居候三分通り之アリ」と言われる平野山就業者の生活破壊の問題にまで進展したため、小野側では事態を三潞県へ訴えた。このため三潞県では神吉典事を出張調査させ、悪水留工事の中止を命ずるとともに、事態の重大さを認知し、同年六月二十五日工部省宛に以下の如き官營の進言をおこなったのである。

元三池藩先年願立ニテ、五ヶ年請負稼差許サレ候三池郡石炭山ノ内、字生山ハ元柳河藩領分境ノ山ニテ、同藩執政小野隆基私山字平野石炭山ト相接シ、先年来毎々論所ニ罷在候所、当春又々争論相起兎角和熟致シ兼候ヨリ、終ニ生山ハ休坑、平野山ハ過半水坑ト相成リ申候、此ノ儘棄置候テハ遂ニ名座ヲ破リ候義モ測ラレス、因テ右鉦山心得之レアリ候者出仕申付検査為致候所、此姿ニテ雙方へ委任致サレ候テハ、礦山永續ノ見込相立不申候間、御省其御掛リ官員迅速出興ノ上、現地御点検御直營ニ相成候様致渡度、此段同ヒ奉候事態の進展が官營化の方向を辿っていることに恐れを抱いた旧三池藩士族は、森脩（東京在住）の名義を以て同年八月九日「稼方一手ニ被仰付」度旨の「嘆願書」を工部省宛に提出し、却下されると直ちに同月一四日に「再願書」を提出し、必死の利権擁護に努めた。その趣旨は「一坑両主ニテ掘取候事故、人馬雇等ノ義モ差支ノ筋多ク、仮令ハ人夫不足ノ時ニ当リ、彼ニテ増賃致候得ハ、雇夫此ヲ棄テ彼ニ奔リ候義、因テ抛ナク賃金相増不当ノ費之レアリ」と指摘しているように、自由競争を抑止し低廉労働力の確保に視点を据えた合併論であり、三潞県の鉦山資源の保護を目的とする視

点と全く異った、自己の利権擁護の立場からのものであった。この「再願書」は、同日直ちに東京府知事大久保一翁から伊藤工部卿へ上申された。この「再願書」の回答に先立って、三瀧県では再度、工部大輔山尾庸三宛に上申書を送り、その中で鉱物資源の乱掘防止、国家的視野に立脚した開発を主張し、鉱山寮官員の派遣による実地調査と、それに基づく「良法御指導」を要請し、それが不可能な場合には、さかるべき人物を人選するよう要請した。⁽⁹⁾この上申書を踏まえて、先の「再願書」に対しては同年一月二十八日山尾工部大輔代理佐野から大久保宛に、明春鉱山寮官員「出張実地検査」の上処置する旨の回答がなされた。

この回答にもとづき翌七三年（明治六）四月一九日吉井鉱山権頭、小林秀知（佐渡金山主任）、雇技師ゴットフレーの三者が佐渡金山調査へ向う途中、吉井は小林の佐渡金山主任の職を解任し、三池派遣を命じた。命に応じて小林は、五月七日生野を出発し、五月一八日久留米に到着、直ちに三池に向い調査の上官収を決定した。五月下旬のことであった。官収決定と同時に三池近傍の新坑願を禁じ、鉱山寮官員派出まで行業を県に委任した。八月には三池郡大牟田村に支庁を設置し（二月下野村旧石炭会所に移転）、定額運営資金月五〇〇〇円によって運営に着手すると同時に、じやう旧経営主たる小野隆基並びに三池藩士に対する処分案作成のため炭山に關係する負債、行業中の損益、炭山付属什器代の調査に乗り出した。この調査の結果、小野隆基経営の炭山に關しては調査計算が不可能であるため「現在ノ家屋什器ニ付其代価ヲ算定」することを提案し、三池藩士には負債金額、家屋、什器代、据金等二万九〇九一円六五錢二厘の支払が提案された。この提案に対し小野隆基はこれを不満とし、大村務なる者を東京に遣わし吉井鉱山頭に出訴せしめた。この結果政府が更に相当の金額を増すことで承諾し、一八七四年（明治七）四月に一万五〇〇〇円を下付し、三池藩士には前記同額を同年九月に下付し、旧経営主との關係を清算した。⁽¹⁰⁾

しかし、官営化は実際には一直線に進行した訳ではなかった。というのは雇外国人技長ゴットフレーが、一八七三年

秋「三池炭山行業資本ノ金額ハ四万円ヲ超過セシムヘカラス、若シ行業資本ニシテ四万円を超過セシムルキハ其得失相償フニ由シナルヘシ」と報告したため、同年一二月民業への移転の可能性ありとして旧経営主への支払凍結が一時命じられたほどであった。この処置に対し小林秀知は再三にわたり官宮堅持の方針を貫くよう上申し、省議は清算金支払後も官民いずれの方向をも決しかね、翌々年（明治八）五月に到り「到底三池炭山ニ若干ノ資財ヲ要シテ独立ノ坑業ヲ起サシムルモ、将来其収支相償ハサルニ於テハ、徒ニ百金水投ノ誹ヲ免カレサルヲ以テ、寧ロ三池炭山ハ生野鉾山ニ付属タラシメ、而シテ生野鉾山ニ於テ日ニ三百噸乃至三百五十噸ヲ消費スヘキノ目途ナルカ故ニ、是レノ需用ニ聊カ欠乏ヲ招カサルカ如ク、近々開採ニ從事セシムルニ如クハナシ」との省議決定を下し、官宮方針を確認すると同時に三池採炭に関しては極めて消極的な方向を打ち出したのであった。この方向に対し小林は、まず生野支庁雇フランス人技師ムーセに三池炭の実験調査を依頼した。ムーセ報告は三池炭の良質なこと、コークスに適すること等を証明し、ゴットフレ―説を退けたものであった。⁽¹²⁾この報告によって民業説や生野鉾山所属説は完全に斥けられ、三池炭礦の独立官業化方針が確定し、明治九年以降の大久保政権下の直輸出政策とも相俟って設備投資の急速な発展が開始されるのである。

(1) 「三池炭山官行ニ帰スルノ顛末」(『皇明治一六年 三池鉾山局年報』所収。以下「年報」①と略称。三池鉾業所史料)。なお異本(三井文庫所蔵史料 追二九七―)も存在するが、本稿は右記史料による。

(2) 鉾山の官宮政策の特徴については石村善助「鉾業権の研究」第二章参照。なお石炭山の官宮は、燃料資源の確保、軍事目的の達成が直接的縁由となっていると言われるが、官宮石炭山(三池、高島、油戸)で燃料資源の確保を直接の目的として官宮とされたのは油戸のみであり、海軍予備炭田(唐津炭田)は、官宮政策とは別に海軍省によって推進されたと言われる(石村前掲書六七ページ注(2))。

(3) 「炭山沿革史」(一―二ページ)によれば、一四六九年(文明一)稲荷山において同村農夫伝治左衛門が最初に石炭を発見し、その後平野山が一七二一年(享保六)、生山が一八五三年(嘉永六)に開坑されたと記している。

(4) 三池藩では藩宮形態をとっていたが、藩宮といっても「最初から三池藩自体はこれを経営していなかった。請負制度によって採掘を許し、藩は右請元から一定の運上金を取って山の監督だけをやっていたものである」(「三池鉱業所沿革史 第一巻前史」一四二ページ。以下「沿革史」と略称)。この形態は一八六〇年(万延一)藩宮の兵会所の設置による石炭販売の統轄によって若干変化するが、採炭請負制度は何ら変化を受けなかった。当時の労働力については「藩宮時代の従業員は大部分が地元民であった。坑内が深く延んでいくに従ひ、採炭夫は所謂間部掘りと称して一般的に賤業視され、毛嫌ひされる傾向があった。坑外の石炭運搬は、おもに農民が仕事の余暇に請負でこれに携っていた」(前掲「沿革史」八〇ページ)と述べているように貧農労働力が主であった。

- (5) 「鉱業自宮主義」については石村前掲書、第二編参照。
- (6) 「三池県士族ヨリノ願書添書」(前掲「年報」①所収)。
- (7) 「三潯県上申書」(同右)。
- (8) 森脩「嘆願書」、同「再願書」(同右)。
- (9) 「三潯県上申書 石炭山ノ義申上」(同右)。
- (10) 「小林大属赴任ノ」(同右)。
- (11) 「旧稼人処分ノ」(同右)。
- (12) 以上については「炭山沿革史」九一―一三ページ参照。

2 官営化直後の生産機構

官営以前の生産形態について瞥見しておく、三山とも鶴嘴で採炭し、その石炭はザルで坑口まで運ばれ、坑口において石炭問屋と売買し(坑口渡しという)、販売された石炭は平野山では坑口から長満川堤防・思案橋を経て横須浜に運ばれ、稻荷山では一部山を経て大牟田川に運び、そこから横須浜へ運搬された。このような生産形態は官営以後も一八七六年(明治九)頃までほとんど変化していない。たとえば当時の生産過程について「坑内水を水桶又は水車で汲揚げて掘場(切羽のこと)を作り、これを掘荷夫(採運炭夫)を配役し掘夫は鶴嘴で採炭をする。荷夫は出炭を箆こで坑外へ運搬する

第1表 明治六年坑内間数調

坑名	全間数	稼所 ^① 高さ	平均一坑間数
大浦	3,051間4尺	15	203間4合4勺余
中小浦	1,460間半	18	81間1合3勺余
生山	1,224間	8	153間
小浦	1,222間	13	94間
小浦上石	306間半	5	73間3合
鳥居	578間	10	57間半
本谷	2,510間	23	125間

主な石炭問屋
橋本屋（森時三郎など）
辰己屋
魚屋（森喜一郎）
綿屋（福井福太郎）
高野屋（野口忠太郎）

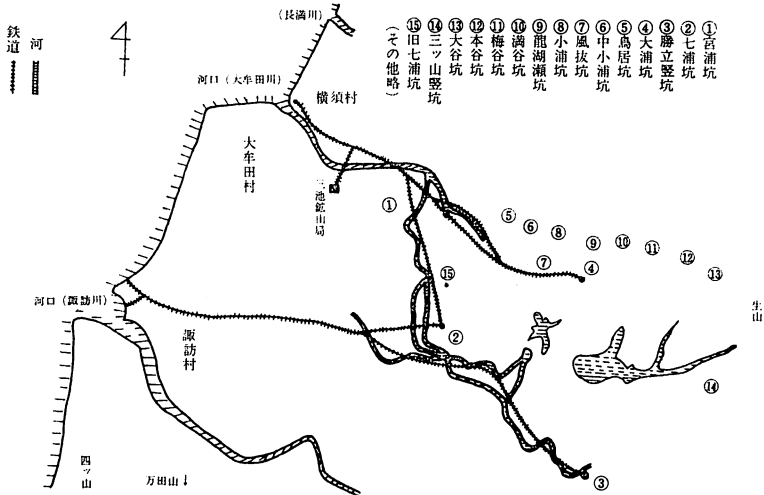
出所）「吉田松次郎氏談話」。

出所）「各坑内間数調」（『雜件』①所収 三池鉱業所史料）。

状態であつた⁽²⁾と述べられている。このような状態にあつた官営直後の生産機構を、労働手段と労働力の側面からより具体的に検討してみよう。

〈労働手段〉 まず最も基本的な労働手段である切羽と坑道については第1表の通りである。これらの坑道は巾一五尺・高さ六尺で、「二一問真角」の「豆柱」を残し上層六尺のみを採り下層六尺は残していた⁽³⁾。排水は人力による水車を用い、各坑の出水は大浦坑疏水道に集められ、そこから排水されていた⁽⁴⁾。通気は官営以後も三ツ山堅坑の開鑿（一八七六年）まで坑口に火を焚いて通風をよくしていた⁽⁵⁾。以上のように一八

第1図 三池探炭坑概観図



出所）「官営時代探炭坑位置図」（『沿革史』第1巻前史其二）より。明治14年5月作成のもの。

第2表 三池炭礦出炭販売高月別表

月	坑業日数	掘採噸数	一日平均	売却噸数
1	24	5,108	212	6,618
2	25	5,328	213	6,564
3	28	6,246	223	8,465
4	27	5,760	213	9,931
5	27	6,680	247	11,796
6	27	3,702	137	6,595
7	28	4,170	148	7,028
8	29	5,763	198	8,441
9	29	6,267	216	7,226
10	29	8,173	281	7,548
11	29	9,279	343	7,154

出所)「明治八年一月至十一月 三池石炭出炭高・売却高平均比較表」(「雜件」①所収 三池鉱業所史料)。

七六年(明治九)までは労働手段の設備投資はほとんどおこなわれず旧来のままの継続であった。次にこれに対応する労働力の在存形態の検討に移ろう。

〔労働力〕 当時の炭坑労働力について「一般従業員は地元の土着農民が多数を占めていた。農繁期になれば帰農し、農閑期になれば出役するという変動常ならぬ状態は、落営の頃と少しも異なるところはなかった」と指摘されている。季節労働力の性格の濃い貧農労働力が基盤であった。このことは第2表の月別出炭高の大きな変動によっても証明される。次に炭坑就業者の労働力構成を検討すると、第3表に示されるように小規模な坑口が多数あり、その集積の上に

三池炭礦が成り立っていることが判明する。労働力構成の特徴としては採炭夫に比し運搬夫の比率が高いこと、大規模坑口において水方(排水夫)の人数が多いこと、また七三年と七四年を比較すると人数から推して経営の発展がほとんどみられず停滞現象にあると云ってよい。これらの労働力の賃金は、第4表にみられる通りである。表にある頭取は坑内監督者であるが、いわゆる納屋頭のような存在ではなく、賃金からみても坑内労働に習熟した単なる現場監督としての監督労働に従事していたものと考えられる。賃金で注目すべきは採運炭夫(掘荷夫)とそれ以外の諸職工との賃金体系が相違していることである。すなわち採運炭夫は出来高払制であるのに対し、その他の諸職工は定額賃金となっている点である。これは官営以降諸労働力をすべて直轄にすると同時に出炭増加を促進するために、こ

第3表 各種労働力一覽表(人数)

		掘方	荷方	水方	油方	日雇	石撰	石取	風呂焚	坑夫頭取	下頭取	総計	備考
明治 6年 9月	大浦	22	75.4 ^(注)	19	2	7	2	1	1	1		128.4	
	中小浦	18	33.4		1	2		1				61.4	
	生山	9	45	1	6	1	62						
	小浦	18	52	2	2	10	1	86					
	鳥居	10	10	1	5		1	27					
	本谷	20	47	4	2	10	2	2	86				
明治 7年 11月	大浦			4	2	9		2					頭取1
	小浦	11	41		2	10		1					頭取1
	鳥居	10	26		1	5		1					大工1
	梅谷	42	42.0	35	3	16							
	本谷	14	36.7	5		10							

出所) 前掲「雑件」所収。

注) 荷方は一定の運搬量を基準として算定された人数である。

第4表 鉦夫賃金

1874年(明治7)11月現在

頭取	18銭
掘荷夫	(一荷50斤採掘費)
大浦坑	8厘9毛
風抜坑	6厘6毛
小浦坑	6厘9毛
本谷坑	7厘5毛
鳥居坑	4厘6毛
梅谷坑	1銭7厘4毛
油継	13銭
上日雇	15銭
並日雇	14銭
石撰	13銭
石取	11銭
大工	14銭
風呂焚	10銭
呑水汲	5銭
車道作夫	13銭
一ノ水方	13銭
二ノ水方	13銭
三ノ水方	13銭

出所)「沿革史」(第一卷 前史其二) 416ページ。

の段階で一応それに照応した賃金体系を採用したものと見えよう。この労働力の出身は藩営期と同様で、「筑豊と三池の労働者とは全然質が異なり三池は地元及其の附近の人が多く淳朴であった」と指摘されているように地元の貧農であった。要するに、この段階の三池炭礦は、官吏の監督のもとに坑夫頭取が貧農出身の坑夫を現場において指導、監督する体制であった。

以上から三池炭礦の生産機構を小括すれば、囚人労働力が一部に導入されたとはいえ、全くの試験的なものであり、生産体系は旧来の不安定な貧農労働力に基礎を置くマニユ的経営にすぎなかった(官営当初の経営については第5表参照)。このような生産体系のまま官営直後放置されていた理由には次の二点を指摘できる。第一にすでに検討を加えたように、経営主体の方向性(官営、民営等)が不確定であったこと、第二に政府の石炭産業に対する積極的位置付けが乏しか

第5表 各坑一日費用一覽 (明治6年12月) (その1)

	坑内間数	出炭	荷夫	掘夫	日雇	坑夫賃	油	伐梁	浜迄里程	手代	馬夫	車夫	役人	帳附
	間	荷	人	人	人	円 銭	斗	斤	町 合 ヲ	人	人	人	人	人
梅谷坑	734	1,500	182	18	87	25.50	3	2,000	1.1.4	4				
炉谷坑	152	800	30	10	27	4.80	0.9	5,500	1.1.5	2				
本谷	218	700	40	10	19	6.09	1.28	5,600	1.1.5	2				
谷	110	500	28	7	17	3.50	0.67	5,500	1.1	2				
大会	50	500	20	11	17	3.65	0.6	5,500	1.3	2				
所										6			2	2
総計	1,305	4,000	300	56	167	43.54	6.45	24,100		18	80	280		

出所)「平野山旧役所并各坑一日費調」(前掲「雜件」所収)。

第5表 同 前 (明治6年5月) (その2)

大浦	162	450	17	7	26	3.132	0.7	1,500	0.6.3	3				
風抜口	65	1,006	29	13	12	5.15	0.5	1,500	0.5.7	3				
長谷口	45	475	15	13	15	4.452	0.3	1,200	0.4.3	1				
鳥居口	60	960	28	16	22	6.41	0.45	1,500	0.4.8	2				
中小浦口	72	481	11	8	8	2.338	0.35	1,500	0.5.4	2				
中ノ口	80	235	8	9	6	2.169	0.25	900	0.5.7	2		130		

出所)「五月一日ヨリ同二三日 出炭一日平均見込 旧請負稼中」(同上所収)。

注) 1. 1ヶ月給 壺原 康成 8円 立花 碩 5円

純一郎 7円 堺 信 7円

2. 5月11日より休坑 下請坑數十ヶ所休坑

ったこと、この二点である。このような状況に転換を迫る新たな動きは官営化方針が確定し、大久保政権の直輸出政策の一環に石炭が組み込まれ、石炭の海外輸出を三井物産が一手に担うことによってもたらされるのであるが、三井物産の三池炭一手販売以前の三池炭の販売状況を次に検討しておこう。

(1) 「吉田松次郎談話」(談話聴取録(三池)(一)所収 三井鉱山五十年史編纂資料)。吉田松次郎は一八六六年(慶応三)三池で生まれ、一八八五年(明治一八)には三池炭礦の下掛(開坑第二科)を勤めている。

(2) 「沿革史」(前掲)二九九ページ。

(3) 「鶴卯三郎氏談話」(前掲「談話聴取録」八八九ページ。鶴卯三郎は一八五八年(安政五)三池で生まれ一八八一年(明治一四)には鉱山局下掛、八三年には開坑第二科鉱業掛補佐を勤めている。同氏の話によると下層六尺は後に鉱山職員佐伯の意見により採炭がはじめられ、炭柱については「当時の炭柱は豆柱といって十一間真角で中心から中心まで十三四間あった」と述懐している。

(4) 「大浦坑の排水道は本筋と云って坑内は生山迄続き他山の水迄一手で茲で揚げていた。即ち排水口は一部山(笠の地藏)へ設け大浦坑から各所分共汲上げて地上疏水道で一部山迄送水していた。この事は旧藩時代で鉱山局になってから坑内の疏水道を坑外へ変更して矢張り一部山で川へ流していた。本筋への排水は水車でやっていた」(前掲 鶴談話八三ページ)。

(5) 同右 六ページ。

(6) 前掲「沿革史」四一五ページ。

(7) 水方人員の一例として「三池梅谷坑内へ使役スル所ノ人員四十九名ニシテ九十七ノ水車ヲ以テ水ヲ汲出ス」(ムーセ「三池炭山報告」前掲「年報」①所収 一八七五年(明治八)八月付)。

(8) 前掲「吉田松次郎氏談話」二八ページ。

(9) 「明治六、七年頃デアリマス、最初ニ笹谷ト称スル処(大浦斜坑ヨリ東北方約五丁ニ在リ)ニ殆ンド民家ニ等シキ拘禁場ヲ設置シ徒罪三、四十名ヲ拘禁シ、龍湖瀬坑(大浦斜坑ノ東北約二丁)ヨリ大牟田港ニ向ケ運炭ノ労役ニ従事セシメマシタ、之レガ三池ニ於テ罪囚ヲ使役セシメタル濫觴デアリマス」(永吉鹿太郎「三池炭礦における囚徒採炭の由来」 三井鉱山五十年史編纂資料)。囚人労働が本格的に導入されるのは西南戦役以降である(後述)。

(10) たとえば一八七四年（明治七）四月と六月に三池鉱山局主任小林秀知は伊藤工部卿宛に「月額五千元」の營業資金の「二千円増」を要請しているが、不採用となっている（「定額金増加同ノ一」）「再ビ定額金増加同ノ一」（前掲「年報」所収）。当時政府が鉱山業において重視していたのは金銀銅であり、石炭業は視野の外にあった（隅谷『日本石炭産業分析』一一二～一二三ページ参照）。

(11) 一八七六年（明治九）五月頃には盛んに通貨論争がおこなわれている（「大隈侯八十五年史」I 六二五～六ページ）。三井物産への三池炭一手販売委託も、こうした状況の中から提起されてきたと思われる。

3 官営当初の石炭販売

三池炭の販売を三井物産が一手に引受ける七六年一〇月以前の官営当初の石炭販売は、方法も経路もほぼ藩管時代と

第6表 各種番船所有一覧表

積載量	船主名	鳴原石屋支術番船	鳴原山本屋久盛番船	鳴原堺屋喜惣治番船	大牟田浜番船	横須浜番船	大牟田浜番外船	横須浜番外船
2—3万斤未満					2		(1万8千斤2艘)8	3
3—5					18			18
5—10								
10—15								
15—20	2		1					
20—25			1	1				
25—30	5		5	1				
30—35	8		14	1				
35—40	13		3					
船数計	28		24	3	(船主20人)20	(船主19人)19	(船主24人)24	(船主12人)21
総積載量	933万斤		772万2,000斤	83万斤	70万3,600斤	64万6,000斤	75万4,800斤	106万1,100斤

出所)「雑件」⑨より作成。注)番外船とは定期の順序には入らない石炭運搬船を指す。

(単位：斤)

7	8	9	10	11	計
		334,200			2,185,292
398,665					1,104,888
349,170		330,000		416,848	1,953,588
3,696,085	2,925,728	2,355,060	3,143,630	1,923,880	26,810,912
736,700	3,423,300	1,737,917	1,562,150	2,019,550	26,152,838
1,102,400	1,592,800	805,480	351,200	1,065,689	5,846,599
109,500	241,300	328,238		218,000	2,375,478
1,090,000	1,162,120	1,293,240	2,027,210	1,280,000	18,413,367
1,565,000	1,505,000	1,610,000	1,763,210	1,706,915	19,320,925
1,265,000	1,153,840	1,305,000	1,402,460	1,423,325	15,239,175
1,494,965	2,176,080	1,991,020	2,430,500	1,964,702	32,868,179
11,807,485	14,180,168	12,090,155	12,680,360	12,018,909	146,775,301

同様であった。坑口まで運び出された石炭は、馬や大八車などによって大牟田浜・横須浜に運ばれ、そこから個人所有の浮船で島原港へ送られ、島原石炭問屋を介して各地に販売された⁽¹⁾。坑口から大牟田浜、横須浜までの運搬は「下請人」(大野源哲)が一手に引受けており、近隣の農閑期の農民を人夫として使用していた⁽²⁾。浜から島原までの運送は個人所有の番船と呼ばれる舢舨で行なわれ、その所有者は島原の石炭問屋と地元の零細な船主で、前者は三〇万斤積前後の大形番船を数多く所有し、後者はほとんどが三、四万斤積の小形番船を所有していたにすぎなかった。また所有船による積載量は島原石炭問屋の三軒で約八五%近くを占め、彼らが石炭販売の中心的位置を占めていた(第6表参照)。

この島原石炭問屋を中心とする流通^{||}販

官當三池炭礦と三井物産（春日）

第7表 三池石炭買入取扱高比較表（明治8年1—11月）

	1	2	3	4	5	6
東京	716,470	794,628			330,000	
生野					359,040	347,183
長崎	315,350		78,530		463,690	
山本屋	953,150	1,456,368	2,279,937	1,742,040	5,356,452	978,581
石屋	635,750	695,325	2,130,900	3,138,576	2,044,940	2,527,730
千年屋					256,500	672,530
堺屋	242,850		235,502		446,450	553,620
野口	1,134,127	810,000	1,117,000	4,017,440	3,797,180	685,000
小野	1,125,000	1,720,000	1,880,000	1,750,000	2,400,000	2,299,810
森	915,000	1,385,000	1,750,000	1,400,000	1,850,000	1,349,650
小口合併	5,080,575	4,166,836	4,749,000	4,635,660	2,513,300	1,665,542
計	11,118,272	11,028,157	14,220,869	16,683,716	19,817,552	11,079,646

出所)「三池石炭買入取扱高比較表」(前掲「雜件」①)より作成。

注)小野(大野源荷支配人)…三池石炭商,野口…三池石炭商,森…三池石炭商,
山本屋…島原港石炭取扱方(問屋),石屋…島原石炭問屋,堺屋…島原石炭問屋,
千年屋…不明。東京は大阪分を含む(1月のみ)。

売機構は三井物産の三池炭一手販売買契約
まで強固に存続するが、鉾山局によって一
定の改変を余儀なくされた。七四年(明治
七)五月小林は島原港に石炭置場を設置す
ると同時に、伊藤工部卿宛に

旧稼中、島原港二問屋ナルモノ三軒ヲ設ケ、
諸賃船右三問屋ヲ経テ石炭購求スルノ風習
ナル所、該問屋共口銭ト唱石炭壹万斤ニ付
金六、七銭乃至拾式錢五厘ヲ取立ルノ不公
平アリ、且其他弊習モ之レアルヤノ趣キニ
ツキ、以米問屋ノ名称ヲ廢シ鉾山寮用達ノ
名目ニ改正、直売ヲ除クノ外用途ノ手数ヲ
掛ケタル時ハ一般ノ手数料ヲ下付致度旨

を申請し(六月八日認可)、島原石炭問屋の制
度を廢止し、「鉾山寮用達」と改めた。^③これ
に対応して三池炭礦における石炭販売の実
務(売却上其他運送船取扱方)を命ぜられて
いた三池郡横須浜の野口治作は、島原問屋
の廢止と共に「売却世話方」に就任し、さ

第8表 明治7年三池炭販売先（塩田・家庭用を除く国内消費）

注文先	用途	数量
主 船 寮	試験のため	コークス1万斤
製 作 寮	セメント製造用	粉炭5万斤
大阪大砲製造所		磐下塊炭15万斤 コークス6万斤
鉄 道 寮	東京横浜間鉄道汽車燃料	土層塊炭500トン

出所)「沿革史」(第1巻其二)1338ページより。

第9表 上海石炭輸出入高(明治9年中)

地名	塊炭	粉炭	高 値	低 値
	t	t	テール	テール
イギリス炭	12,150		9.12	8.00
オーストラリア炭	34,098		8.3	7.2
高 嶋 炭	12,700	13,690	8.2	6.9
米 国 無 煙 炭	2,401			
唐 津 炭	13,000		5.8	4.3
台湾キーロン炭	15,490		4.9	4.0
日本各地炭	41,300		凡5.5	凡4.0
三 池 炭	3,000		4.56	凡4.0

出所)「明治九年中上海ニ於テ販売ノ為メ各国ヨリ輸入シタル石炭總高及価額」(「大隈文書」第4巻「上海商況視察報告書」A3172)より作成。

らに翌年五月には「石炭売捌方」に就任している(石炭販売の取扱権限が、野口に移ったとは言え、流通過程において島原石炭問屋が、依然として中心的位置を占めていたことは以下で説明する第七表から判明する)。

次に当時の石炭販売先を検討しよう。それを示したのが「三池石炭買入取扱高比較表」(第7表)である。この表中小口先は言うまでもなく地元の家産燃料である。山本屋・石屋・堺屋などの島原石炭商、野口・小野・森の三池石炭商の販売先は地元家庭燃料と塩田方面が中心である。塩田方面への販路は古くから開かれており、官営以降には周防国(山口県)居住で当時工部大輔であった山尾庸三の実兄藤村吉九郎と実

弟山尾市太郎とが工部大輔の縁故によって、塩田方面への三池炭の販売を委嘱されていた。⁽⁵⁾長崎への販売は主に長崎石炭問屋を媒介として長崎外商に販売されたものと考えられる。⁽⁶⁾東京・大阪・生野は第8表のような官宮諸工場、鉄道が中心である。同時に東京方面には島原石炭問屋↓東京石炭問屋↓横浜売込問屋↓外商（船舶燃料）のルートを通して輸出された部分もある。⁽⁷⁾

以上から判る通り、三井物産の三池炭販売以前においては、島原石炭問屋並に三池石炭商が石炭販売の中心的位置を占め、石炭はほとんどが塩田や官宮工作所、鉄道等の国内消費に向けられ、海外輸出は外商を通じて一部分が輸出されたとすぎなかった（第9表参照）。

これまで検討を加えてきた三池炭礦の再生産の構造は、三井物産の三池炭一手販売契約を契機に一変する。政府の外貨獲得政策による三井物産への三池炭一手販売契約は、流通機構の再編、市場構造の転換⇨世界市場への編入を必然化し、その海外市場からの要請に対応すべく三池炭礦の生産設備も飛躍的な進展を遂げていくのである。したがって、次には三井物産の石炭取扱の具体的内容、すなわち三池炭の流通機構・市場構造の内容を生産過程の分析に先立っておこなわなければならない。

(1) 「沿革史」(第一巻前史其二)三二七ページ。

(2) 当時の坑口から浜までの石炭運搬について白仁政吉は次のように回顧している。「大野源哲ト云フ(人デ)三池藩ノ御典医ヲ勤メテ居ッタ人ガ、鉱山寮デ採掘シタ石炭全部ノ運搬並ニ販売ヲ一手ニ引受ケテ大分儲ケ出シマシタ、当時ハ下請人ト言フ名称デシタガ、其頃坑内デ炭ヲ掘ッテ坑口マデ出スノガ鉱山寮ノ仕事デ、運搬販売ハ下請人ガ一手ニ引受ケテ居リマシタ、下請人ハ多クノ人夫ヲ使ッテ炭運ビヨラセタノデスガ、炭ヲ一度ニ百斤運ブモノヲ一升ト言ヒ、九十斤ヲ九合八十斤ヲ八合ト言フ風ナ等級ニ分ケテ夫々ノ等級ノ札ヲ持タセテ居リ、今ノ炭礦ノ小頭ニデモ相当スルデセウ頭取ト言フノガ居テ、監督シテ等級通りニ炭ヲ運バセテ居リマシタ……」(「白仁政吉氏談話」前掲「談話聴取録」所収)。

(3) 「島原問屋ヲ廢シ用違ノ名称ニ改ムル」(前掲「年報」①所収)。

(4) 「売却世話ヲ設ル」(同右)。

(5) 前掲「沿革史」三三八ページ。

(6) たとえば長崎の丸屋善右衛門から鉾山寮宛書簡(七六年五月二三日)には以下の如き事実がある。「一、三池石炭是迄上海江運送高斤一ヶ月百五拾万斤ヨリ式百万斤位 但シ代価之儀者彼地有高之多少ニヨリ高下茂有、尤昨今之売レ相場彼地江問合セ申上候」(「雜件」(自明治六年至十年) 以下「雜件」①と略称。三池鉱業所史料)。

(7) 以下の事例はこのルートを示している。「(明治)八年一月東京小網町四丁目坂庭歳兵衛池田幸兵衛ノ兩名へ梅谷塊炭九拾万斤売却約定内、四拾七万斤余三四月頃回漕ニ及ヒシ所、該炭横浜着ノ上前兩人ヨリ同港吉田寅松ナルモノへ悉皆売払ノ約定致セシ由ニテ既ニ噸数掛改メノ上英商フーテンヨリ故障申述」(「坂庭歳兵衛外一人へ石炭売渡粉紙」)前掲「年報」所収。

二 三池炭の販売と三井物産

1 三井物産保護政策の展開

三池炭の流通販売機構は三井物産の三池炭一手販売契約によって大きく転換した。大久保の直輸出政策の一環に石炭が組み込まれ、積極的な位置付けが与えられると、政府は七六年(明治九)六月品川上海総領事宛に三池炭の見本品(上層塊炭、磐下塊炭、コークス各百斤)を送り上海の用途別(ガス、蒸気、日用燃料など)需要高の報告を指示すると同時に、益田(元先収会社幹部)等三井首脳部に三池炭の海外販売を打診した。^①益田は先収会社時代に官営高島炭坑(官営期僅か一年)の一手販売契約を引受けていたが、七五年(明治八)一月高島炭坑が後藤象次郎に払下げられ、一手販売契約が解消されたため、三池炭の一手販売契約には並々ならぬ意欲をもっていたと言われる。^②従って政府の打診に対して七六年(明治九)六月十五日、三井では三井養之助代理益田孝の名を以て鉾山寮宛に九ヶ条からなる販売条件をつけて三池炭の海外販売一手引受を要請した。その第一条〜第五条までは販売の事務手続に関する条項であり、第六条では諸費用の鉾

山局負担（都而売捌ニ付差起リ候入費）と三井物産負担（御用取扱御用所之費用）が明記され、第七条で三井物産の手数料（売上ノ代価）の二・五パーセント）が定められている。⁽⁴⁾ この「書付」は、おそらく三井と政府との協議のもとに三井から政府へ提出されたものと思われる。この一手販売契約の締結を具体化するためには政府・三井物産ともに上海市場の需要の状況と三池炭の炭質の認識の一致が必要であった。

上海市場の状況については翌七月五日上海品川総領事から益田宛に次のような報告がもたらされた。⁽⁵⁾

我見ル支那ニ石炭商社アリ英仏ノ瓦斯社アリ、就中瓦斯社ハ石炭ヲ己ノ職用ニ供ス、然シテ若シ其ノ品ココニ在ルアラハ彼等常ニ之ヲ求メントス、且ツ鍛冶及ヒ兵部製作所等ニ石炭ヲ用ユルアリテ各々併計スルモ其額甚タ夥シ、去月廿日ノ書中ニ陳ル如ク、方今焚却ノ総額ヲ案スルニ、一月間二千五百噸乃至二千噸ノ間ニ在リシナリ 三池之石炭ハ奥洲島羅利亞ト神戸ノ石炭ニ対シ少ル事ナカラントス、然レトモ三池ノ石炭ハ前ノ兩種ニ比スレハ稍々少ラサル事ヲ得サルノ勢アリ、故ニ之ヲ下値ニ鬻カサルヘカラス、之ヲ下値ニ鬻ケハ却テ優ルノ勢ヲ得ヘキニアラスヤ

高島ノ坑ハ漸ク減少ニ赴キ衰微ニ由テ最前ノ如ク宜シキヲ得サルナリ

高島石炭一噸毎ニ 六「テール」

唐津 同 三「テール」半

神戸石炭ノ額二百五十九噸一緒 每噸五「テール」半宛

奥洲島羅利亞ハ一千五百噸一緒 每噸七「テール」宛

三池石炭一噸毎ニ 五「テール」半

但シ此礦ハ風評ノミアリテ實際売買ナキカ如シ

要するに三池炭の価格を低廉にすれば、上海において三池炭の需要拡大が充分可能であることを示唆したのである。この報告で上海市場の問題は三池炭を低価格で販売することによって解決することが判明した。

次に三池炭の炭質については同月十二日に益田自ら羽太紀克を随え三池へ出張し調査している。⁽⁶⁾ この調査行は、三池

炭販売の三井物産への委任に関する権頭代理鉱山助中島佐衡の伊藤工部卿宛伺に対する伊藤の回答（結約の方法等ニ至テハ、願人益田直チニ三池ニ赴キ、炭質ノ品位産出ノ多寡等実地ニ就キ親敷目撃、彼地ニ於テ小林大属ト協議ノ上、更ニ伺出シムヘシ）に基ずくものであった。調査結果が良好であったため、益田は直ちに羽太を三井物産長崎支店設置にあたらせた（同月二九日三井物産創立）。このような準備段階を経て同年九月十六日鉱山寮と三井物産との間に次に掲げる「三池石炭売捌方条約書」（以下「条約書」と略称）が締結され、政府は十月一日付をもって石炭世話方野口治作を解任した。

三池石炭売捌方条約書⁽⁸⁾

（前文略）

第 七 条

一、鉱山寮ハ明治九年十月一日ヨリ三池石炭売捌方一切物産会社へ委任セリ、物産会社ニ於テハ心力ヲ竭シ鉱山寮ノ為メニ勉強シ、其品位相当ノ価格ヲ失ハスシテ内地外邦ヲ論セス広ク四方へ売捌キ務メテ残余ノ者無之様注意可致事
但土地ノ窮民焚用ニ充シカ為メ各坑ノ便利ニ依リ坑口ニ於テ売却ノ分并非常ニ際シテノ官用等ハ、鉱山寮ニ於テ直チニ此ヲ取扱フヘシ

（中略）

第 八 条

一、内外諸方へ輸送ノ運賃海上保険料并荷揚積蔵敷貫目改メ人足賃等其売捌ニ付差起リタル入費ハ、鉱山寮ノ引受タルヘシ、尤モ此等ノ入費ハ務メテ減省可致様物産会社ニ於テ精々注意スヘシ、此他売捌方取扱ヒニ付内外国人ヲ相雇并売捌ニ付内外所々ヘノ電信料郵便税及ヒ証券界紙証券印紙等ノ諸費ハ、一切物産会社ノ引受タルベシ

第 九 条

一、物産会社ハ石炭売捌方ヲ幾重ニモ苦心致シ、鉱山寮ノ為メヲ專一トシテ尽力致スニ付テハ、右売上ノ代価官私内外ノ差別ナク総テ物産会社ニ於テ取扱タル売捌代惣高百分ノ貳半ヲ手数料トシテ鉱山寮ヨリ物産会社エ付与可致事

第拾条

一、石炭需用多キ地へ借庫致シ或ハ藏船ヲ繋ク等都テ売却ニ付辨利ナル事ハ、時宜次第其取行ヲ物産会社ヨリ鉱山寮へ申出ヘシ、鉱山寮ニ於テハ其申出ノ如ク事実相違ナキ時ハ此ヲ取扱フヘシ

（第拾壹条略）

第拾貳条

一、海外ニ於テ売却キタル石炭ノ代価ハ為換ヲ以テ横浜へ差廻シ、之レヲ東京鉱山寮へ納付シ收領ノ証書ヲ得、而シテ此ノ証書ヲ以テ精算書へ相副三池鉱山寮支庁へ納付可致事

但石炭売代金ハ總テ現品ヲ以テ上納スヘシ、洋銀ヲ金円ニ交換スル等ノ義ハ不相成事

第拾參条

一、島原或ハ長崎等ニテ收入ノ代価ハ直チニ三池鉱山寮へ納付シ、横浜東京ニテ收入ノ代価ハ東京鉱山寮へ納付シ、其東京ニ於テ納付ノ分ハ領收ノ証書ヲ以テ之ヲ三池鉱山寮へ完納スヘシ

但石炭売代金ハ悉皆之ヲ鉱山寮へ納付シ、手数料并鉱山寮ヨリ支払フヘキ金員ハ別段之レヲ物産会社へ受取ルヘシ、彼我差引ノ計算ハ不相成事

（以下略）

全一六ヶ条からなるこの「条約書」によつて、三井物産は三池炭の一手販売権を公認され、二・五パーセントの口銭料の他に借庫・藏船なども貸与された。他方政府は「洋銀ヲ金円ニ交換スル等」を禁止し（第拾貳条）、外貨が確実に政府へ収取できるように計った。この外貨獲得政策は政府の石炭輸出政策の根幹をなしていた。伊藤工部卿が小林秀知に對して、

三池産炭販売ノ要タル専ラ外国輸出ニ充ルニアリ、敢テ内国ニ拘泥スル勿レ、且其価値ノ如キモ仮令内国ニ貴ク外国ニ卑シト雖モ毫毛闕スル所ナク、苟モ原価ニ損失ナキヲ得ハ、強テ得益ノ多寡ヲ論セス飽迄輸出ノ増加ヲ勉メ、機ニ因ルアラハ内国販売ハ停止スルモ妨ケナシ、是深ク旨趣ノ有ルナリ

第10表 石炭輸出額

	石炭輸出数量	石炭輸出額(A)	総輸出額(B)	(A) (B)
明治 8	51,305(150,928)	841,112	18,611,111	4.5
9	48,959(115,296)	629,053	27,711,528	2.3
10	74,906(86,442)	623,014	23,348,522	2.7
11	104,434(99,817)	747,060	25,988,140	2.9
12	125,236(70,566)	711,356	28,175,770	2.5
13	131,963(154,290)	998,012	28,395,387	3.5
14	117,277(117,526)	790,877	31,058,888	2.5
15	135,697(188,974)	1,042,212	37,721,751	2.8
16	124,669(264,874)	1,235,436	32,268,020	3.8
17	184,058(335,234)	1,712,909	33,871,466	5.1
18	581,689(389,889)	3,300,406	37,146,691	8.9
19	705,043(455,483)	3,636,009	48,876,313	7.4
20	704,935(559,364)	4,192,849	52,407,681	8.0
21	975,289(588,039)	5,107,022	65,705,510	7.8
22	1,053,821(330,361)	5,709,261	70,060,706	8.1

出所)『横浜市史 資料編二 日本貿易統計』および『大日本外国貿易月報』より作成(円未満四捨五入)。

注)カッコ内の数字は外国船舶用。(A)には外国船舶用の価格も含む。統計資料には外国船舶用石炭の輸出総価額が掲載されていないため、該石炭以外の1トン平均の輸出価格を算出し、それに準じて外国船舶用石炭の総価額を計算した。

と述べ、再三にわたり右趣旨の履行を指示している。この「旨趣」が外貨獲得・市場獲得にあったことは明らかである⁽¹⁰⁾。それは当時政府が国内物産を輸出し、その受取り代金を現地の東洋銀行に積立てて英国において募集した新旧公債(合計三四〇万ポンド)の償却にあて、他方この積立金を流用して諸官庁の輸入品代金の支払いにあてようと企図していたことと符合している。

明治前半期における輸出品中、石炭は明治二〇年前後には単品で八パーセント前後を占める重要な外貨獲得商品になっている(第10表参照)。

三池炭の一手販売契約後三井物産の中国進出の第一のステップとなったのが七八年(明治九)冬の対支借款交渉であった。清からの借款要請に対して大隈大蔵卿は渋沢栄一、岩崎小次郎(銀行局長)、益田孝に借款交渉を依頼した。交渉そのものは不成立に終るが、この時の上海行が三井物産の上海支店設置の第一歩となった。

益田はこの点に触れ次のように述懐している。

此の上海行は大に役立った。曾て私がウォールシ・ホールでテーブルを並べて一緒に仕事をして居たブリネと云ふ瑞西人があつた。此のブリネが上海へ行って商売をして居ることが、ちゃんと私の頭にあつた。私はブリネに、石炭を売らふと思ふが、代理店を引受けて呉れまいか、長くは頼まぬ、其内に私の方から人をよこすから、其時には君の店の一室を貸して貰いたいと云うと、ブリネはよろしいと云うて早速承認して呉れた。斯う云う約束をして帰って、上田安三郎をやつた⁽¹²⁾

上田の帰京後、第一国立銀行と三井物産との共同で上海店設置の話し合いが行なわれ、左記の三点が確認された。

- 一、上海店ノ資本ハ雙方ヨリ二千五百円宛醸出シテ五千円トスルコト
- 一、必要ニ応ジ貸出金ヲスルガ之ハ利子ヲ支払フコト
- 一、上海出店ニハ正トシテ当社カラ上田安三郎、副トシテ第一国立銀行カラ笹瀬元明ヲ派出スルコト⁽¹³⁾

この上海店共同設置案は第一銀行の都合により解消となり、結局三井物産は「笹瀬ヲ当社社員ニ雇入レテ表面上当社出張店」とし、「清国上海支店事務取扱規則」「依頼品送り荷正金並荷為替取扱規則」を制定して七七年（明治一〇）一月上海支店を設置し、ブリネの代理店を解いた。この上海支店設置によつて、それまで清商を媒介とする長崎渡しであつた清国への販売が、日本ではじめて上海への直輸が可能となり、中国市場進出への足場を築いたのである。⁽¹⁴⁾

翌七八年（明治一一）になると益田は清国販売に対する諸種の保護を要請していくが、同年一月二一日それらを集約した「要款」を添えて「三池石炭ヲ清国へ販売ノ儀ニ付願書」を政府に提出した。

三池石炭ヲ清国へ販売ノ儀ニ付願書⁽¹⁵⁾

御国産中目今清国へ輸出版売相成候品額ハ、各種有之候得共、就中石炭ノ要需最多ニシテ漸次盛唱ニ趨クノ勢ニハ相見へ候得共、頃日聞知スル処ニテハ、彼国ニ於テモ煤炭開採ノ業ハ大ニ注意スル処アリテ、現ニ吳淞ノ鉄道軌ヲ台湾ニ移シテ炭坑疏通ノ便ヲ開キ、又天津牛莊辺ニテ新ニ炭坑開鑿ノ事ヲ起シ候趣ニ有之、若シ其言実ニシテ更ニ其開採ヲ増シ而シテ我国ヨリ輸送販売ノ業ハ却テ依然旧途ヲ踏ムニ於テハ、遂ニ此石炭ノ商事ヲ退却シテ我利實ヲ失フニ至ランモ亦不可測儀ニテ、最以テ緊切ノ時機ト奉存候間、此度右

石炭ヲ清國へ輸送販売ノヲ當社へ御委任被下度候、然ル上ハ向後殊ニ精念勉勵シテ、層低價競売ヲ爲シテ彼國創業ノ途ヲ阻止シ、益々我國石炭ノ要需ヲ増加セシムル様可仕奉存候、尤モ此石炭販売ニ付テハ別ニ運送船ノ供給無之テハ充分ノ輸出仕兼候ニ付、右船舶購取ノ費モ併セテ拝借仕リ、此石炭輸送ノ運賃ヲ以テ其元利ヲ年賦支消候様仕度奉存候、依テ別紙計算書相添へ此段奉願候也

三井物産会社

明治十一年十一月二十一日

益田 孝

大藏卿 大隈重信殿

工部卿 井上 馨殿

(傍点筆者)

この「願書」の内容は、傍点部分に端的に示されているように、清國の石炭産業の發展を抑制した上に、日本石炭産業の發展を計ろうとするものであり、日本石炭産業の發展が、清國石炭産業の發展を阻害した上にしか成立し得ない構造的脆弱性を孕んでいることを表明したものであった。この「願書」に付された政府に対する要請「要款」は次の如きものである。

三池石炭ヲ清國へ販売ノ儀ニ付要款⁽¹⁶⁾

第一

三池石炭ヲ清國へ輸送販売スル高ハ、毎月五千噸ツ、ト豫定スヘシ、尤モ販売不景氣ナレハ実地ノ景狀ヲ工部省エ具申シテ適宜其高ヲ減却スルヲ得ヘキ事

但シ商業上進シテ販売増加スルトキハ勿論輸出高モ相増シ可申事

第二

右石炭ノ代價ハ口ノ津港ニテノ受渡シニテ塊炭壹噸ニ付金壹圓五拾錢ト定メ、三池炭坑ヨリ口ノ津港迄ハ工部省ノ費用ヲ以テ輸送シ、口ノ津に於テ上海輸送船へ積取ルヘキ事

第三

右積船ハ口ノ津ニ於テ石炭ヲ積取候ニ付テハ、此船舶ニ限り同所ヨリ直ニ清國地方へ輸送ノ儀ヲ特別ニ御許可可致被下事

但シ所持ノ運送船破損ノ節ハ修繕中臨時外國船雇入回漕仕候ニ付、口ノ津ノ儀ハ不開港場ニ候ヘ共、入港積入ヲ特別御許可被下度事

第四

前条ノ譯柄ニ付テハ、此船ニ載送スル石炭ニ限り輸出税御免除可被下事

第五

此石炭ヲ販売スルハ専ラ上海ヲ以テ目途ト仕候得共、商業ノ景況ニヨリ他ノ清国地方ヘモ運搬可仕候事

第六

石炭販売ノ価格及其販売ニ付テノ費用ハ、別紙甲号ノ計算書ヲ目的トシテ取扱フヘキニ付、販売セシ石炭勘定書ハ毎月精細ニ取調ヘ其翌月々初ニ報告書ヲ工部省ニ差上可申、尤モ其勘定元帳モ何時ニテモ御検査ヲ受ケ可申事

第七

此石炭販売ニ付相当ノ費用ヲ引去リ（別紙計算書ニ準拠シテ）、剰余ノ純益金ハ別段ニ積立置キ、万一他日石炭ノ市価低下スル事アルモ、其積立タル利益金ノ半額迄ハ此販売ノ補償ニ供シテ第二条ノ定価ヲ相保可申事

第八

此石炭販売ノ年限ハ拾ヶ年トシ、而シテ其定価ハ五ヶ年間ハ第三条ノ通り相定メ、六ヶ年目ニ至リテ更其尙五ヶ年間ノ定価ヲ議定スヘキ事

第九

石炭積船及上海ニ於テ石炭貯蔵ノ地處ヲ新購ノ代価ハ、別紙乙号計算書ニ拠リテ金拾貳万円ヲ大蔵省ヨリ御貸下可致被下事

第十

右船及地處代ニ充ツル拝借金ハ年八分ノ利息ヲ添ヘ拝借ノ年ヨリ拾ヶ年賦ノ利附割済ト相定メ毎年十二月中ニ元利割合上納可仕候事

第十一

右拝借ニ対スル抵当ハ該船舶及地處ヲ以テスルニ付、年賦金皆済ニ至ラサルノ間ハ他ニ抵当ニ供スル等ノ事ハ仕間敷、且其船修繕等ハ時々充分ノ整理ヲ加ヘ置可申事

第十二条

乙号計算書ノ見込通り該船ニ属スル費用ヲ引去リ剰余ノ純益金有之分ハ、其半額ヲ別途予備金ニ積立置、他ノ半額ハ年賦期限内ニテ

モ拜借金ノ中へ返納可仕候事

第十三

右船舶ニ付テノ損益勘定書ハ毎月精細ニ取調、其翌月々初ニ報告書ヲ大蔵省へ差上可申、尤モ其勘定元帳及其船舶ハ何時ニテモ（船舶ハ運送時間ヲ妨ケサルベシ）御検査ヲ受ケ可申事

一トシ当り一円五〇銭ノ石炭払下、口ノ津輸出ノ認可、輸出税ノ免除、石炭積船・上海石炭貯蔵所ノ地所代価一二万円ノ貸与など一三ヶ条に及ぶこの提案は、大蔵・工部両省間ノ意見交換ノ結果、輸出税ノ免除（第四）を除いてすべて認可された。貸与金は一月一六日付で別途「命令状」が下され、その他ノ項目に關しては翌七九年（明治二二）一月付で制定された「命令条目」の中に組み込まれた（先に締結した「三池石炭売捌方条約書」はこれによって破棄された）。

命令条目⁽¹⁷⁾

筑後国三池産出石炭販売之儀、此度三井物産会社益田孝へ委任ニ付、命令条目左之通

第一条

一、明治九年元鉾山寮ト結約シタル分ヲ廢止シ、今更ニ三池石炭ヲ從今向十ヶ年間別紙甲号概算書ノ旨趣ニ基キ、海外輸送及ヒ販売ノ事ヲ一切三井物産会社へ委任セリ、物産会社ニ於テハ内地外邦ヲ論セス心力ヲ竭シ工部省之為勉勵可致事
但土地ノ窮民費用ニ充テンカ為、各坑ノ便利ニ寄り坑口ニ於テ売却ノ分非常ニ際シテノ官用等ハ、工部省ニ於テ直チニ之ヲ取扱ヘシ

第二条

一、右石炭之代価ハ別紙丙号価格表ニ記載スル通り相定メ、三池炭坑ヨリ肥前国口ノ津港迄ハ工部省之費用ヲ以テ輸送シ、口ノ津港ニ於テ輸送船へ積込、其外売捌ニ関スル費用ハ一切物産会社ノ引受タルヘキ事
但本文丙号記載スル価格表ハ鉾山器械整頓迄ニシテ、全ク竣工ノ上ハ更ニ其價格ヲ議定スヘキ事

第三条

一、石炭売捌之諸用ハ物産会社ニ於テ真正確実ニ取計フハ勿論ナレモ、尚之ヲ保証スル為公債証書又ハ地券之内差出置且売捌ニ関ス

ル諸帳簿ハ、惣テ何時ナリトモ無異議官員ノ検査ヲ可請事

第四条

一、石炭売捌ニ付期限ヲ定メ条約ヲ結ブ等物産会社限リ取結ヒタル時ハ、此条約ニ付如何ナル差縫レ生シタリ共、一切物産会社之引受タルヘキ事

但本文結約之時ハ其時々工部省ヘ開報シ、且其条約書ハ一々写取無洩工部省ヘ差出スヘシ

第五条

一、前条物産会社ニ於テ約条取結ニ付テハ、予テ出炭之目途現炭之多寡等三池鉱山分局ヨリ承リ置、其見積ヲ以テ諸方エ約条可致、若其見積ニ違ヒ又ハ約条取結方不都合之廉ヨリ生シタル事件並償金等一切物産会社之引受タルヘキ事

但乙丙丁三ヶ月之凡出炭見積高ハ甲月中ニ承リ置ヘキ事

第六条

一、石炭売捌之時ニ当リ物産会社ニテ現ニ売捌ヘキ価値ヨリ高価之、望人有之其本人直チニ工部省ヘ申出歟又ハ工部省ニ於テ他ヨリ同上之義ヲ聞込時ハ、其趣物産会社ヘ通知スヘシ、然ルキハ同社ニ於テ其高価ナル方ヘ売捌クヘキ事

第七条

一、売捌タル石炭之代価ハ、其払高ヲ詳記セル勘定書相添毎月末乃至翌月五日ヲ限リ三池鉱山分局ヘ收納スヘシ、其他詳細ノ事柄ハ報告書ヲ作り可申立事

但他所ニ於テ売捌ノ品ハ其他売捌人ヨリ差越タル勘定書ヲ一々相添差出スヘシ

第八条

一、石炭売払代価ハ洋銀ヲ以テ收入ノ分ハ、長崎出張出納局ニ於テ通貨ト交換ノ上出納局証書ヲ添、其他金銀貨幣共都テ現品ヲ以テ三池鉱山分局ヘ上納スヘシ

第九条

一、物産会社ハ石炭売捌ヲ幾重ニモ苦心尽力致スニ就テハ、取扱タル売捌代金總高百分ノ式半ヲ手数料トシテ工部省ヨリ物産会社ヘ附与可致事

但海外ニ於テ売捌タル分ニ限り、本文手数料ノ外号計算書之通り剰余ノ純益金之半高ヲモ可附与事

第十条

一、石炭売捌方ニ付、代価請取遅滞スルカ又ハ算違カ其他都テ各出張所ニテ代理人之不行届ヨリ相生シタル事件之償ハ、悉皆物産会社ノ引請タルヘシ

第十一条

一、第二条ニ掲載スル石炭運輸船ハ、工部省附属船或ハ工部省雇船ニ限り口ノ津港ヨリ直チニ海外ヘ輸出スヘキニ付、該地ハ不開港場ト雖モ特別許可スヘキ事
但口ノ津港出張所税関ノ検査ヲ受ク等ハ、都テ海外輸出品成規之通手数可致事

第十二条

一、前条之通委任スルニ就テハ別紙乙号計算書ニ拠リ、右石炭運輸用船舶且上海ニ於テ石炭貯蔵ノ地所新購ノ為メ、願ニ依テ金拾貳万五千円ヲ大蔵省ヨリ貸渡スヘシ、因テ右船舶ニ付テノ損益勘定書ハ毎月精細ニ取調其翌月々初ニ報告書工部省ヘモ差出可申、且其勘定元帳ハ勿論船舶共同時ヲ不限検査ヲ可受事

第十三条

一、石炭売捌其外前條款取扱ニ付、物産会社不行届ニテ官ノ損毛ヲ生セシカ或ハ不正之義有ルキハ、即時此条目ヲ廢止シ相当之處分ニ及フヘキ事

(文中甲号とは「三池石炭売却概算書」及び「三池石炭販売概表」、乙号は「風帆船ヲ以テ上海ヘ石炭運送損益計算書」、丙号は「石炭御払下価格表」、丁号は「蒸汽船ヲ以テ上海ヘ石炭運送損益計算書」である)

「要款」の要請をほぼ全面的に受入れたこの「命令条目」は、先の「三池石炭売捌方条約書」の内容を包含し、且つ三池炭礦より口ノ津港迄の運搬費用の鮫山局支出(第二条)、海外石炭販売純益金総額の半分の三井物産への付与(第九條)、口ノ津輸出の特別認可(第十一条)、石炭運搬用船舶・石炭貯蔵用地所購入のための資金貸与(第十二條)を新たに
加え、三井物産への保護を一層鮮明にし、その後数回の改正を経つつも、ここに以降八八年(明治二一)までの海外石炭販売のあり方を確定したと言つてよい。

ここで石炭販売代金の回収方法について触れておこう。まず国内販売代金についてみると、該代金は七六年（明治九）の「条約書」では島原・長崎などでの収入は直接三池鉱山寮へ納入し、東京・横浜は東京鉱山寮へ納入してその領収書を三池鉱山寮へ納めることになっていたが、七九年（明治二〇）にはすべて直接三池鉱山局（旧三池鉱山寮）へ納付することになった。次に海外販売代金についてみると、官宮期における海外石炭販売代金の回収方法は、しばしば変更され確定する資料も見出せないため断定しがたいが、ほぼ次のような変化を経て行われたものと思われる。

第Ⅰ期：七六年「条約書」制定～七九年「命令条目」制定期間。この期間では上海三井物産の石炭販売代金は、まず東洋銀行（後に香港上海銀行）に預金され、それを横浜の東洋銀行にドルの電信為替で送り、該洋銀額を三井物産が相場比率から円に換算して東京鉱山寮へ納付し、その領収書を三池に送付した。三井物産の手数料については東京鉱山寮から下付された。

第Ⅱ期：「命令条目」制定～八一年九月の期間。「命令条目」によって「条約書」が破棄され、洋銀収入は長崎出張出納局で通貨と交換の上、三池鉱山局へ直接納入するように定められた。この期の具体的経路については判然としない。前期と相違するのは大蔵省出納局が資金循環の中に介在していることである。⁽¹⁹⁾

第Ⅲ期：八一年（明治二四）九月～八七年（明治二〇）五月二八日の期間。これまで洋銀と円との交換業務（相場の換算）は三井物産が行なってきたが、これを大蔵省出納局がおこなうようになった。つまり上海三井物産からドルの電信為替で香港上海銀行に送付された石炭販売代金は、そのまま鉱山本局へ納入され、それを大蔵省出納局が円に換算し、三井物産はその円金額を長崎出張出納局で受取り三池へ納入した。

第Ⅳ期：八七年五月二八日～払下げの期間。これまで上海輸送石炭の売却代金は、上海三井物産の取引銀行たる香港上海銀行に預金されていたが、それを長崎第一八国立銀行上海代理店に預金し、その都度代り金を大蔵省出納局へ請求（八

六年一月六日以降三池鉱山局は大蔵省所轄として三池鉱山局へ上納した。売炭代回収方法については右の通りである。

ところで一般に三井物産上海支店の収入金は「清国上海支店事務取扱規則」あるいは「清国香港派遣役員事務取扱規則」によって、すべて東洋銀行（のち香港上海銀行）に預金され、本店の指示に従い時機をみて欧州または横浜・長崎へ向けて為替に取組み、その手形は郵船便によって東京本店あるいは長崎支店へ送付するように定められていた。この資金が海外物品の輸入にあてられたことは言うまでもない。三池炭売却代金に関しては、七九年以降ではその口銭料は現地洋銀で取得し右記の方法が適用されたが、他方純益金の半額は、鉱山局（後に出納局）から通貨で三井物産本店に支払われたのである（三井物産取扱いトン当り収益については第一一表参照）。

第11表 石炭払下価格表(トン当り)

売捌代(清貨)	手取金(日本通貨)	元価(日本通貨)	御省益金	元価並に御省へ上納すべき分	取扱人益
三三〇 <small>テール</small>	二・〇〇六七	二・〇〇〇	〇・〇〇三三五	二・〇〇〇三三五	〇・〇〇三三五
三四五	二・一九九七	二・〇〇〇	〇・〇九九八	二・〇九九八五	〇・〇九九八
三六〇	二・三九二三	二・〇〇〇	〇・一九六一	二・一九六一	〇・一九六一
三七五	二・五八五七	二・〇〇〇	〇・二九二八	二・二九二八	〇・二九二八
三九〇	二・七七八七	二・〇〇〇	〇・三八九三	二・三八九三	〇・三八九三
四〇五	二・九七一七	二・〇〇〇	〇・四八五八	二・四八五八	〇・四八五八

出所)「石炭御払下価格表」(「石炭販売関係」所収 三井鉱山五十年史編纂史料)

以上述べてきたように、三井物産は三池炭の一手販売をテコとして上海支店を設置したのを皮切りに、海外市場進出の手掛りを得ると同時に、政府の正貨獲得・市場獲得政策は、三井物産を媒介としてはじめてその所期の目的を達成することが可能であったため、三井物産の要請を追認していく形で金融的・法制的保護を加えていったのである。

- (1) 「清国上海へ見本石炭ヲ送ル」(前掲「年報」①)、「炭山沿革史」三二一ページ。
- (2) 「…之まで三池炭礦の石炭は塩浜即ち製塩所へ売るだけであつた。大牟田から小さい船で瀬戸内海の塩浜へ出して居た。塊炭は固まって燃えにくいと云うので、粉炭ばかり売って居た。塊炭を能々壊して売って居た。処が政府は、此の三池炭礦の石炭を外国へ売って國庫へ金の収入を増そうと云うことになり、伊藤さんから私へ相談があつた」(益田孝翁談「三池炭の輸出」)、「三井物産会社の思い出」所収。
- (3) 「既ニ明治七・八年ノ頃高島炭礦官宮時代ニ同炭ノ一手販売ヲ引受ケタガ、間モナク同礦ガ後藤象次郎ニ扨ヒ下ゲラレタタメコレハ取止トナツタ。他面三井組モ以前カラ工部省ノ出納ヲ引受ケテキタ關係上、馬関三井組出張所カラ、明治六年官宮トナツタバカリノ三池礦山分局(工部省鉱山寮)へ派出員ヲ設ケ、納金鑑定人(二分金其他貨幣ノ真贋鑑定)トシテ御用ヲ取扱ツテキタノデアルカラ、三池炭礦ノコトハ深く三井組幹部ノ念頭ニアツテ、三野村及益田ノ考モ予テ一致シテキタノデアル」(「物産会社沿革史第四編第一部 業務第一期」一三〇〜一ページ)。
- (4) 「以書付願上候」(三井文庫所蔵史料 本二二一五—四二)。
- (5) 「石炭販売關係」所収(三井鉱山五十年史編纂資料)。
- (6) 益田は三池の宿屋でおこなつた三池炭々質調査の状況を次のように回想している。「先づ石炭を取り寄せ、下から七輪を借りて来て焚いて見た。大麥煙が出る。窓を皆な明け放して、団扇で煽ぐとよく燃えて灰になつてしまふ。ホイラーで本當に焚く時にはフォースド・ドラフトを送るのだからよく燃えるだろ。之れなら大丈夫、よろしい、引受けようと決心した」(前掲「三池炭の輸出」)。
- (7) 「石炭売捌ヲ三井物産会社へ委任スル事」(前掲「年報」所収)。
- (8) 三井文庫所蔵史料 本二二一五—四五。
- (9) 「外国輸出ヲ主トシテ売炭ノ目途ヲ立ル」(前掲「年報」)。
- (10) 市場獲得については小林が伊藤の趣旨を以下のように理解している点からも判明する。「今ヤ政府多額ノ資本ヲ支出、大ニ行業ヲ振起シ、由テ以テ微力民坑ノ市場ヲ奪ヒ彼ヲシテ靡然衰滅ニ属セシムル、豈ニ保護上ノ処置ト云フヘケンヤ；他邦ニ新市場ヲ求メ、内地ノ市場ハ之ヲ人民ニ譲リ、暗ニ其起業ヲ庇蔭セサルヲ得ヘカラス」(同右)。

(11) 岩崎宏之「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』第一号)参照。

(12) 前掲「三池炭の輸出」。

(13) 前掲「物産会社沿革史」一四二ページ。

(14) 当時の石炭輸出の状況は、次の佐藤鉦山局長宛小林秀知書簡(長崎渡しの不利を指摘し、口ノ津渡しへ改定したい旨上申)から窺知することができる(七七年三月二八日)。『益田孝非常ノ尽力ヲ以テ改約相成候節ハ、回漕ノ便利ハ素ヨリ論ヲ不待、運賃ニ於テモ幾分ノ減省可致見込ニ御座候、即チ在来ノ解船長崎回漕スルトキハ、一ヶ月間一度或ハ一度半位航海ノ処、口ノ津ナレハ一朝ニテ回着可致、加之運賃ノ減省スルヲ如左

金四円五拾錢 壹万斤長崎運賃

金壹円八拾錢

口ノ津運賃見込(『本省上申及往復』前掲「石炭販売関係」所収)。

(15) 「売炭委任ニ関スル命令状及約定其他関係往復書」所収(以下「売炭関係書」と略称。前掲「石炭販売関係」所収)。この「願書」には二通あり、もう一通は益田孝、渋沢栄一連名による伊藤、大隈宛のものである。これは上海店共同設置の段階で考案され、提出されなかったものと思われる。

(16) 「雑件」(自明治十一年至明治十二年)所収(『三池鉦業所史料』以下「雑件」②と略称)。なお「要款」にも渋沢、益田連名案があり、注(15)と対応するものと思われる。

(17) 「売炭関係書」所収。(『三井船舶株式会社』創業八十年史』三三三〜三三五ページ掲載)。

(18) 改正は八〇年、八一年、八二年、八七年(上海販売代金の第一八国立銀行代理店への納入の一条追加)に行なわれ、八七年を除き改正の中心は第九条の三井物産と三池鉦山局との利益配分問題である。八〇年の改正第九条は次の通り。

「一、物産会社ハ石炭売捌方ヲ幾重ニモ苦心尽力致スニ就テハ、海外ニ輸出販売ノ分ハ売捌金純高百分式半(則チ甲号概算書中売却手数料ナリ)ヲ海外取扱ノ手数料トシ、口ノ津元価百分ノ式半ヲ内地取扱手数料トシテ附与ス、又内地ニ於テ販売ノ分ハ取扱タル売捌代金総高百分ノ式半ヲ手数料トシテ附与可致候事

但物産会社之支店無之、海外地方ニ於テ販売スルハ、本文海外取扱手数料ハ其他取扱人工附与スヘキモノトス」(「雑件」自明治十三年至明治十五年 以下「雑件」③と略称)。

八二年の改正は、石炭払下げ価格を一トン当り二円にすること、口ノ津から上海迄の蒸汽船運賃を二ドル三分とすること等であり、八三年には第九条を「海外輸出版売ノ分ニ限り、売捌代金高百分ノ二半（即チ甲号概算書ニ配
破スル手数料ナリ）ヲ手数料トシ、其上丙号計算書ニ掲記スル剰余ノ純益金ノ半高トヲ共ニ附与ス可シ、内地ニ於テ売捌タル分ハ、単ニ売捌代金高ノ百分ノ式半ノミヲ手数料トシテ附与スヘシ」と改正している（「売炭関係書」所収）。

(19) 七九年以降の取扱については「命令条目」第八条の規定があるが、具体的な石炭売却代金の回収方法は判然としない。「沿革史」（三井物産）編纂史料には次のような記述がある。

「三池石炭代電信替爲ノ義ハ本局ヨリ差止ニ相成、則六五二〇弗代リ一〇〇五六円ハ本局へ相納メ、同所ヨリ出納局ニ照會、並爲替ニテ送方相成トノ事…（上海カラ弗ヲ^T/_Tシテ来ルヲ横浜デ円ニ直シ、直接三池へ送ツテ居タノヲ鉱山本局へ納メ、本局カラ出納局ヲ経テ三池へ送ル事ニナッタ訳デアル）」（明治一四年七月六日）

「已後石炭交代換出納局ニテ御扱ノ事（之ハ上海カラ弗ノ^T/_Tヲ当社ノ手デ横浜デ円ニ直シタガ、直接出納局デ之モ扱フ、換言スレバ上海カラノ送金ハ、其儘鉱山局へ納入スベシト云フ事ニナッタ訳デアル）」（同年九月二日）

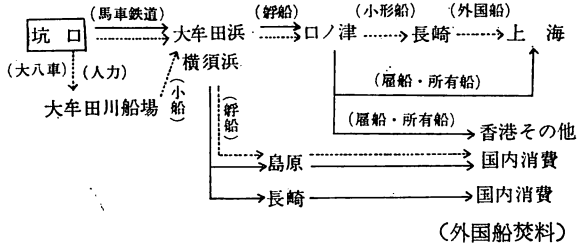
この記載によると、明治一四年以前には出納局を媒介とせず三池へ送られたと解釈できるが、そうすると「命令条目」と矛盾する。これらの事情を確定する資料は、筆者の散見するところ見当らない。

2 三池炭の流通機構と市場

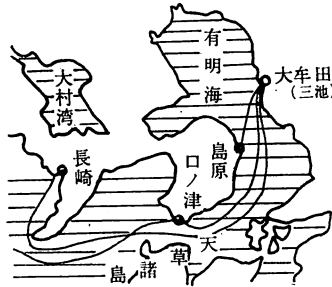
(一) 三池炭の流通機構

三井物産の三池炭一手販売契約成立以降の、官営期における輸送路の概観を示したのが、第2・3図である。点線の矢印で示したのが一八七八年（明治二）二月以前のルートである。七八年以前には坑口へ運び出された石炭は、そこから大牟田川船場へ大八車または人力で運ばれ、その川を下って横須浜（あるいは大牟田浜）へ送られ（一部は坑口から浜まで陸上輸送）、横須浜から舩船に積換えられて口ノ津や島原へ海送され、海外販売分については口ノ津で小形船に積換えて長崎へ輸送され、長崎で再び外国大形船に積換えられて上海へ送られた。このルートは坑口―横須浜間の馬車鉄道の完

第2図 三池炭輸送図



第3図 三池炭輸送図



成、口ノ津直輪の認可、三井物産の上海支店の設置などによって変更され、海外販売については図の実線で示した坑口→横須浜→口ノ津→上海というコースになり、このコースは官営期はもちろん、三池炭礦が三井へ払下げられた後も三池築港の完成（一九〇八年）まで

変らなかつた。国内販売の輸送は官営期においては鉄道網の未発達により、横須浜から島原、長崎へ海送され、そこから各地へ海送転売された。

右に述べた各輸送路の運搬の担い手についてみると、坑口→口ノ津間は鉾山局、口ノ津→上海・香港間は三井物産の管轄下にあつたが、実際には坑口から横須浜迄の運搬以外はすべて三井物産の手配によって運搬されていた。坑口→横須浜間の坑外馬車鉄道は、最

初荒木良治が請負い、八二年（明治一五）以降は山本次八の請負事業となり、それを鉾山局が監督した。横須浜→口ノ津間の運搬については、七九年（明治一二）十一月三井物産が鉾山局に対して「運送船雇入及運賃前貸取扱ニ関スル要請項目」を提出し（同月三〇日認可）、三池（横須浜）から口ノ津への石炭輸送を事実上三井物産の管轄下におき、三井物産は「運送船輻輳ノ地ノ間」から雇船し、三池炭の運搬にあたらせた。口ノ津から上海・香港へは鉾山局・三井物産の所有船と外国雇船とにより主に運搬された。他方島原、長崎から国内消費地への輸送は、該地の石炭問屋を介して転売されるか、三井物産所有船によって各地へ運搬されるか、または運搬会社との契約によって海送された（たとえば口ノ津→佐渡間は東京風帆会社と

契約を締結しているし、山口県下壩城会社へは鉾山局で千早丸を貸与し、三池炭の輸送を委任している。⁽⁴⁾

八六年（明治一九）末になると、三井物産は三池鉾山局に対して三池から口ノ津・島原・長崎への運搬を「当局従前ノ費用ヨリ一割乃至一割五分ヲ減少シテ受負ハセラレンコヲ請願」⁽⁵⁾し、その結果翌年一月四日「三池石炭島原外二港運送受負命令書」が三池鉾山局より三井物産宛に発令された。その要点は、まず右記三港への三池炭運送を「自今悉皆三井物産会社ノ請負ニ付」し、その年限は同年二月一日から一九〇四年（明治三七）一月三十一日迄とすること（第一条）、石炭運賃については一トン当り島原港迄一七錢八厘一毛、口ノ津港迄二五錢四厘九毛、長崎港迄四八錢一厘一毛とすること（第三条）、三池鉾山局所有船（汽船：三池丸・筑後丸二艘計一万二〇〇〇円、舢舨運礦丸二艘計二万八〇〇〇円）を八七年（明治二〇）から一九〇三年（明治三六）の一七年賦で三井物産へ払下げること（第四条）、などである。⁽⁶⁾これによって三井物産は名実とも三池炭運搬過程の海上輸送のすべてを受負うことになり、三池炭礦との関係は一層強いものとなったばかりでなく、運搬船の払下げを受けた三井物産は、海上輸送という点で以降の発展へ重要な礎石も置くこととなった。

次に三池炭の取引と販路の具体的内容の検討に移ろう。三池炭の販路は、一手販売契約の例外規定たる坑口渡し（三池鉾山局↓地元消費者の直売）を除けば、他はすべて三井物産を経由して販売された。まず国内販売についてみると、東京・大阪などの遠隔大消費地と諸官省への販売以外の三井物産の売却先は、当初「石炭会社」にはば一元化されていた。この「石炭会社」は地元の石炭問屋及び有志一五名（第12表参照）の間に石炭販売の販路を統合し、無用の競争を避けるために資本金三万一〇〇〇円で創立されたものである。⁽⁷⁾この石炭会社と三井物産との左記に掲げる契約内容は、三井物産の国内石炭販売の方針を如実に表現している。

第12表 石炭会社株主構成

名前	株数	金額	居住地
野口利作	70	7,000 ^円	㊦ 横須村
小野玄哲	60	6,000	〃 大牟田村
森源治	60	6,000	〃 下里村
野口忠七	25	2,500	〃 横須村
横田徹	25	2,500	三潞郡一木村
中野新藏	20	2,000	㊦ 三池町
蓮尾善治	20	2,000	〃 大牟田村
福井福太郎	10	2,000	〃 〃
森時三郎	5	1,000	〃 下里村
森岩吉	5	500	〃 〃
井上嘉一郎	3	300	〃 倉永村
大淵頼母	2	200	〃 横須村
森清七	2	200	〃 下里村
猿渡弥八	2	200	〃 横須村
中村藤八	1	100	〃 〃

出所)「石炭会社株主名簿」(「石炭販売関係」所収)。

注) ㊦は三池郡のこと。

定約証⁸⁾

(前文略)

第一条

三池鉱山各坑へ出産スル処ノ粉石炭総額、第二条ニ定メタル価格ヲ以、当明治十一年八月ヨリ同十三年七月迄二ヶ年間石炭会社ハ物産会社ヨリ買受ノ定約スル上ハ、諸官省並三井物産会社出店有之地へ輸出ノ分ヲ除ノ外広ク世上へ販売スヘシ但鉱山局ト物産会社トノ定約破約セハ此定約モ共ニ廢止スヘシ

第二条

石炭ノ価格ハ各坑ヨリ産出ノ粉炭ニ対シ、鉱山局ニテ支消スル経費ノ額ト該額十分ノ一ノ益金ヲ併セル総金ヲ以、其月々出産スル石炭ノ代価ト定ムヘシ

第三条

世上一般ノ石炭不景氣ニシテ、現ニ買受タル原価ニテモ売捌兼候節ハ、其事由ヲ三井物産会社へ申入、同社ヨリハ具サニ鉱山局へ上申シ、益金減少又ハ遠坑不弁ノ坑ハ休業ノ御処分ヲ受クベシ

第四条

石炭会社ヨリ売却スル価格ハ、景氣不景氣ノ時機ニヨリ、原価百分ノ十五ヨリ多カラサルノ利益ヲ加ヘ代価ト定ムベシ

第五条

石炭売買定約ノ上ハ金壹万円ヲ据金トシテ三井物産会社ノ手

ヲ經テ鉱山局へ前收シ、月々ノ代価ハ十五日三十日ノ兩日ニ其受取高ニ応シテ算ヲ以物産会社へ払入置、鉱山局經費ノ表目御示達ノ上精算スヘシ

第六條

石炭受渡ノ場所ハ各磐下坑ハ坑口ニテ、大浦坑ノ出石ハ三池横須浜タルヘシ

第七條

石炭会社ニテ石炭賣上ニ付、姦曲ヲ働キ又ハ売買上等等ノ石炭ヲ以混同シ、三池石炭ノ名ヲ汚ス等ノ事故有之ニ於テハ、物産会社鉱山局ニ上申シ同局ノ御処分ヲ受クヘシ

第八條

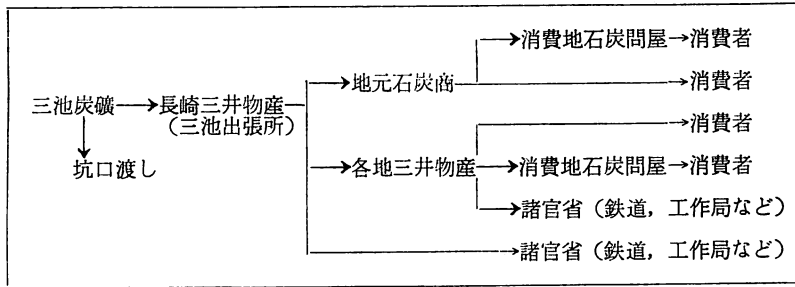
物産会社ヨリ島原、口ノ津へ回漕スル運送船ハ、石炭会社ヨリ精々注意ヲ加へ決テ差支ナカラシムヘシ

第九條

第一條ヨリ第八條迄ノ條款定約スル上ハ、仮令如何様ノ事故有之共、決シテ違背スヘカラス、若シ違背スルニ於テハ、相当ノ違約金ヲ差出スヘシ、尤此條約ヲ引続カントスル時ハ一方ヨリ三ヶ月以前ニ報知スヘシ

この「定約証」から、三井物産の三池炭取引のねらいを以下のように理解することができる。第一に「諸官省並三井物産会社出店有之地」以外の地域に石炭会社の販売先を限定することにより、国内大口消費市場（東京、大阪、神戸、横浜、名古屋など）は自ら掌握すること、第二に海外販売の少ない粉炭を利益率を定めて全て石炭会社に払下げ、その販売先を三井物産と競合しない地域に振向けることにより、国内地方市場を石炭会社Ⅱ地元問屋を通じて掌握し、国内市場の拡大を計ること、第三に石炭会社を通じて口ノ津・島原への塊炭輸送を担わせること、この三点である。以上から三池炭の国内販路は第4図の形態をとっていたと考えられる。しかし、右記のねらいが意図どおり貫徹したわけではない。石炭会社は必ずしも有効に機能せず数年して解散し、各石炭問屋は個別に三井物産と取引契約を結んだ。このため石炭問屋の中には三井物産との約定に違反し、商人の手を経て清商や外商に石炭を売飛ばし、三井物産の販路を乱す者が

第4図 三池炭国内販路



数多く出現した。この統制違反に対して三井物産は、八七年（明治二〇）三月地元石炭問屋に対し

此度服部店預人長崎出張中見聞致シタル義ハ、彼地奸商輩買積船へ金円ヲ前貸シ、塩田等需用杯ト申立買取ルヤ、直チニ長崎ニ回航シ、先ニ前貸シタル奸商ノ手ヲ以テ支那人亦又外人へ売渡等ノ奸策ニ戻ルノミナラス、愈々三池炭ノ販路狭少ニ立至ルノ姿ニテ遺憾不少⁽⁹⁾

と現状を憂慮し、警告を発している。

かかる石炭流通・販売の支配体制の動揺を抑え、体制の建直しを計るために三井物産は、自らの強力な指導のもとに三池石炭商社を設立させた。⁽¹⁰⁾ この商社は前述した石炭会社の後身のようなもので、社長に小野吾一郎、支配人に森時三郎を据え、八八年（明治二一）四月三井物産との間に一一か条にわたる契約を締結した。この契約は売渡高を細粉六万トンとし（第一条）、価格は相場によって決定することを定め（第二条）、先の石炭会社との契約の弱点に鑑み、以下の三点において七八年段階（石炭会社との契約）のねらいを一層強化したものであった。第一に「三池出張三井物産会社ヨリ三池石炭商社へ売渡タル石炭ハ、島原出張三井物産会社入番ノ船及ビ其他同港碇泊之買積船へ売却ス可カラス」（第三条）と島原港全体の買積船への売却を禁止することによって、国内販路の攪乱を防止する手をうち、第二に「三池出張三井物産会社ヨリ三池石炭商社へ売渡シタル石炭ヲ、同社ニ於テ売却スルニ当リ、外国輸出或ハ開港場其他外国人へ売却スベカラス」（第七条）と海外販売に対する禁止条

第13表 三井物産他種炭取引一覽(明治10~17年)

	明治 10		12		14		15		16		17	
	数量(噸)	金額(円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
唐津炭	517	—	1,280	9,522	8,160	80,346	4,013	39,558	6,435	44,190	6,443	39,321
高島炭	915	—	—	432	1,339	14,358	—	—	1,658	10,879	1,560	5,531
多久炭	4,988	—	1,133	8,682	1,316	12,131	1,202	12,339	1,683	11,398	285	1,740
磯原炭					50	210	127	607	7	33	—	23
筑前炭					655	6,501	264	2,393	369	1,921	99	896
大ノ浦炭			309	682								
小城炭									216	1,188	3,623	16,571
幌内炭									1,652	7,434	73	309
多賀炭												
番焼炭									43	164	—	1
不濠州炭			287	1,689								
新宮炭					468	(s) 4,772	3	23				
無烟炭(撫順炭)					—	—	19	151				
斯波炭					—	—	2,300	18,096			51	306

出所) 「北海道石炭販売約定書」(物産 236), 「広炭商會關係書類」(物産 236), 「下村商會關係書類」(物産 236), 「惣勘定書」(物産 528~536), (以上三井文庫所蔵史料) 「雜件」①~④(三池鉱業所史料) など。

注) 明治10年には表記以外に「清國借款トシテ石炭ヲ売ッテ大蔵省カラ代金ヲ取下ケタモノ」として多久炭(720トン), 今福炭(1,070トン)唐津炭(1,026トン)がある。明治12年には表記以外に白水炭(岩城国平井仁平), 松島炭あり。同様にして明治14年には 斯波炭, 新宮炭, 無烟炭あり。明治15年小豆畑炭(茨城県多賀郡)あり。また取引相手として判明する者(契約書の残存)は右付表の通り。

年 月	販売依頼者	備 考
明15. 11	小室信夫他4名	幌内, 茅沼石炭販売契約(輸出炭以外)
18. 5	広炭商會	筑豊炭海外売捌契約
19. 8	日本石炭会社	上記同(広炭商會の後身)
19. 11	下村商會	幌内石炭の上海, 香港販売契約 (マディソン商會依頼船による)

仲 買 商	世話料 (仲買)	代 金 支 払 方 法	石 炭 運 搬 場 所
ジー, ジー, ホブチン	1分	5/1 より10日以内銀行手券	該船社埠頭
ジョールシ, レウイス	"	現金払	"
"	"	"	—
エム, シイ, エッケル	"	石炭引渡ノ節	同社中波止場
ウトウ社	"	"	ホンチウ波止場倉庫
エム, シイ, エッケル	"	銀行手券	天津同社中波止場
"	"	前月中引渡炭料を翌月1日	上海該社埠頭
ジョールジ, レウイス	"	現金払	天津該社埠頭
"	"	石炭受渡証と引替にて上海	天津該社埠頭
"	"	払	—
"	"	—	—

項を詳細に規定し、第三に「三池石炭商社ニ於テ三池出張三井物産会社ヨリ買受炭ヲ売却スルニ当リ、不相当ノ代価ヲ貧リ、為メニ三池需用者ニ対シテ不利ヲ醸生シ、買積船減少スル等ノ不当ノ所為アルトキハ、三井物産会社ハ之ヲ制止矯正スルノ権ヲ有スヘシ」(第九條)と三池石炭商社の不当価格による国内市場の狭隘化などに対して三井物産が制裁手段をもったことである。かかる方策によって三井物産会社は官管末期には三池炭の独占的流通支配を一応確立したのである。

ところで三池炭の出炭量の増大によって必然化される流通機構の整備に伴ない、三井物産は明治一〇年代半ば以降には他種炭の取引にも進出し、日本の主要な石炭地域である北海道、常盤、筑豊のいずれの地域とも取引を行っている(第13表)。この取引で注目しなければならないのは、海外販売を行なう場合、相手如何によっては他輸出業者との取引を禁止したり、売上高の八割にあたる荷為替金融を行っている点である。たとえば日本石炭会社(東京石炭商社が八六年に筑豊の取引問屋広炭商會を合併して設立)との契約内容をみると、「清国ニ於テ直接ニ販売スルニ付テハ、価格ノ如何ニ不拘、海外へ輸出スルモノト認メタル

第14表 三井物産石炭取引契約相手一覧（国外）

年月	取引相手	石炭量		価格(t)
		総取	月当り	
明12. 2. 13	支那商人蒸汽船社		4/1—11/30(2,000 t/月)	3 テール 5 メース
4. 20	ブッテルフィールドスウィル社	6,000 t	6/1—11/3(1,000 t/月)	〃
9. 25	支那商会	残炭処分		〃
9. 27	支那商会エス・エン社	600 t		〃
10. 17	マクベイン社	1,800 t	(300 t/月)	4 テール
12. 4	支那スチーム・ナビゲーション社	8,000 t	明13. 3/1—10/31 (1,000 t/月)	5 テール 8 メース
13. 11. 7	〃	20,000 t	明14. 1—6 (3,300 t/月)	4 テール
12. 7	〃	6,000 t	明14. 1—6 (600—1,500 t/月)	6 テール
14. 1. 2	ボイド社	2,500 t	明14. 1—12	4 テール 2分5厘

出所)「売炭ニ関スル往復書類」(「石炭販売関係」)より作成。

注) 明治15年以後の該当関係記事は存在しない(但し明治18年度分については売却先が他資料より判明)。

買入へハ内地ニ在リテ売却セサルヘク、如此買入アリシ時ハ直チニ三井物産会社へ照会シ、海外販路ニ妨害ヲ醸シ不申様取扱ハシムヘシ」(第三条⁽¹¹⁾)と他輸出業者との取引を禁止している(荷為替前貸金融の項目なし)。前身の広炭商会の場合には、この禁止条項がなく売上高の八割にあたる荷為替前貸金融の条項が存在していたことを考えると、三井物産の立場が目を追うごとに強化されていったと推察される。

広炭商会の販路を見ると、「約定書」第一条から筑豊炭坑主↓広炭商会↓三井物産↓海外という販路を形成しており、これを敷衍すれば海外販売の販路は坑主↓地方石炭商↓三井物産↓海外となり、三井物産は国内市場の狭隘性ゆえに海外に市場を求めざるを得ない石炭の流通経路の中で、海外市場との接点という管制高地を「独占」的に掌握することにより、他種炭に対する流通支配体制をも強化していったのである。そこで次に輸出された石炭がどのようなルートを経て販売されたかを検討しよう。

上海支店設置後から翌七六年(明治一〇)六月頃までの石炭取引は、上海瓦斯商や鍛冶などに供給するのみで、海外販売は少

第15表 三池炭各地販売高一覧

(単位：トン)

		明治10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
海	上香港	200	7,512	34,067	62,105	55,467	89,038	56,882	77,054	81,864	59,805	54,739	62,946	106,027
	シンガポール	—	—	—	577	—	—	15,177	29,291	85,405	110,627	116,917	102,225	141,196
	汕頭	—	—	—	—	2,848	930	—	6,407	—	9,600	11,724	31,620	9,331
	芝罘	—	—	—	652	2,729	1,334	2,802	6,758	10,953	5,498	9,119	7,891	13,237
	天津	209	—	—	6,880	7,958	—	1,252	3,217	1,650	650	651	3,785	7,064
外	福州	—	—	—	—	—	—	1,176	2,687	—	—	—	—	—
	厦門	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—	1,124	604
	ラバタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,384	—
	グービ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,450
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,355	—
小計(A)	409	7,512	34,067	70,214	69,002	91,302	77,289	125,414	179,872	186,230	193,150	217,302	278,909	
国内	三島	(不)	(不)	60,772	72,214	57,162	38,478	30,535	39,517	20,178	41,729	53,660	(不)	(不)
	長崎	(不)	(不)	8,556	2,953	4,956	7,264	9,429	27,877	6,639	18,530	13,220	(不)	(不)
	熊田	(不)	(不)	3,125	5,212	5,482	5,381	12,113	5,563	5,281	15,378	19,495	(不)	(不)
	三本	(不)	(不)	523	845	824	2,917	10,650	19,812	11,321	10,625	15,278	(不)	(不)
	大坂	(不)	(不)	158	581	796	—	864	—	122	70	5,398	(不)	(不)
内	須日	(明)	(明)	(横浜)	83	465	645	1,015	2,353	1,389	1,877	1,749	(明)	(明)
小計			74,271	85,985	73,723	54,686	65,131	95,452	50,038	99,516	109,710			
三池炭	54,589	78,207	120,186	118,211	168,899	156,430	158,592	209,775	248,137	277,718	317,717	368,109	462,271	
三池炭輸出比率(A)/(B)	0.8	9.6	28.4	59.5	40.9	58.3	48.8	60.0	72.5	67.1	60.8	59.0	60.3	
全国出炭高(C)	499,106	679,707	857,549	882,055	925,198	929,213	1,003,421	1,139,937	1,293,678	1,374,296	1,746,396	2,022,968	2,388,614	
三池炭炭出比率(B)/(C)	10.9	11.5	14.0	13.4	18.3	16.8	15.8	23.9	19.2	20.2	18.2	18.2	19.4	
日本炭輸出総計(D)	161,348	204,251	195,802	286,252	294,803	324,671	389,543	519,290	581,169	670,863	704,935	975,289	1,053,821	
日本炭輸出比率(D)/(C)	32.4	30.1	23.3	32.5	31.8	35.0	38.8	46.3	44.9	44.8	40.4	48.2	44.1	

出所) 隅谷「日本石炭産業分析」第Ⅰ—23表(P185—6)、「三井物産会社と上田安三郎」(『三井文庫論叢』第7号)付属表、「地方別売炭一覽表」(『三池鉱業所沿革史』卷1其二)所収、「日本貿易統計」(『横浜市史』資料篇二)、「農商務省統計表」。

注) 輸出高について「日本貿易統計」と隅谷氏の数値について差異があるが、明治19年度までは隅谷氏の表に従いがい、それ以降は「日本貿易統計」の数値を用いた。販売高と出炭高が合致しないのは残炭があるため。また空白部分は不明箇所。

第16表 内地石炭用途別消費高

	船舶用	鉄道用	工業用	製塩用	合計	船舶用	鉄道用	工場用	製塩用	合計
	千	千	千	千	千	%	%	%	%	%
明治17	177,635	13,577	88,200	375,823	655,235	27.1	2.1	13.5	57.3	100
19	237,130	18,305	146,569	455,794	857,799	27.6	2.1	17.1	53.1	100
20	251,982	19,707	163,804	394,938	830,492	30.3	2.4	19.7	47.6	100
21	388,988	26,917	286,002	383,778	1,085,685	35.8	2.5	26.3	35.4	100
22	392,943	44,023	367,450	358,871	1,163,289	33.8	3.8	31.6	30.8	100
23	460,641	68,825	424,090	476,695	1,430,253	32.2	4.8	29.7	33.3	100
24	443,934	98,594	521,248	454,853	1,518,629	29.4	6.4	33.9	30.1	100
25	431,587	118,286	722,650	439,317	1,711,840	25.1	6.5	42.4	25.6	100
26	438,017	126,063	728,956	457,864	1,750,900	25.1	7.2	41.4	26.2	100
27	523,603	167,886	1,101,397	537,418	2,330,304	22.4	7.2	47.2	23.1	100

出所) 関谷・前掲書第Ⅱ—26表, 第Ⅱ—45表より作成。

注) 船舶用は本邦艦船のみ, 鉄道は鉄道付属工場用を含む。

量にすぎなかった。しかし、この段階で三井物産では「汽船用ニ御地石炭相成候ハ、一ヶ月千五百トン位上海ニ於テ支那人ト約定相成旨、昨年ピットマント申洋人申居候、此者ハ益田之知己ニテ上海支那ノ様子巨細東京エ申述候様相呼候」と羽太が述べているように、すでに船舶燃料に着目しており、この船舶燃料を基軸として上海市場の発展がはかられるのである。七八年(明治一一)八月頃、上海領事館の働きかけや三井物産の奔走により、上海招商局、太古洋行(バターフィールド)などから多数の注文があり、この時点から一躍上海市場における三池炭の声価が高まり、月々数千トンの輸出をみるようになった。この上海における取引相手とその内容を示したのが第14表である。資料的にはほぼ七九、八〇年(明治二一、二二)に限定されるが、この取引の具体例から当時の流通経路が判明する。それによると、長崎三井物産の手で輸出された三池炭は、上海三井物産→中国に進出している欧米仲買商→需要者(中国に進出している欧米船舶用中心)というルートで販売されていた。⁽¹⁵⁾ この経路は高島炭などが日本へ渡来している外商(清商中心)の手を通じて輸出するのと根本的に相違し、居留地貿易という外商の海外販売の流通支配体制を打破し、直輸出の礎石を置く画期的意味をもつものであった。

このように三井物産は上海唯一の日本人石炭取扱商社としての優位性

第17表 塩田用三池粉炭使用状況

(単位：万斤)

	1ヶ年使用総量	三池粉炭使用量	使 用 説 明
三田尻浜	7,000	600	波州(山口県)第1の塩田所。塩田戸数200戸。1戸1町4,5反~2町1,2反。筑前炭と長崎船木産を主として使用。三池炭僅少の理由は「(筑前炭,長崎船木産が) 壹万斤ニ付金拾壹, 貳円ヨリ拾四五円迄ナレトモ, 三池大浦粉炭ニ至ッテハ貳拾貳, 三円ヨリ四,五円迄之値段」のためであり,「三池炭ハ成丈ケ減少セントスルノ勢」。
多喜浜	4,000	1,000	塩田戸数54戸。1戸あたりの規模大。三池炭使用比率高は高い。
坂出浜	3,300	800	塩田戸数74戸。1戸あたりの規模小。 「三池石炭ハ必需品故ニ安値ニ買収相成候ハ、四分ノ一ハ三分ノ一ニモ用ヒ度景況」。
撫養浜	9,800	3,260	徳島第一の塩田所。塩田戸数260戸。 三池炭使用について「近来炭質廉悪ニシテ代価ハ次第ニ高値ニ相成, 依テ需用ヲ減少スル所モアリ」播州では「筑前辺ノ安値ナル炭シテ塩釜ニ適当シ, 依テ三池石炭ハ高値ナル故一切需用不致」。

出所)「大阪以西塩田巡回景況」(「石炭販売関係」所収)より作成。

をフルに發揮して、すでに述べた石炭の海外販売の流通支配体制を形成していったのである。

(1) 三池炭の市場構造

三井物産の三池炭一手販売契約成立以降の、官營期における三池炭の販売先を示したのが、第15表である。国内市場一般の動向についてみると、明治一〇年代における石炭市場の中心は塩田と鉄道であり、二〇年代に入ると紡績業を中心とした諸工場用炭の使用が増大し、石炭の国内消費市場の中心となっている(第16表参照)。三池炭の国内市場構造も全く同一であった。

第18表 明治16年度三池炭販売先（国内）

販売先	数量	販売先	数量
長崎工作所	672,060 ^斤	アメリ商会	50,000 ^斤
砲兵工廠	60,000	東京蔵入	318,000
石川島造船所	58,500	兵庫 "	230,500
石川口製鉄所	53,080余	横浜 "	354,060
共同運輸	121,980余		

出所)「明治十六年度惣勘定明細書」(三井文庫所蔵史料 物産 535-2)

注)数量は未収入分であり、総額を示すものではない。1876年(明治9年)には以下のような販売先の記述がみえる。

深川製作寮納 54ト 大蔵省用度課 10ト 軍馬局 2ト

一八七九年(明治一二)の調査によると塩田の中心地域である波州(山口県)三田尻浜、予州(愛媛県)多喜浜、坂出浜、阿州(徳島)撫養浜の各地域三池粉炭使用量及び使用状況は、第17表の通りである。該表より塩田向三池炭の販売は、その高価格ゆえに市場獲得が困難な状況にあったと言える⁽¹⁷⁾。他方塩田以外の国内市場に関しては、当初鉄との強い結合を志向したが(釜石、生野など)、国内の生産力段階の低位性ゆえに進展せず、家庭燃料の他は官宮工作所と鉄道が中心であった(第18表参照)。

一八八五年(明治一八)頃から「当産炭ノ販路、逐日神戸大阪地方ニ開クルヲ以テ、神戸港ニ一ツノ貯炭場ヲ設ケサル可ラス」と大阪を中心とする紡績業の発展に伴う石炭消費料の増大の新たな動向が表れている⁽¹⁸⁾。しかし、それらの使用量にも限界があり、国内市場の未発達から当該段階での石炭産業の発展は、石炭市場を海外に求めざるを得なかった。

海外市場の中心は、これまで何回となく指摘したように上海であった。すでに述べたように、上海における三池炭の本格的販売は七八年(明治一一)七、八月以降であるが、早くも翌七九年一〇月には「高嶋炭モ追々価ヲ低下シ、市場競争ヲ試ミ候勢ノ処、此頃遂ニ上海市場ヲ争フコトハ断念イタシ候哉ノ趣、先当山ニ取テハ一方安意ノ次第、必竟段々御勉強ノ結果ト感銘ノ至ニ存候」と高嶋炭との競争に勝利し、この上海市場を基軸として極東市場さらに東南アジア市場まで石炭市場を拡大すると同時に、三井物産は石炭取扱いを主要業務としてアジア支店網の急速な拡大を計るのである。たとえばこの点について、福井菊三郎は「当時物産会社ノ船ハ上海支店ガ凡テ Handle シテ居ッタ、上海支店ガ三井物

第19表 明治18年上海石炭需要一覧（その1）

（単位：トン）

需 要 者 名	石炭需要高	石 炭 種 類 及 び 用 途
招 商 局 チャイナ・メルチント・スチ ームメビゲーション会社	50,000	三池塊炭 30,000 高島粉炭 20,000 船 舶 用
怡 和 洋 行 ジャージー・マディソン	40,000	三池炭 15,000~20,000 その他高島, 多久炭 //
太 古 洋 行 バターフィールド・エンド・ス ワイヤ	40,000	三池炭 20,000 内外 その他高島粉炭, 唐津炭 //
禪 臣 洋 行 スシムソン・エンド・コムパ ニー	4,000	濠州炭, 高島炭 (三池炭需要働きかけ中) //
仁 記 洋 行 ジ・リービンストン・エンド・ コムパニー	4,000	濠州炭, 日本炭 //
天 祥 洋 行 アダムソンベル・エンド・コ ムパニー	4,000	三池炭中心 //
上海瓦斯会社 イングリッシュ・ガスコムパニ ー	5,000	三池炭 ガス製造
仏界瓦斯会社 フレンチ・ガスコムパニー	2,000	濠州炭, 高島炭 //
祥生器械所 ボイド・エンド・コムパニー	2,500	三池炭 器械製作
耶松器械所 ファルンハム・エンド・コム パニー	2,500	三池炭用イズ (膨張質と鉄綱に粘着する故) //
麦 辺 洋 行 ジョージ・マクベイン	4,800	三池炭 船 舶 用
馬立師洋行 曳船会社	1,000	鶏籠, 今福炭 //
江南造船所 キセンナン・アルセナル (清 国政府直轄)	12,000	船艦, 砲銃軍器製造
各 国 軍 艦	4,000	各国軍艦は多くの場合長崎で購入
各製造会社	1,200	数個所あるも興亡多く, 堅実なのは水道会社のみ 水道会社
清商小売口	15,000	{濠炭・米炭…「上流」社会の炉用, 多久・唐津…「中等以下」社会炉 用, 今福・鶏籠…鍛冶, 高島・三池粉炭…製茶, 炭団
清国内地諸口	28,000	多久・唐津…上等炭, 今福・鶏籠…中等炭→製茶, 鍛冶
合 計	320,000	

出所)「井上侯爵家交付文書」(以下「井侯交付文書」と略称)より作成。

官営三池炭礦と三井物産（春日）

第19表 明治18年上海石炭需要一覽（その2）

（単位：トン）

江 蘇 省		浙 江 省		安 徽 省	
蘇 州	6,732	杭 州	1,695	四 州	3
江 甯	7	湖 州	1,795	密 国	917
准 安	4,700	嘉 興	6,043	六 安	40
泰 州	44	金 華	20	廬 州	26
松 江	533	台 州	10	鳳 陽	7
太 倉	100				
常 州	284				
太 興	3				
揚 州	4,792				
鎮 江	472				

出所) 第19表(その1)と同じ。

注) 上記表は、上海取引の清国内地諸国向石炭需要量である。

第20表 上海石炭輸入先別

（単位：トン）

輸入先		年次								
		明9	13	14	15	16	17	18	19	20
オーストラリア		34,098	16,651	36,393	30,121	20,428	15,476	21,056	21,177	22,807
欧 米		14,551	7,406	12,374	7,758	3,392	11,870	7,448	3,253	744
中 国(開平)								1,014	3,500	8,128
台 湾		15,490	10,944	11,153	14,640	11,514	14,733	1,091	6,816	8,443
日 本	高 島	26,390	45,511	54,292	28,066	40,968	42,458	44,581	63,784	83,287
	三 池	3,000	58,965	56,265	88,510	53,860	70,740	79,514	48,951	54,688
	幌 内								6,940	10,010
	その他	54,300	43,537	41,637	43,590	48,115	72,142	90,775	92,381	83,427
(A) 小計		83,690	148,013	152,194	171,074	142,943	185,340	214,870	210,056	231,412
計(B)		147,824	183,314	212,114	223,594	178,337	233,427	249,506	244,802	268,534
A/B(%)		56.6	80.7	71.8	76.5	80.2	79.4	86.2	85.8	86.2

備考 『農商工公報』36号(明21.2.15)

但し9年の分は「唐津石炭売捌方法并予算」(長崎県庁文書)に、15年の日本の分は「工部省沿革報告書」明治18年の項によった。計は合わないものもあるがそのままにした。

出所) 隅谷前掲書186ページ(表Ⅱ-24)より引用。

第21表 上海港石炭輸出入額

(単位：トン)

	1885年	1886年(1~9月)
外国炭 合計	252,696	
外国ヨリ直輸入	243,605	199,228
内 日本炭	218,055	169,835
香港及其他沿海諸港ヨリ輸入	9,091	
再輸出		
外国エ向	136	} 3,860
沿海諸港及香港エ向	6,557	
当港消費額	246,006	195,368
当国炭		
沿海諸港ヨリ輸入	311,109	256,492
再輸出		
総 合 計	557,115	451,860

出所)「十八、九年间石炭需要供給統計調ニ要スル石炭産出並輸出入高等取調依頼ニ対スル海外報告」(明治20年「諸統計表及関係往復書」「産炭量、開鑿、試鑿、疏水、排水関係」所収 三井鉱山株式会社五十年史編纂史料)。

産ノ Shipping Dept ヲ拵ヘタト云ツテモ敢テ過言デハアルマ
イ⁽²⁾」とか、明治十年代末から二〇年代初にかけて「其当時支那
ヤ南洋ノ店ト云フモノハ上海支店ガ管轄シテ居タモノデアッ
テ、独立シテ居テモ上海支店ノ Influence ノ下ニアッタノデ、
言ヒ換ヘレバ上田氏ガ上海デ網ヲ引イテ居タノデアル⁽²⁾」と述懐
している。それでは石炭販売に関する各地域の取扱状況がどの
ようであつたか、上海、香港を中心みていこう。
△上海▽ 上海における石炭需要の構造を示したのが第19表で
ある。当時上海には米国無煙炭 (Anthracite)、英国カージフ
炭 (Cardiff)、日本の高島炭、清の開平炭などが輸入されていた
(第20表参照)。三池炭の官営期における海外販売の中心はこの
上海であり、主としてジャージン・マディソン、バターフィール
ド、招商局などへ販売し、急速に上海市場における市場支配率
を高めていった(前掲第20表参照)⁽²⁾。八五、八六年(明治一八、一九)
になると第20表に示されるように、上海市場に占める外国炭中
日本炭の比率は約八五パーセントを占め、そのうち三池炭は約
三六パーセント前後を占めている。これらの石炭のほとんどが
再輸出され、且当港消費となつている事実は(第21表参照)、上海

第22表 明治18年度上海における三池炭売却一覧

（単位：トン）

		売 却 先	上 半 期	下 半 期
上海 売 却 高	塊 炭	太古洋行	4,000	6,000
		怡和洋行	8,000	12,000
		旗昌洋行	9,999.5	12,000
		瓦斯会社	1,028.25	2,260
		マクベイン	1,612	2,100
		ボイド商会	1,287.5	712.5
		青煙筒船	5,641.5	5,000
		諸向小売口	2,331	2,000
		小 計	34,902(欠量加算)	41,072.5
		粉炭	諸向小売口	1,257.5
他 港 渡 高	塊 炭	汕頭スチャール商会	725	1,500
		芝罘道台売	680	2,000
		汕頭太古洋行	—	2,300
		〃 怡和洋行	—	1,100
		汕頭ブラドレー商会	—	1,000
		廈門試売	—	500
		福州〃	—	500
		密波州〃	—	500
		天津	—	1,000
	芝罘	—	2,000	
	小 計	1,455	10,400	
	粉炭	汕頭其他	—	2,000
	半季合計	37,614.5	55,872.5	
総 合 計			塊 炭	87,829.5
			粉 炭	5,657.5

出所)「明治十八年中三池石炭売捌高明細書」(「三井文庫論叢」第7号所収「三井物産会社と上田安三郎」所収資料)より作成。

注) 他港渡とは上海において約定し、他港へ運搬するもの。

第24表 香港石炭輸入高及び種類表

(単位：トン)

	英国炭	濠州炭	鶏竜炭	雑炭	高島唐津炭	三池炭
明治16	60,920	103,633	7,677	5,436	72,163	15,177
17	97,119	96,521	1,100	5,600	78,244	29,291
18	23,550	54,707	—	2,982	52,216	85,405
19						110,627

出所)「香港ニ於ケル石炭販路之景況」(「井俣交付文書」所収)。但し三池炭の数値は、該史料の数値がすでに輸送した量(販売契約済の内)のみなので、第15表の数値に修正。

いる。

我社茲ニ看ル所アリト雖モ、常ニ三池石炭ノ供給少クシテ以テ上海需用ニ充タシムルノ外ニ売却スヘキモノナケレハ、不相己猶予セシカ、明治一五年季末期ニ至リ、稍時期ヲ得、社員上田安三郎ヲ派遣シ太古洋行(バタフィルド、スワヤ社)ト結約シ、諸港ニ販路ヲ開キシニ、示後漸次盛大ヲ致シ⁽²⁵⁾

三池炭の不足が三井物産の香港市場進出への桎梏となつてゐるという状況が、はっきりと述べられてゐる。この状況を克服するために、三井物産は三池炭礦への出炭量増大を強く要請し、それに対応して三池炭礦の生産体制の整備(新坑開鑿、囚人労働力の飛躍的増大、生産体系の機械化、運搬手段の増強など)が推進され、出炭量の増大が計られるのである。ここに流通過程から生産過程への強いインパクトをみることもできる。それが生産過程に具体的にどのような影響を及ぼしたかについては後にみることにして、八三年(明治一六)頃になると、

三池石炭ノ義ハ追々当港ニ於テモ売口ヲ開キ申シ、実ニ欣喜罷在候、過日来ノ荷送モ既ニ売捌キ致シ候処、其評議ニ宜敷自然三池石炭ノ名当市場ニ相知レ申候、塊炭ハ売口宜敷粉炭モ評判日々相増申候ニ付、夫々内地ノ需用者モ出来申候事ト推察致候⁽²⁶⁾

と、出炭不足の桎梏を克服して、香港においては船舶のみならず清の国内消費用としても三池炭が大いに使用されるに至つた。

こうした状況を踏まえて八六年(明治一九)香港支店が再開され、上海への輸出量を凌駕して急速に三池炭輸出量が増大し、三池炭は香港への石炭輸出の主座を占め

官営三池炭礦と三井物産（春日）

第22表 明治18年度上海における三池炭売却一覧

（単位：トン）

		売 却 先	上 半 期	下 半 期
上 海 売 却 高	塊 炭	太 古 洋 行	4,000	6,000
		怡 和 洋 行	8,000	12,000
		旗 昌 洋 行	9,999.5	12,000
		瓦 斯 会 社	1,028.25	2,260
		マ ク ベ イ ン	1,612	2,100
		ボ イ ド 商 会	1,287.5	712.5
		青 煙 筒 船	5,641.5	5,000
		諸 向 小 売 口	2,331	2,000
		小 計	34,902(欠量加算)	41,072.5
		粉炭	諸 向 小 売 口	1,257.5
他 港 渡 高	塊 炭	汕頭スチャール商会	725	1,500
		芝 罘 道 台 売	680	2,000
		汕 頭 太 古 洋 行	—	2,300
		〃 怡 和 洋 行	—	1,100
		汕頭ブラドレー商会	—	1,000
		厦 門 試 売	—	500
		福 州 〃	—	500
		密 波 州 〃	—	500
	天 津	—	1,000	
	芝 罘	—	2,000	
	小 計	1,455	10,400	
	粉炭	汕 頭 其 他	—	2,000
	半 季 合 計	37,614.5	55,872.5	
総 合 計			塊 炭	87,829.5
			粉 炭	5,657.5

出所)「明治十八年中三池石炭売捌高明細書」(「三井文庫論叢」第7号所収「三井物産会社と上田安三郎」所収資料)より作成。

注)他港渡とは上海において約定し、他港へ運搬するもの。

第23表 明治18年香港石炭需要者概覧(その1 汽船)

所有主	船数	登録噸数	航路	取扱代理店	
印度支那汽船会社	5	6,283	香港—新嘉坡・辺南カルカタ及 香港—上海	怡和洋行 旗昌 ダグラス商会	
支那及呂宋 "	4	2,034	香港—ルソン		
ダグラス "	5	3,360	香港—汕頭—廈門—福州—淡水 他		
香港・澳門・廣東 "	5	5,339	香港—廣東及廈門—香港		
太古洋行 "	1	2,235	香港—廣東		
スコッチ東洋 "	6	5,164	ホイハウ—新嘉坡—バンコク— 汕頭		
諸 船	8	2,771	香港—廣東—廈門—汕頭など		
禪臣洋行	4	3,313	香港—上海間		
旧招商局	4	4,940	香港—汕頭—廈門—新嘉坡及広 東—香港—上海間		旗昌洋行 太古洋行 怡和洋行 天祥洋行 仁記洋行 天祥洋行 太古洋行 旗昌洋行
支那航海会社	8	8,135	香港—濠州, 汕頭—香港及台湾 他		
グレンライン					
カルスライン					
ベンライン					
シヤリアライン					
ラーシャン汽船会社(青笛)					
ユニオンライン					

〈定期郵便汽船〉

- 仏 コムパニー・デ・ノスサゼリト・マリイタイム
- 英 ペニンシュラー・アンド・オリエンタル汽船会社
- 米 パシフィック・メール汽船会社
- 英 ヲクシデンタル・アンド・オリエンタル汽船会社

〈他ノ地方ニ本店アリテ香港ニ航路アル各社〉

- オーストロ・ハンガリアン・ロイズ汽船会社
- イーストルン・アンド・オーストラリアン "
- チャイナ・シッパーズ・ミウチュアル "
- オーストラリア・チャイナ・ジャパン・アンド・ストレーン "
- オラノ・ラルリメガス・スパニシェ諸汽船
- フィリピンズ・ゼネラル・タバコ 諸汽船
- マーキス・デ・コンボス・スパニシェ・ローヤル・メール・ライン
- メヴィガシヨネ・ゼネラル・イタリアナ
- ハムブルグ独逸汽船会社
- コムパニー・ナショナル・デ・ナビゲーション・フランセー
- ネドラントスク・インテースチ・ストムワード・マーチャンピージ
- ロシャン・ワランティヤフリート
- ノウベル・コムパニー・マーセール・デ・ナビゲーションエウアピユル

(以上の汽船は)「東洋及濠州ヲ航海シ時々香港ニ寄港スルモノナリ」

出所)「井候交付文書」より作成。会社名は原資料のまま。

注) 最上段の諸会社については以下のように説明されている。

諸会社ノ汽船ハ、過半漢江福州ヨリ新茶ヲ搭載シテ欧州ニ航海スルモノナレバ、常ニハ欧州ヨリ通常貨物ヲ積ミ香港ニ来リ、夫ヨリ或ハ神戸横浜ニ間航ス又ハ東洋沿海ノミニ止マリ雜貨ノ運送ニ從事スルモノアリ、欧州ニ航海スルニハ常ニ英産ヲ以テ燃料トスレバ上海日本ニ進航スルハ、日本炭ヲ以テス、就中オーション汽船会社ノ汽船ハ常ニ我カ三池石炭ヲ望シテ他炭ヲ用ヒス。

第23表 明治18年香港石炭需要者概覽（その2 工場）

工場名	石炭消費高など	
①太古砂糖精製会社	1ヶ月2,000 t	総理店太古洋行
②中華火車糖局	" 1,500 t	" 怡和 "
③利運糖局	" 400 t	中国人のみにて経営
④香港ガス会社		湾炭, 高島炭使用中 (三池炭勧誘中)
⑤ホンコン・アンド・ワンポウ・ドック・コンパニー	1ヶ月1,000 t	鶏竜
⑥ヴェクトリア・ドック・コムパニー		"
⑦香港器械洗衣会社		1ヶ月50~60 t
⑧呂宋索繩製造会社		"
⑨香港破礫製造会社		} 建築中
⑩器械醸酒所		
他 英国海軍省出張所	器械	} 消費
	近海巡行ノ軍艦	
米仏の軍艦へ売込中		

出所) 第23表(その1)と同じ。

注) ①は三池粉炭約定 ②三池粉炭使用, 約定計画内 ③「多久及唐津ヲ使用セリ, 是レ亦遠カラス三池ヲ用ユルニ至ルヘシ」

輸入の石炭が東洋に進出していた列強の船舶燃料に使用されていたことを明瞭に示すものである。実際第22表に示されるように、三池炭の消費先は欧米の六、七社に全面的に依存していたのである。

〈香港〉 香港市場への販売は三池炭の海外販売と同時に、益田などによって志向されていたが、七八年(明治一一)の支店設置は旧銅貨銀貨交換業務が主であり、その支店も国内不況の打撃によって八一年(明治一四)には閉店するに至った。したがって香港への石炭は上海から転売されていた。香港石炭市場は第23表に示されるように、欧米船舶航路が集中しており、八五年(明治一八)には出入する船舶三万余艘(五〇〇万吨)、石炭需要毎季三〇万トン以上で「清国ノ諸港ニ輸入スル高ト殆ント同一ナリ」と言われた。この市場に対して三井物産は一貫して着目しておりながらも、三池炭産出量の不足ゆえに支店閉鎖を余儀なくされていたが、八二年(明治一五)頃より香港市場への進出を開始している。その状況は次のように報告されて

第24表 香港石炭輸入高及び種類表

(単位：トン)

	英国炭	濠州炭	鶏竜炭	雑炭	高島唐津炭	三池炭
明治16	60,920	103,633	7,677	5,436	72,163	15,177
17	97,119	96,521	1,100	5,600	78,244	29,291
18	23,550	54,707	—	2,982	52,216	85,405
19						110,627

出所)「香港ニ於ケル石炭販路之景況」(「井俣文付文書」所収)。但し三池炭の數値は、該史料の數値がすでに輸送した量(販売契約完済の内)のみなので、第15表の數値に修正。

いる。

我社茲ニ看ル所アリト雖モ、常ニ三池石炭ノ供給少クシテ以テ上海需用ニ充タシムルノ外ニ売却スヘキモノナケレハ、不相己猶予セシカ、明治一五年季末期ニ至リ、稍時期ヲ得、社員上田安三郎ヲ派遣シ太古洋行(パタフィイルド、スワヤ社)ト結約シ、諸港ニ販路ヲ開キシニ、示後漸次盛大ヲ致シ²⁵⁾

三池炭の不足が三井物産の香港市場進出への桎梏となつてゐるという状況が、はっきりと述べられてゐる。この状況を克服するために、三井物産は三池炭礦への出炭量増大を強く要請し、それに対応して三池炭礦の生産体制の整備(新坑開鑿、囚人労働力の飛躍的増大、生産体系の機械化、運搬手段の増強など)が推進され、出炭量の増大が計られるのである。ここに流通過程から生産過程への強いインパクトをみるこゝとができる。それが生産過程に具体的にとどのような影響を及ぼしたかについては後にみることにして、八三年(明治一六)頃になると、

三池石炭ノ義ハ追々当港ニ於テモ売口ヲ開キ申シ、実ニ欣喜罷在候、過日来ノ荷送モ既ニ売捌キ致シ候処、其評議ニ宜敷自然三池石炭ノ名当市場ニ相知レ申候、塊炭ハ売口宜敷粉炭モ評判日々相増申候ニ付、夫々内地ノ需用者モ出来申候事ト推察致候²⁶⁾

と、出炭不足の桎梏を克服して、香港においては船舶のみならず清の国内消費用としても三池炭が大いに使用されるに至つた。

こうした状況を踏まえて八六年(明治一九)香港支店が再開され、上海への輸出量を凌駕して急速に三池炭輸出量が増大し、三池炭は香港への石炭輸出の主座を占め

るに至った（第15表、並に第24表参照）。

△芝罘▽ 石炭販売は未だ緒についたばかりであり、八六年（明治一八）の輸入炭一万一七五五トン中日本炭は僅かに一三〇〇トンであり、その日本炭のほとんどが三池炭と考えられる。⁽²⁸⁾その他の地域については第15表に示されているように、この段階では僅少にすぎない。

以上から判るように、三池炭礦さらには日本石炭産業そのものが、国内市場の狭隘性ゆえにその市場を海外市場に国内市場に依存せざるを得なかった。その実体は、隅谷氏が正しく指摘したように列強の東洋進出に伴なう船舶燃料の需要に應ずること、しかも清国開平炭の發展を抑止した形で應ずることであった。このことは日本石炭産業の原蓄期の發展が、列強の、中国を中心とする東洋進出を前提としてはじめて可能となったのであり、日本石炭産業の發展がとりもなおさず欧米への依存的構造の一環に組み込まれることを意味していた。

ところで各地域に販売された三池炭は、如何なる価格で取引されたのであろうか。それを示したのが第25表である。

明治一〇年代における石炭価格の変動は、輸送手段の未発達により全国市場が形成されていないため、同一年次においても天候などによって大幅に左右されたが、⁽²⁹⁾長期的傾向としては第25表からも明らかのように、内外市場ともにインフレからデフレへの転換点である八一年（明治二四）前後をピークとして価格は低落している。しかし、海外市場価格が比較的安定しているのに反して、国内市場価格の変動は激しく、八一年（明治二四）を境にして急落している。これは海外販売が国内不況のおおりを避け得たのに対して、国内販売が不況の影響をまともなうけた他に、次に掲げる三点の要因が作用していたと考えられる。第一に国内産出量の増大に比し国内需要が増大せず（不況はこれを一層助長）、その結果石炭価格の低廉化をもたらしたこと、たとえば不況を脱出し企業勃興期に入った八六年（明治一九）一月でさえ益田は上海支店長上田安三郎宛に、

第25表 三池炭各地トン当り価格一覧

(単位：円 但海上段除く)

	海 外						国 内					
	上 海	香 港	新嘉坡	天 津	汕 頭	芝 罘	三 池	長 崎	口ノ津	島 原	東 京	大 阪
明治10	4.12	—	—	—	—	—	1.42			(塊)3.16 (粉)1.65		
11	4.97 ~7.01	5.25 ~5.37	—	—	—	—	(塊)2.83 ~2.00 (粉)2.08 ~1.45		(粉)2.29 ~2.16	(塊)2.41 ~2.16 (粉)1.70 ~1.52		
12	4.73 (2.15)	—	—	7.59 (2.44)	—	—	1.44	3.55	—	2.03	—	4.91
13	5.14 (1.05)	—	—	7.41 (2.82)	—	—	1.57	4.44	2.92	2.97	7.84	5.03
14	5.70 (3.41)	5.02 (2.66)	—	7.10 (3.80)	—	—	1.47	5.54	3.26	2.48	—	5.99
15	5.71 (3.32)	4.45 (2.41)	—	—	—	—	1.63	4.16	2.86	2.38	—	5.85
16	4.93 (1.99)	4.42 (2.04)	6.90 (2.63)	7.36 (2.49)	—	—	1.32	3.28	1.88	1.60	2.72	2.15
17	5.32 (2.32)	4.50 (1.93)	5.26 (2.24)	6.73 (2.52)	—	6.37 (2.41)	0.97	2.96	1.59	1.20	2.00	3.52
18	5.22 (2.19)	4.38 (1.79)	6.26 (2.43)	—	4.65 (1.98)	5.22 (2.18)	0.88	2.73	1.87	0.98	1.65	2.72
19	5.12 (2.19)	4.36 (1.82)	5.74 (1.28)	—	5.21 (2.23)	—	0.90	3.06	2.00	0.96	1.68	2.07
20	4.79 (1.99)	4.30 (1.77)	6.40 (2.18)	—	4.94 (2.80)	4.84 (2.08)	0.77	3.08	1.94	1.03	1.74	1.99

出所 「産炭販売一覧表」(「三池鉱山局年報」①~④)より作成。

注) 1. 海外の覧 上段…1トン当り価格(単位：ドル)、下段：1トン当り収入(単位：円)。海外の下段トン当り収入とは、海外諸経費を差引いたものである。

2. 明治10年度のみはテール単位。少数第三位以下切捨。

官営三池炭礦と三井物産（春日）

第26表 明治10年島原港三池炭価格並に運賃

（単位：円）

1 トン 当り 石 炭 価 格		島原より各地域 1 トン 当り 運 賃	
塊炭	3.41	横浜	3.25
三池元価	3.16	大阪・神戸	1.83
三池ヨリ島原運賃	0.25	長崎	0.75
粉炭	1.65	口ノ津	0.3
三池元価	1.43		
三池ヨリ島原運賃	0.21		

出所)「島原港ニ於テ當時平均石炭壹萬斤価格」(「石炭販売關係」所収)より作成。斤はトンに修正。

注) 少数第三位以下切捨。

第27表 明治20年度トン当り運賃（単位：円）

販 売 先	運 賃
口ノ津ヨリ	
上海	1.77
香港	1.66
新嘉波	2.63
	2.50
汕頭	2.31
芝罘	2.25
2.00	
三池ヨリ	
島原	0.17
口ノ津	0.25
長崎	0.48
兵庫	1.20

出所)「三池鉱山局年報」(第17次)③。

注) 少数第三位以下切捨。

日本石炭之景況ハ最慘状ヲ極メ申候、東京杯へ持込ムもの実ニ其數難斗、筑前之産出大ニ相増、少々此節之処ニ而ハ超過致スべく、自然香港上海へ販路ヲ求ムル之外ノ様無可相成、三菱も松島ハ大ヤリ損ヒ高島も最早命數相分リ候³⁰と書き送っている点からも、筑豊炭坑の發展による石炭産出量の増大が、市場を圧迫し石炭価格を下落させていることを物語っている。第二に運賃の低廉化が石炭価格の低廉化を可能にした重要な要因である。第26表と第27表とを比較すれば明瞭なように、七七年(明治一〇)では横浜まで運搬す

ると、運賃が石炭原価を上廻るほどであるが、八七年（明治二〇）頃には運賃が七七年のおよそ三分の二位になっている。第三に、経費全体（原価）の低廉化である。第56表（三〇七ページ参照）に掲げておいたように、八二年（明治一五）には一トン当り経費二円八三銭四厘であったものが、八七年（明治二〇）には一円四銭三厘にまで減少している。このような経費の減少がいかなる要因によって可能であったのか、それはより深く生産過程の内部に立入って分析を加えなければならぬ。そこで、目を生産過程の分析に転じよう。

(1) 「現今ノ模様ニテハ大浦、七浦、宮ノ浦等各坑ノ出炭ヲ馬車鉄道ニ依リ炭車ヲ用ヒ横須浜棧橋迄殆ント千五百間ノ距離ヲ運搬シ、此処ニテ解船ニ積ミ入レ滿潮ヲ待チ肥前國高来郡口ノ津港迄運送シ、該港ニテ海外輸出ノ為メ外国船或ハ他ノ船舶ニ積ミ替ヘ輸出スルヲ常トス」〔雑件〕②。

(2) 「この馬匹による運搬は総て請負でやったもので、最初は荒木良治といふのが請負ひ、大浦中ノ口坑附近には厩舎が設置された、十五年頃からは山本次八の請負事業となり、馬匹と馬丁及一般監督は山本の方から出し、これを更に鉾山分局運輸掛の方で監督していた」〔三池鉾業所沿革史 第一巻前史其二〕三一九ページ。

(3) 該「要請項目」の主要点は、雇船の手配（第一条）、雇船に際し、貸金を望む者には、身元儲かな者だけに該船を抵当とし期限を定め「船価凡三分ノ一以内ノ貸金」を為すこと、該金は鉾山局より三井物産へ下渡すこと（第二条）、貸金の取立は、運賃の内から三井物産が取立て鉾山局へ上納すること（第三条）、等であり、三井物産は「滞金弁償ノ責ニ任ゼザルモ鉾山局ノ為メニ幾重ニモ苦心尽力シ同局ノ命ニ随フベシ」（第五条）と道義的責任だけを負えばよかった（前掲「売炭関係書」所収）。

(4) 「御約定書」（八一年五月）〔石炭販売関係〕所収。

(5) 「炭山沿革史」一〇七ページ。

(6) 三井文庫所蔵史料 物産二九七。

(7) 前掲「沿革史」三八六ページ。

(8) 前掲「石炭販売関係」所収。

(9) 前掲「沿革史」三八七ページ。

(10) 「石炭問屋が幾つもあったので、問屋を組合に合併しろと云ふ事になり、物産会社支店長の服部谷次郎が斡旋して三池石炭商社と云ふものを拵へて森時三郎が社長（支配人の誤り：筆者）になった」（岩田謙三郎経歴談速記録(三)）。

(11) 「海外ニ於テ石炭販売ニ関スル約定書」（三井文庫所蔵史料 物産二三六）。

(12) 「海外ニ於テ石炭販売ニ関スル約定書」（広炭商會書類（筑豊炭売捌））所収 三井文庫所蔵史料 物産二三五）。

(13) 「第一条 広炭商店ハ豊前筑前石炭ヲ同地方坑業者ヨリ販売ノ依托ヲ受ケ、香港上海其他海外諸港ヘ輸出スルニ付テハ、一切三井物産会社ヘ売捌方ヲ依托スベシ」（同右）。

(14) 明治一〇年九月二日佐伯宛書簡（「雜件」①）。

(15) 契約の一例を次に掲げる。

「拙者儀本日貴店ノ為メニ支那商人スチーム、ナビゲエション社中へ三池炭八千噸老噸ニ付上海銀貨五テール八分ノ割ヲ以テ売渡シ、在天津社中波止場ニ於テ現品引渡可申旨左ノ通り約定取結タリ

右石炭八千八百八拾年三月一日ヨリ始メ同年十月三十一日限り毎年老千噸ツ、引渡シ可申、尤若シ三井物産会社ニ於テ初月則三月ニ限り老千噸引渡シ難キ事故アルトモ其引渡炭量ハ必ス五百噸以下タル可カラズ、但此場合ニ於テ右殘炭ハ其翌月則四月ニ老千噸ト共ニ引渡ス可シ、且炭代ノ儀ハ天津ニ於テ約定通りノ炭量受取リタル旨ノ同社中請取証ヲ証トシ、上海ニ於テ銀行手券ヲ以テ相払フ可シ、尤日本ニ内乱有之歟或ハ止ムヲ得ザル事故アリテ鉾山停業スル場合ニ限り此約定ヲ廢止ス可シ、且右炭ハ右社中工師ノ監定ニ属セシメ、若シ惡劣ノ品タレハ同社中ニ於テハ之レヲ受取ラザルノ權利ヲ有ス可シ 右之通承諾候也

千八百七十九年十二月四日

支那スチーム、ナビゲエション社中

チン、フェーチン

右之通りニ候也

千八百七十九年十二月三日

仲買 エム、シー、ニツケル

三井物産会社御中

（前掲「売炭關係書」所収）。

(16) たとえば直輪ではなかつた高嶋炭の輸出について、羽太は七十九年七月七日付小林秀知宛書簡で次のように述べている。

「後藤象次郎君ハ中原国之助(ワットソン社手代)へ石炭売捌ヲ申付、中原国之助ハ長崎之売捌ヲ、ライン・ホウム(実ハジ
アデン社員)上海香港ニテハ、ジアデン社ヲ売捌人ニ致候：(中略)：中原ハ英商(横浜)ワットソン社番頭ニ有之、此者之
名ニテ高嶋エ賃金致今日之營業相継候事ト申喚ニ御座候」(「雑件」②所収)。

(17) 「大阪以西塩田所巡回景況」(前掲「石炭販売關係」所収)。

(18) 毛利重輔宛小林秀知書簡、左記参照。

「当山産出ノ石炭貴局製鉄ニ御需用ニ成否追々御照会ニ及候処、遠路隔絶ノ地故未タ見本等差出不用ニ付、素ヨリ御決意相成
間敷ト思考罷在候：生野分局ニ於テモ先年官業以來追々当産炭ヲ以テ諸鑄物并鍊鉄等ニ相用来リ候処、更ニ差支無之ニ付既ニ
一昨年同局御雇仏人ムーセ当炭山実地点験致シ、再応試験ノ上弥差支無之云々将来ノ事業上起工等明細ニ報告書差出候……」
(明治十年九月二十七日 前掲「雑件」①所収)。

(19) 『工部省沿革報告』。

(20) 小林秀知宛上田安三郎書簡(明治一二年一〇月二日 「雑件」②)。

(21)、(22) 福井菊三郎「物産商売ノ沿革ニ関スル話」(「物産会社ノ思出話集」)。

(23) 一八八四年(明治一七)の上海石炭状況について次のような報告がなされている。

「濠州産英炭ノ如キモ是迄ハ随分羽翼ヲ東洋ノ各港ニ張リタルモ、日本産、日ニ隆盛ヲ加ヘ随テ是ガ需用ヲ増スルハ争デカ選
ニ遠洋ヲ隔テ其高価ノ石炭ヲ輸入スルヲ得ベケンヤ、遂ニ其跡ヲ絶ツニ至ルベシ」(「上海石炭販売景況」)「井侯交付文書」所
収)。なお当時の上海支店職員は支店長上田安三郎の他、福原栄太郎、小室三吉、福井菊三郎、大野市太郎、田中寿雄、長谷
部信義、副島儀太郎、池田広次、岡田玄良の一〇人である。

(24) たとえば益田は七七年(明治一〇)一〇月小林秀知宛書簡で「香港ノ石炭相願候ハ、同処之処兎角濠州炭流行致シ、我石炭
使用スルモノ少ク大ニ憂慮罷在、何卒途チヲ開キ度存候、之ヲ開クハ欧州行等ノ船ニ評判ヲ得、聲價ヲ掲クルノ第一策ニ付
支店ヘモ申遣候」云々と述べている(「各官庁雜往復」前掲「石炭販売關係」所収)。

(25) 「香港ニ於ケル石炭販売ノ景況」(「井侯交付文書」所収)。

(26) 「香港来状(訳)」(「雑件」④所収)。

(27) 「石炭ハ上海テ一生懸命ニ遣ツタガ、香港ガ有力ナ石炭ノ捌場所デ有ツタノデ香港ニ支店ヲ設ケ福原栄太郎氏ヤ小室三吉氏

小林の改革案

堅坑開鑿費	31,200ドル
波止場修繕費	25,800ドル
鉄道荷揚及新庁倉庫建築費	30,000ドル
諸件の雑費	8,700ドル
以上	
計	95,700ドル (100,485円)
官員月給・外国人旅費	4,540円
総計	105,025円
以上を	{ 明治9年度 52,919円50銭
	{ 明治10年度 52,122円50銭
	支給
外に欧州注文機械	47,600ドル (49,980円)

出所)「炭山沿革史」27ページ。

- ガ行カレタ」(前掲福井菊三郎「物産商売ノ沿革ニ関スル話」)。
 (28) 「十八、九年間石炭需要供給統計調査ニ要スル石炭産出並輸出入高等取調依頼ニ対スル海外報告」(前出)。
 (29) 隅谷前掲書二〇一〜八ページ。
 (30) 「三井物産会社と上田安三郎」(前掲資料16)。
- 三 三池炭礦の拡充と生産構造

1 生産設備の拡充とその特質

一八七六年(明治九)三池鉱山局主任小林秀知は「在来旧坑磐下或炭柱等ヲ掘採スルカ如キ姑息ノ行業ニ安スルキハ、
 本山各坑ノ続々トシテ頽廢ニ属スル敢テ一年ヲ待ツヘカラス」と三池炭坑が衰退に向っていることを指摘し、事態の緊

急性を訴え、抜本的な設備の改善を要求する改革案を本省に提出した。これに続いて翌三月三池炭礦を調査した御雇外国人技師ゴットフ
 レーは、炭層の有利性を立証すると同時に、

此坑、政府ノ所轄ト成リシハ千八百七十三年ノ始ナリ、而シテ爾來依然トシ
 テ後日ノ為メ新規ノ採炭場ヲ開キシモナク、又曾テ此坑ヲシテ永続ノ礦業ヲ
 起サンカ為ニ何ノ着手モ為サ、ルナリ、今日坑業スル所ノ者ハ、方ニ僅ニ旧
 稼人ノ坑中、支柱ノ為ニ掘リ残シタル炭柱或ハ其外僅ニ掘リ残セシ炭層ノ遺
 埃ヲ取採スルニ過キス⁽²⁾

と現状を批判し、やはり設備の抜本的な改善を提案している。三池炭
 礦当事者などからの、このような改善の要請は、三池炭の三井物産への
 一手販売契約成立以降急速に実現の歩を進めた。明治一〇年度の「三

第28表 明治9年末～10年初工事

採 礦 関 係
曳導機関装置 坑外汽罐設置 通気筒建設 坑内車道布置 坑内汽罐装置 煤炭電築造
運 搬 関 係
坑外車道布置 自転車建設 河渠掘鑿 水門及搭載所建築 海底浚除

出所)「三池鉱山局年報」。

は「ムーゼ、ゴットフレー二氏ノ主張スル処ニモ、君ガ宿志タル三ツ山堅坑ヲ以テ採炭ノ本拠トシ、而シテ別ニ又七浦近方ニ堅坑ヲ開鑿シ、諏訪ノ流末ニ波止場ヲ築キ、坑口ヨリ此ニ至ルマデ鐵路ヲ布設シテ搬出ヲ便ナラシメ、且官庁ヲモ諏訪ニ移スヲ可トスルノ論」であり、他方は「ポッター氏ノ主唱スル処ニモ、大浦ヲ以テ出炭ノ本拠ト定メ、梅谷坑ニ連通セシメ、三ツ山堅坑ヲ以テ空気流通ノ処トナシ、大浦坑坑頭ニ器械ヲ装置シ、横須浜ニ至ル迄鐵路ヲ布置シ、大車田川及其流末ノ海底ヲ浚疏シテ運搬ニ支障ナカラシメントスルノ説」であつた。この二説に對し山尾は、前者は「永遠ノ考案」であるが、七十余万円ノ経費を必要とし、遂行困難として斥け、後者は「姑息」な手段であるが、その費用一〇万円内外であり「十数年間」は使用に耐えるとして後者の採用を決断したのである。これ以降三池炭礦の生産設備は主としてポッターの指導のもとに整備されていく。この三池炭礦の生産設備の特徴をその購入のあり方と具体的整備状況の検討を通じて明らかにしていこう。

△労働手段の購入▽ 一八七七年(明治一〇)一月一日、三井物産と鉱山局との間に次のような鉱山局需要品購入に關

池鉱山局年報」は、この間の工事を列挙し(第28表)、「前数件ノ工事ハ悉ク九年ノ終リ十年ノ始メニ着手スルモノニシテ」云々と諸工事着手の模様を伝えている。明治九年末からの急速な工事の進展は、前章で述べた直輸出政策の一環を担う三井物産との一手販売契約の締結と同時に、同年一〇月に三池炭礦の改善方針に關する議論に決着がついたことにもよる。三池炭礦の改善方向について山尾工部大輔、ムーゼ、ゴットフレー、ポッターの四者會議が一〇月開催され、議論は二つに分裂した。一方

する契約が締結された。

筑後國三池鉾山分局需用品諸官省エ依頼不相成分ノ買入方、長崎又ハ清國上海香港之地ニ於テ取扱可相成分ハ、都テ三井物産会社社長
鉾支店ヘ委任スルヲニ付、鉾山分局主任小林秀知、三井物産会社社長長崎支店預リ羽太紀克トノ間ニ左ノ條約ヲ取結ヘリ

第一条

明治十年十一月一日以後三池鉾山分局需用品、長崎、清國上海香港ノ地方ヨリ買収可相成物品買入、諸官省エ依頼セサル分ハ、都テ
三井物産会社社長長崎支店ヘ委任セリ、物産会社ハ可相成代価下値ニシテ、物品質ノ上等ナルモノヲ買収スルヲニ心力ヲ竭スヘキ事

第二条

鉾山分局注文ニ由テ買入シ物品、長崎ヨリ三池迄回漕中難船等ニテ損傷或ハ紛失スルトキハ、鉾山分局ノ損失タリト雖モ、外国其他
ヨリ長崎迄回漕中損傷或ハ紛失スルトキハ、物産会社ノ引受タルヘシ

第三条

舶来品並ニ和製タリトモ舶来品ヲ模写シタル物品ハ、和文英文両名ニテ成丈ケ見本ヲ以テ注文可相成事
但物産会社ニ於テハ注文ヲ解シ過リ進品買収セシキハ、差戻サルモ無異論受取運送賃トモ弁償ス可シ

第四条

上海又ハ香港ヨリ取寄セ候品ハ、長崎迄海上危険請負口銭共、買入ノ地ニテ相掛分ハ、原価ト見做シ、長崎着値段ヲ以テ計算スヘキ
事

但原価運送賃、海上保険料、其他ノ諸費トモ証書別葉ニ区分シ、相纏メ差出可申事

第五条

都テ買入物品代価受取書ハ、些少ノ物品タリトモ現証可差出事

第六条

腐敗致シ易キ物品注文有之片ハ、物産会社ニ於テ精々注意スルト雖モ、途中ニテ腐敗シタル片ハ、弁償致スニ不及事
但元買入品鉄葉詰或ハ箱詰等元形ヲ不変、開緘ノ上初メテ腐敗ヲ顯スモノハ、天災ト見做スト雖モ、雨雪曝露シ湖水ニ浸染スル
等、惣テ運輸上ノ疎漏ヨリ或ハ器物ヲ破壊シ物品ヲ腐敗スル等ハ、物産会社ヨリ償弁勿論ノ事

第七條

注文品代価ノ内、凡百円以上ニテ物産会社ヨリ前借金願出時ハ、概価三分ノ一ヨリ不多ル金員三池同社出張店ヘ払下ケ可相成事
但代価高値ノ物品ニテ、前借金払下ニ付物産会社ヨリ抵当品差出スルハ、東京本社ニ於テ鉱山本局ヘ可差出ト雖モ、払下金ハ本局
ヨリ通知ノ上、三池ニ於テ同社出張店ヘ可払渡事

第八條

物品代価ハ三池出張物産会社ヘ可払渡事

但鉱山分局ノ都合ニヨリ東京又ハ長崎ニ於テ銀行ノ手ヲ経払下相成トモ、為換手数料ハ物産会社ニ関係ナキ事

第九條

代価高値ノ品ニ至テハ、其注文ノ節、更ニ約定為取換候事モ可有之候事

第十條

買入品代価百分ノ二半、譬ヘハ百円ニ付弍円五拾錢也ノ割ニテ、手数料トシテ物産会社ニ払下可相成事

第十一條

石炭売買ニ関セス鉱山分局需用品購求ノ為ニスル処ノ電信料郵便税ハ、同局ヨリ払出可相成事

右条約雙方ノ内ニテ取消サントスル片ハ、必ス他ノ一方エ弍ヶ月前ニ報知スヘシ、尤モ己ニ注文済ノ品ハ受渡済ノ上約定取消スヘシ、因テ右証トシテ雙方茲ニ連印スルモノナリ

明治十年十一月一日

三池鉱山分局工部一等属 小林秀知

長崎三井物産会社 羽太紀克

この「条約」は三池鉱山局の労働手段の海外からの購入を、三井物産が一手に引受ける内容のものであり、三井物産が単に三池炭の販売面にのみ係わるのではなく、労働手段の購入という側面から、三池炭礦の生産にも関与していたものとして注目しなければならない。「条約」の第七、第九條は、購入資金を鉱山が三井物産に貸与する内容のものであり、第十一條は売買に伴なう諸経費を鉱山が負担することを明記したものである。したがって三井物産はこの取引にあたって自己資金をほとんど必要とせず、第十條の規定によって二・五パーセントの手数料を益金として収拾することができたのである。これは自己資金をほとんど保持しない設立時における三井物産の販売方針にたがって締結された「条約」であることを意味すると同時に、政府の三井物産育成保護政策を表現するものであった。

この「条約」に沿って購入された諸物品の概観は、第29表に示されている。この表からまず労働手段購入の経路についてみると、三池炭礦の諸製品は官営工作分局（鮑之浦、神戸、赤羽、釜石）からの購入が中心をなしているが（この場合にも三井物産を媒介として購入される）、工作分局で製作不可能なものは、順次A↓B↓Cのルートを追って購入された（第5図⁵）。

次に労働手段購入の特徴をみると、機械類の完成品は多くが官営工作分局から購入され、海外からの購入が意外に少ない点に気がつく。これは国内的な労働手段生産の自立の政策志向を反映したものと云えよう。たとえば一八七八年（明治一）八月二日に立錐機械に関して「該品ハ鮑之浦工作分局ニテ製作出来可申ニ付」海外注文を見合せているし、同年一二月一九日には「輪炭車用軸耆百組欧州エ注文ヲ見合セ、更ニ鮑之浦エ注文可致ニ御決定相成度候⁷」と諸製品の国内生産を志向する事例が少なくない。つまり官営工作所↓三池鉱山局というルートが、官営三池炭礦の労働手段購入の中心的位置を占めていたのである。しかし、三池炭礦の生産機能を効率的に發揮させるためには、このルートの限界も明らかであった。それが一方では既に述べた三井物産を媒介とする外国製品の輸入であり、他方では鉱山局付属製作

第29表 諸物品注文一覧 (その1)

		国内		注文		品名		注文先			
		品名	注文	先		品名	注文	先			
明治	10	レール・ヘンダル (鉄線ヲ曲ル具)	飽	之	浦	明治	11	四インチ径鑄鉄曲管	飽	之	浦
		パイル・ドライバー (大杭打込具)						タッペツフ・バルブ			
		車輪・車軸						炭車用鉄輪軸百組			
		水門用諸鉄具						汽罐吸水用ガスパイプ			
		石炭船積場建物						パーレリブリー			
		自転機械 2台付属金具類						汽罐用ブローラック鉄管			
		大浦坑道用鉄製車				明治	12	同フィードウータル鉄管			
		鉄槽車56インチ	三井	物産	浦			鍊鉄ガスパイプ			
		カンバス1巻	長崎	(三井物産)				ゲージグラス			
		炭車用丸鉄棒, 釘鉄棒	長崎	(三井物産)				吸水鉄管			
		鎖, 3インチ鉄管	飽	之	浦			ドンキー唧筒			
		麻 網	三井	物産	浦			水門用鉄車			
		11インチ複車 2個	飽	之	浦			蒸汽用曲鉄管			
		11インチ単車 4個						曳導機関用スチーム			
		9インチ単車 2個						ストップ・バルブ			
		鍛鉄スナッチ車 1個						小形スペシャルポンプ (七浦)			
		大 車 2個						汽罐ポンプ (七浦堅坑用)	飽	之	浦, 赤羽
		トライポットスクリウ・ジャック 1個						スクールタツプ	飽	之	浦, 赤羽
		ウェーレススクリウ・ジャック 7個						錐鑿器具	飽	之	浦, 赤羽
		ポトルスクリウ・ジャック 1個						捲揚器械 (七浦)	飽	之	浦, 赤羽
明治	11	丸鉄棒, 平鉄, 鎖						汽罐 (七浦)			
		鉄板, 角鉄, 座鉄						半円筒捲揚機			
		二重シリング曳導機関						ポンプ			
		(ボーリング・エンジン)						器械車輪			
		馬 具	三井	物産	浦						
		曳導機関用テルテール	飽	之	浦						
		水門用ピニヨン及ラック									
		ロースピース									
		蒸汽鉄管用鍊鉄曲鉄管									
		鑄鉄インチ曲管									
		スチームトラップ									
		エキスパンション鉄管									

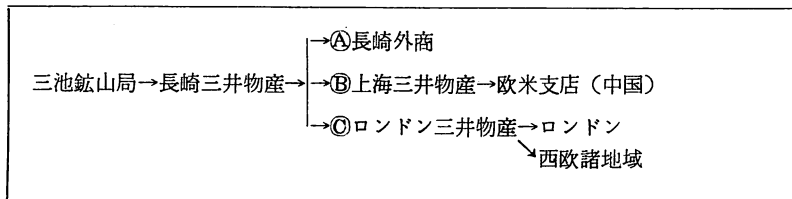
第29表 諸物品注文一覧 (その2)

年	海外			注文		品名		
	品名	数量	注文	先年	品名	数量	注文	先年
明治 8	鉄針	8	卷	欧州(詳細不明)	明治 15	パテントアースボリング機械	1	組
"	金	2	卷	"	"	極上麻	1,500	尺
"	レール	935	本	"	"	蒸気ボイラー	1	個
"	糸	1	箱	"	"	補水ポン	1	個
"	ヘット	4	卷	"	"	ボイラー	4	本
"	マイン	1		"	"	鋼製カッタン	42	本
"	象	1		"	"	ラッジ・ポン	2	個
"	牙	1		"	"	錠, 鈎, ステップバー,		
"	眼鏡	1		"	"	鉄鉤	1,000	尺
9	風	3,030	本(100 t)	イギリス・ロンドン・ブレナボン鉄網社	"	鍛冶職用道具	1	式
"	レール	4	箱	チ・ウエージ社	"	ストック, ダイヤ	1	各
"	安刷	100	個	ジョン・ウエート	"	テープ, タッ	1	各
"	予	50	個	"	"	タック, レン	1	各
"	備	100	個	"	"	ガイ	1	個
"	予	100	個	"	"	スパ・ド	1	個
"	レ	3	箱	ブレナボン	"	パイ・カッタ	1	個
"	相	6	卷	イ・ライド	"	ガ	1	個
"	秤	12	箱	ヘスリー・フーレー	"	鉄条切断機	1	個
"	鉄	8	卷	ケ・エヌ・ニエオール	"	シヤックル	1	個
"	ク	1	個	長崎ボイド商会	"	プレース(鎖製)	1	個
10	リ	6	チャード(車道用)	チャールスフルーク(竜動ランバルトイ街)	"	子	7	本
11	橋	472	本(7)	"	"	パ	1	個
"	レ	7	ポンド(7)	"	"	ラレル・ファキ	1	個
"	糸	4	巻(周2インチ)	竜動ルエスニューラルカンパニー	"	起重	2	個
"	釘	2	巻(長さ千ヤ)	"	"	パテント	1	個
"	鉄	2	巻(長さ千ヤ)	竜動スラントワネル社	"	プレーイ	1	個
12	釘	2	巻(長さ千ヤ)	"	"	滑車類	1	個
"	合	3	巻(長さ千ヤ)	"	"	連	1	個
"	図	1	t(鉄道用)	ダブリウ・エー・ロース	"	ス		
"	一	1	t(坑内用)	竜動	"	接		
"	ポ	100	樽	横浜五番部	"	パンヤ		
13	ラ				"	験		
"	ナ				"	汽		
"	マ				"	旋	1	具
"	イ				"	転	2	各
"	ト				"	回		
"					"	鉄		
"					"	環		
"					"	ト		
"					"	各		
"					"	数		
"					"	個		

官宮三池炭礦(春日)

出所)「三池鉱山局年報」,「ボツタル陳意録」,「西曆一千八百八十二三兩年間〔即チ明治十五年度〕歐羅巴エ注文品」(「産炭量, 開鑿, 試鑿, 疏水, 排水関係」所収)。
 注) 国内注文品に関しては明治10~12年度のみ。海外注文品に関しては明治10, 13, 14の年度が欠けている。明治15年のみは該年度のこと。記載もれも多数あると思われる。

第5図 炭礦用海外注文品購入図



課設立の志向であった。

製作課設立の第一歩は、一八八二年（明治一五）六月の鑄物工場の設立である。

大浦七浦二坑ノ諸器械及ヒ附属漁船等ニ装置セル機械ヲ修補、或ハ新製スル毎ニ長崎工作分局ニ委嘱ス
ト雖、ソノ価格ノ不廉ナルノミナラス、曠日弥久シテ事業ニ障碍ヲ来スヲ以テ、分局内ニ鑄造場一棟ヲ
新築シ、以テ之ヲ自弁スルヲ議決ス⁽⁸⁾

と記されているように、「鑄造場」の設立は価格の低廉化と購入物品の不足や遅延という
支障を除去する目的をもって設立された。この「鑄造場」は一八八三年（明治一六）一二月製
作課と改称され、一八八七年頃には仕上場、汽罐場、鍛冶場、木型場、製罐場の諸工場を所
持し、ポンプ類と捲揚機の製作を中心として、さらに大浦坑内エンドレス・ロープ（アールウ
インが松浦某を相手に設計）、デヴィ・ポンプ（二百…外国製の模倣）、ガス・エンジン、ローダー
（石炭積込機）等を試作するまでに発展し、後の三池製作所の基礎を形成していった⁽⁹⁾。これは
三池鉱山局の労働手段に対する自己生産への強い意欲を物語っていると見えよう⁽¹⁰⁾。

これまで労働手段購入の経路と購入の特徴を検討したので、次に労働手段の具体的な整備
状況を検討しなければならない。

△労働手段の整備▽ 一八七六年（明治九）以降払下げまでの整備状況は第30表に示したと
うりである。労働手段整備のインパクトが三井物産からの強い要請にあったことは既に指摘
しておいたが、たとえば次に掲げる一八八〇年（明治一三）の益田から小林宛の書簡は、その
事実を端的に物語っている⁽¹¹⁾。

三池石炭香港ノ売場相開キ候へハ、福州厦門其他ニテ上海文ケノ高ハ売却仕相可申ト存候、又横浜外国

船へモ近々相進メ候へハ、是モ相応ノ高ニ相成到底海外ノ石炭ヲ圧倒スルハ容易ニ御座候へ共、如何セン今一坑御開キニ無クテハ供給ニ限りアリテ迂濶ニ相進メル事モ不相成、遺憾千万ニ御座候、工部卿へハ親敷其狀況ヲ申上置候間、何卒御規模ヲ充分ニ大ニシ、此勢ヲ不失事懇願ノ至ニ不堪、政府會計上ニ取りテモ正金ノ御入用ハ必迫ノ折柄、僅ニ海關ノ数百万円ニ不過御収入ニ候へハ、御山ノ事業モ実ニ一方ノ援軍ト存被_レ（傍点筆者）

この書簡にみられるように、三池炭礦の拡大・労働手段の整備が三井物産の要請に促進されると同時に、逆に労働手段の整備・拡大が三井物産の販売能力によって制約されていた点にも注意しなければならない。勝立坑開鑿に関して益田は次のように回顧している。⁽¹²⁾

明治十四年に松方さんが大蔵卿になって、不換紙幣の整理に着手された。其れが為め正貨が必要であつたから、三池炭礦に新たに勝立坑と云ふのを開く計劃が立てられた。其時松方さんは、私に勝立をやつて一ヶ年六十万噸にするが引受けられるかと云われた。之れまでは一ヶ年三十万噸で、其れは滞りなく販売して居つたが、勝立が出来ると更らに三十万噸殖えるのである。私が大丈夫ですと答えると、松方さんは唯だ大丈夫だけでは安心できぬと云われた。私はいや決して軽率な事は申しません、之れまでの輸出は主に上海だけですが、香港があれば一ヶ年三十万噸の市場です、どうか御安心下さいと云ふた。其れで松方さんも安心して其れでは勝立をやらうと云ふことになつた。

以上のように三井物産の意向に鉦山の経営が強く規定されると言うことは、とりもなおさず海外市场、とりわけ上海・香港市場の動向に三池炭礦が強く規定されると言うことであり、したがって上海・香港の石炭需要の構造が三池炭礦の生産過程のあり方まで規定することになるのである。しかもこの段階で上海・香港市場へ供給する対応能力は、炭質、資金条件等からいっても当該段階においては大規模な優良炭坑以外にあり得ず、そこから大規模炭坑の海外（上海・香港中心）輸出の「独占」的支配が形成されていったのである（この点は前章参照）。とまれ、世界市場に編入された三池炭礦の生産設備の進展状況を第30表を参照しながら見ていこう。まず炭坑経営の前提となる炭層状況を概観しておく、総面積二九八二町歩、埋蔵炭量一億六二九〇万トン余で筑後國（福岡県）三池郡一二ヶ村、肥後國（熊本県）玉名郡七

運炭用労働手段		補助部門		
坑口名	労働手段名称	排水施設	通気施設	選炭施設
大浦坑 (3) 大浦新坑道(8)	木製炭函 200台 新製 蒸気曳揚機設置	(三ツ山坑底)12 スペシャル唧筒 設置(4) 操業(5)	(大浦旧坑口)火炉 設置(3)→明13年(7) 廃止(三ツ山坑通 気炉使用) (三ツ山坑底)通 気火炉設置(4) 操業(5)	大浦坑 (粉塊別積・坑 口検査開始)
七浦第一堅坑(1)	石炭曳揚機設置	(七浦第一坑々底) 24スペシャル唧筒 2台設置、大浦坑 内水車数輛設置(7) 三ツ山疏水唧筒 増設(6)		
七浦坑内 (11)	第一堅坑より捲 揚機移転設置	(七浦坑)デフレ ンシャル唧筒 (「コンパウント 式」)設置(6)	(七浦第二堅坑) キーバル式扇風 機設置	(七浦坑口)蒸気 選炭機(2)(トロ ンメル式)
宮浦坑 (3)	捲揚機設置			

官宮三池炭礦と三井物産（春日）

第30表 労働手段の整備状況（その1）

	坑 口 整 備				採炭用労働手段
	試 錐	開 鑿	着 炭	操 業	労働手段名称
明治 6					
7					
8					
9		三ツ山堅坑(1) 大浦新坑道(12) (後ノ大浦第一坑)			
10			大浦新坑道(8) 三ツ山堅坑(12) (完)		
11					
12	七浦(2)	七浦第一堅坑(7)			
13					
14				鳥居磐下旧坑開 発	
15	諏訪(3)	七浦第二堅坑(4)	七浦第一堅坑(6)		
16			七浦第二堅坑(6) (完)	七浦坑 (5)	(七浦坑・塊粉 区別採炭(4))
17		七浦横坑道第3 (6)	七浦横坑道(11)		
18		勝立第一堅坑(11)			
19		早鐘堅坑(2)			
20		宮浦第一堅坑(2) (ダイナマイト 使用)	早鐘堅坑(8)(完) 宮浦第一堅坑(8)		
21				宮浦坑 (4)	

出所) 「沿革史」(採鉱課, 機械課年譜), 「雑件」(①~④) より作成。

注) 年月の判明するものだけ掲載。カッコ内は月。

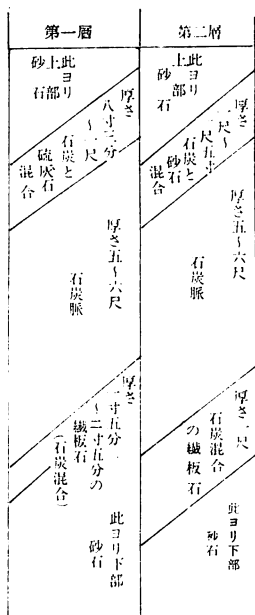
第30表 労働手段の整備状況(その2)

(明治21年現在)

	唧筒類	台数	捲揚機類	台数	汽罐類	台数	その他	台数
七浦坑	9吋横ポンプ	8	捲器械 曳揚器械	1	大汽罐 小汽罐	9	炭車 選炭器 送風器 風扇	827
	6吋横ポンプ	5		2		2		1
	3吋ポンプ	2						1
	縦ドンキーポンプ	2						2
	横ドンキーポンプ	2						
	汽罐送水ポンプ	2						
	デフレンシャルポンプ	1						
	達磨ポンプ	大小各1						
	ブランシーポンプ	1						
大浦坑	ドンキーポンプ	2	捲揚器	1	汽罐	3		
早鐘坑	9吋横ポンプ	2			汽罐	3		
	ドンキーポンプ	2						
宮浦坑	ドンキーポンプ	2	坑内用捲揚器械	1	汽罐	3		
	第5番達磨ポンプ	2	捲揚器械	1				
勝立坑	7吋堅ポンプ	1	大捲揚器械 小捲揚器械	1	大汽罐 小汽罐 小堅汽罐	10		
	10吋堅ポンプ	8		1		1		
	プヒードポンプ	2				1		
	プランジャーポンプ	2						
	9吋スペシャルポンプ	8						
	カメロンスペシャルポンプ	4						
	7吋スペシャルポンプ	4						
	3吋スペシャルポンプ	4						
	8番達磨ポンプ	6						
	4番達磨ポンプ	6						

出所)「明治廿一年一月大蔵省引継明細」(三池鉱業所史料)より作成。名称は原史料のまま。

第6図 三池炭層断面図



である。そこで、各部門ごとに具体的に検討していこう。

△坑口・坑道▽ 一八七六年（明治九）以前の坑口は、大浦、中小浦、小浦、風抜、鳥居、梅谷、長谷、本谷、生山、炉谷、竜湖瀬等一〇以上もあり、それぞれから小量を出炭していた。そしてこれらの坑口は、相互の関連性がほとんどなく、一つ一つが孤立して採炭し、また同一の坑口で通風、出炭、人夫の出入を行っていた。この状況に対し、七七年一二月ポッターは技術的側面から、坑口の複数化を次のように主張した。⁽¹⁶⁾

英国ノ制限ニ、何レノ鉱山ニテモ坑内ニテ急災ノ時逃出ニテ不便ナルヲ以テ、唯壱ヶ所坑口ヲ保ツハ禁止ナリ、大谷坑近頃ノ災厄ハ、当三池炭山諸坑各自壱ヶ所ノ坑口ニテハ其出入ノ内部崩壊セシ時、人ノ坑内ニ若干ノ長時間止リテ竟ニ死ニ至ル可ク、故ニ一坑一口ハ利ナラサルノ要点ヲ指示セリ、請フ諸坑担任ノ役員ヲ当局ニ御呼寄アリテ、各坑共唯一坑口ニテ就業セハ、急災ノ時逃出スルニ不便ナルヲ御通話アラシコトナリ

このような労働力保全の視点から、通気或は坑夫出入の坑口が順次開鑿されると同時に、既に述べたように海外販売を担う三井物産からの強い要請を主要なインパクトとして採炭用の坑口が開鑿されていくのである。第31表は一八七三年（明治六）以降払下げまでの坑口開鑿の具体的状況である。⁽¹⁷⁾ この表と第30表それに第32表の「各坑口出炭一覧」を参照

ケ村に及ぶ大規模炭坑である。⁽¹³⁾ 炭層は四層からなり上層二層を採炭している。二層の炭丈は第6図に示したとおりであり、二層の間には五〜六尺の板石が介在している。⁽¹⁴⁾ 隅谷氏が分析した松浦炭田の炭丈が七、八寸〜二尺程度であるのを考えると、三池の炭層が如何に優良であるかが推察されよう。この優良な炭層を前提として諸労働手段の整備が進展するの

第31表 三池鉾山坑口一覧（官営以降開鑿されたもの）

	創業年月	完成年月	使用目的	形	坑口径	深さ	工事理由記事その他
三ツ山堅坑	明 9. 1	明 10. 11	梅谷坑の通気排水	方形	長巾 13尺 10尺	165 間	複線車道ヲ布設シ、坑口ニ据付ケテアル蒸気力曳揚機ニ依テ炭函ノ昇降ヲナス為、明11. 3補修完了 大浦坑の採掘区域拡大により「排水其他種々不便ヲ生シタノト残炭モ少量トナッタ為」 大浦坑内の排水を七浦に落すため
大浦新坑道 （後第1堅坑）	明 9. 12	明 10. 10	通気運輸、坑道	巾	15尺	400 間	
七浦第一堅坑	明 12. 7	明 15. 6	採炭	円形	14尺	231 尺	大浦坑内の排水を七浦に落すため
大浦七浦通洞	明 14. 10	明 15. 9	排水				旧坑開発
鳥居盤下旧坑	明 14. 12	明 14. 12	採炭				
七浦第二堅坑	明 15. 4	明 16. 6	通気	円形	14尺	210間	堅坑々内ニ貫通サセテ非常ノ場合ノ迷路ニ供スル為、「往時ノ廢坑」の復旧
〃第三坑 （横坑道）	明 17. 6	明 17. 12	坑夫出入	方形	高巾 6尺 12尺	坑道 112間	
勝立第一堅坑	明 18. 11	—	採炭坑	方形	長巾 18尺 12尺	408 間	
早鐘堅坑	明 19. 2	明 20. 8	疏水	方形	長巾 13尺 9尺	165 間	
宮浦第一堅坑	明 20. 2	明 21. 3	採炭通気	方形	長巾 18尺 12尺	161 間	
大浦早鐘横坑		明 21. 5	排水				大浦坑内排水蒸気唧筒による排水機関設置のため
梅谷新坑道			採炭	方形	高横 6尺 7尺	坑道 31間 8合8勺	明16 採炭中止

出所）「三池鉾業所沿革史」（第3巻採鉾課一）、「三池鉾山坑口一覧」（隅谷三男『日本石炭産業分析』258ページ所収）より作成。

官営三池炭礦と三井物産（春日）

第32表 各坑口出炭一覽

（単位：トン）

	大浦坑	七浦坑	宮浦坑	中小浦坑	小浦坑	風抜坑	鳥居坑
明治 6	4,878	0	0	763	3,952	1,887	1,321
9	8,202	0	0	0	0	3,921	3,672
11	38,733	0	0	0	0	1,180	3,614
15	109,869	9,562	0	9,689	0	0	161
17	33,562	193,738	0	3,045	2,758	0	5,247
20	72,942	244,313	5,290	0	0	0	0

	梅谷坑	長谷坑	本谷坑	生山坑	炉谷坑	竜湖瀬坑	岩戸坑
明治 6	8,287	386	5,831	2,788	24	520	0
9	10,074	2,415	0	6,690	0	8,961	0
11	15,379	0	13,267	0	0	14,222	0
15	11,953	1,466	3,557	4,456	0	0	0
17	6,376	0	0	0	0	1,905	0
20	3,784	0	0	0	0	957	0

	満谷坑	清水谷坑	西谷坑	旧稻荷坑	小谷坑	門口坑	大谷坑
明治 6	0	0	0	0	0	0	0
9	3,797	1,294	1,874	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	11,743
15	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	1,574	546	267	0
20	94	0	0	0	0	0	0

出所 「各坑別出炭高一覽表」〔「沿革史」第1巻其二〕より。

して開鑿の特徴を見ると、坑口を特定個所（大浦、七浦、後に勝立、宮浦）に集中させ、該坑口の大規模化・機械化を計ると同時に、該坑口を基軸としながら坑口間の連関を重視し、三池炭礦全体の体系化を意図していることは明瞭である。⁽¹⁸⁾

△採炭▽ 採炭部門の機械化は全く進展せず、旧来の鶴嘴による採炭に終始した点に注目しておく。

△坑内・坑外運搬▽ 七八年（明治一一）大浦坑に捲揚機が設置されたのに伴ない坑内運搬は大きく転換した。それ以前においては掘場から筥或は天びんで坑口まで運搬していたのを、掘場から筥で切羽車道に運び、そこで炭函に移し、それをホーリング線まで——近い所は手押、遠い所は馬で——運び、そ

備	考
三池鉱山局より三井物産へ貸与。 三井物産と支那商人との約定により長崎港に100万斤内外の石炭貯蔵必要のため。 大蔵省より購入資金借用（英国ロンドン製蒸気船 6,9000円）。 同上残金（「拝借金」）11,133円44銭9厘要請。 同左蒸気船買入、風帆船2艘借入。清国上海輸送のため「石炭貯積之地所購求」とともに125,000円借入。 三池一口ノ津間運搬用（三池鉱山局が兵庫工作分局より買入）曳船。 三池一口ノ津間運搬用曳船。原名フィールトン号（長さ70余尺、21馬力）。 上海航路 〃 長崎工作分局製造。三池一口ノ津間曳船（三池丸と同形）。 三池一口ノ津間（運炭船故に）航路渋滞のため。 頼朝丸、秀吉丸（海外運搬用）補助の海外運搬用。 明治14年6月要請船。運礦丸と名称。 三池産炭国内運輸に従事。5ヶ年契約（同社は山口県士族授産会社）。 明治14年6月要請船。 大阪府商人所有船。 三池丸、筑後丸の運搬能力の限界を指摘。 } 口ノ津—シンガポール間運搬のため。	

簡」（明治12年10月20日、

「御届」（明治20年11月7日）

治12年5月14日）

こから捲揚機で坑外へ搬出した。⁽¹⁹⁾
ここで坑外運搬の問題にも触れておこう。いうまでもなく、運搬手段は生産過程における労働手段の整備及び出炭規模の拡大に伴い、それに照応して整備・拡充されなければならぬ。すでに七年（明治一〇）ムーセは「三池炭山報告書」の中において運搬の問題に着目し、坑口より船積場までの車道建設と大船出入の可能となる諏訪川口の改修を提起している。このような生産過程に直結す

第33表 運搬船整備状況一覽

申請年月	申請者	運搬(倉)船	認可年月
明治10年3月	三井物産	帆船千早丸借入	同 左
"	"	倉船(住吉丸, 福正丸)買入	同年4月(製造)
10.	"	蒸汽船1, 風帆船1	同 左
11. 11	"	(蒸汽船1 (950 トン積))	
12. 5	"	蒸汽船秀吉丸 696トン, 風帆船リデヤ, ヘルマン号	12.
"	"	小蒸汽船買入(有明丸)	12. 7
12. 11	"	三池丸買入	12. 12
12. 12	"	ハラティン号雇入	13. 1
13.	"	頼朝丸(1075トン)買入	同 左
13.	"	筑後丸新造	13. 12
14. 5	"	(帆船千早丸釜石工作局へ貸与)	同 左
14. 6	三池鉱山局	外国形帆船30艘新造要請	
14. 12	"	500トン積風帆船9艘買入 外国形帆船3艘新造	15. 1
		千早丸鉱山局復帰	
16. 11	霸城社	(千早丸借受)	17. 3
		外国形帆船6艘新造	17. 4
18. 1		鉄製蒸汽船新造要請 倉船(700トン英国船)	18. 1
19. 6	三池鉱山局	曳船汽船製造要請	
20. 11	三井物産	英国船ウィリヤムボルキッド号(2700トン積) " デボンシャ号(2600トン積)	

出所)『工部省沿革報告』,「三池石炭販売用ノ蒸汽船購求ニ付拝借金卸下渡願書」,「小林秀知宛益田孝書 同年11月8日, 12月3日」,「益田孝宛小林秀知書簡」(明治13年1月7日),「風帆船新造ノ義ニ付伺」, (以上「石炭販売関係(写)」所収),「曳船汽船製造ノ儀ニ付伺」,「小林秀知宛益田孝書簡」(明治13年) (以上「石炭関係書類(写)」所収),「倉船買入ノ事」(「年報」①所収),「雜件」④

る運搬手段の整備を前提としながら、石炭の海外販売に伴ってとりわけ必要となってきたのが石炭運送船である。たとえば小林秀知は七八年の総括で、改良を要する点の一つとして「運輸ノ渋滞」をあげ、「曳船用ノ汽船ヲ新造シ、且ツ近傍ニ於テ巨船投錨ニ適スルノ地ヲ相シ、築港ノ業ヲ起ス」ことを提唱している⁽²⁰⁾。翌年も石炭運搬の不備を指摘し、生産隆盛にもかかわらず「一ノ慨嘆スヘキモノアリ、則チ島原、口ノ津両港エノ運輸

之ナリ、夫此運輸ハ三、四万斤乃至六、七万斤ノ舢船百数拾艘ヲ以テ之ヲ助クルニ、牽舢汽船ノ備アリト雖モ、時々風波ノ青穩ナラサルニ会スレハ舢船ノ通航ヲ遮絶セラレ」云々と述べ、石炭運搬の整備の必要性を強調している。⁽²¹⁾ 運搬船の増強は、三池―口ノ津間と口ノ津―海外間との運送力の相互規定関係により、一方の増強が他方の増強を促がす、という形で展開した。一例を挙げると、八一年(明治一四)小林が本省宛に海外運搬用船舶五〇〇トン積九艘の新造を要請する「風帆船新造ノ義ニ付伺」を提出し認可されると、今度はその運送力に比べ三池―口ノ津間の運送力が極枯と化し、八六年(明治一九)に三池―口ノ津間の運送力強化を訴え「曳船汽船製造ノ義ニ付伺」を提出するという具合である。⁽²²⁾ その整備状況については第33表に示した通りである。この表に示されているように、運送船の整備は主として海外販売を担う三井物産の要請に従って整備されていった。益田はしばしば小林宛に運送船の整備を要請している。それと同時に政府側にとっても外国船の雇船に伴う正貨の流失は何としても防ぎたいとする志向があった。それは小林秀知の鹿児島県令千田貞暁、熊本県令富岡敬明宛書簡で、正貨喪失の防止、運賃の低廉化、手数の複雑化による時機の喪失防止、の観点から運搬手段の整備を強調している点からも、⁽²³⁾ あるいは香港送りの雇船に対し「当礦産炭ヲ香港へ運輸取斗候節、之ニ充ツル船舶ハ已後内地ノ汽船ヲ雇入ル、ヘキ旨ノ御下命」⁽²⁴⁾ があった点からも明らかである。このように政府、三井物産双方の意向により第33表で示した運搬船の急速な増強が実現されていたのである。

△排水▽ 排水は三池の最も重要な課題の一つであった。すでに三池炭礦の改善が進展していく初期の段階で、大浦坑疏水問題が小林秀知とゴットフレ―の間に論議されている。⁽²⁵⁾ しかし、三池において水との闘いで最初の難関に遭遇したのは、七六年二月起工の七浦第一坑開鑿と言つてよいであろう。七浦第一豎坑は三池鉦山局に試錐機械がないため、「機械ト職工トモ総テ長崎ノ深掘社ニ依頼シ百八十尺ノ工程ヲ以テ請負ニシ」⁽²⁷⁾ 五月二八日完了するが、その後出水多量のため第34表のように次々とポンプを導入している。八二年(明治一五)七浦坑の着炭時に二四スペシャル二台を設置

ある。
はかきばらず、燃焼後灰の少ない密度の高いものが要求されるから、必然的に良質の塊炭でなければならなかったのである。

これまで生産過程における基本的労働手段と補助部門（排水、通気）の機械化の進展状況をみてきたが、以上から次の

第34表 七浦坑排水用ポンプ

明治13年	1月8日	スペシャル唧筒使用（長崎工作分局）
	2月22日	スペシャル唧筒一基増設（同上）
	4月9日	ドンキー “
	7月15日	プランジャー唧筒使用（神戸工作分局）
	9月2日	スペシャル唧筒使用（長崎工作分局）
	“	プランジャー唧筒依頼（赤羽工作分局）
14年	6月4日	プランジャー唧筒設置

出所「沿革史」（第3巻探鉱課一）15ページより。

し、以降第30表の如く次々と新式ポンプを導入設置し、早鐘堅坑が開鑿されるまでは、大浦の水も七浦へ落とし、ここで排水していた。⁽²⁸⁾七浦坑の次に開鑿した勝立坑の場合も、やはり排水問題が最大の課題となり、団琢磨の指揮のもとにデビーポンプが設置され、はじめて完全なる排水が可能となったことは周知のとおりである。

△通気▽ 第30表（その1）の通り、七八年（明治一一）頃から具体的整備がはじまり、八四年（明治一七）には七浦坑に扇風機が設置され機械化が進展している。

△選炭▽ 大浦坑に捲揚機が設置（七八年）されて以降、大浦坑は塊粉別々積となり、塊炭については坑口検査係が鉄棒を炭函中に突込んで、その手応えで粉炭の有無を調査していた。八四年（明治一七）には七浦坑口に初めて塊粉を分別する汽力選炭機が設置されている。このように塊粉を区別していたのは大浦、七浦のみで、他の坑口は「切入み炭」と称して塊粉を区別せずに採炭・運搬していた。塊粉の区別は、海外市場の要請、とりわけ上海・香港市場の外国船舶燃料に適應するためであった。船舶燃料として

力は未だ蒸気を用ひてゐた。造船所は物産の直轄で矢沢茂吉さんが監督してゐたが、三十七、八年頃製作課

職	工	数
踏	3	
子	1	
物	2	
形	4	
夫	1	
計	10	
	21	
製 作 品		
炭 車	の 車 輪	心 棒
大 浦	汽 罐	の 棧 (炉 格 子)
壳	俵	焚 平 鍋

(明治17年現在)

(6) 生産技術の自立の志向とその限界については石塚裕道「日本資本主義成立史研究」第二章第三節「官業の術に対する従属と自立」参照。

(7) 前掲「ポッター陳意録」。

(8) 「工部省沿革報告」。

(9) 「確井力氏談話」(前掲「談話聴取録」)

れは一八八四年（明治一七）の職工数と似た状態であり、翌年に鉄管類を、八六年に吋スペシャルポンプの作製に成功している。については「廿年頃製作課の裏手へ鋳物下

本日九日付ヲ以、貴書ヲ賜リ拜見仕候斤量台之儀、御申越之形全数台当時手元ニ無之、悉皆売切申候、ヨリ到着可致次第御座候ニ付、請取次第如貴命羽太氏エ差送り可申候、且又直段之儀右之數御買入被下候銀三拾式弗ニ可仕右ニテ思召ニ叶候」

⑧ 「木炭鍊製系鉄網式巻ノ長九百五拾ヤード周囲式インチ半上海ヨリ御購買相成度候也」（一八七八年八月）

⑨ 「飽之浦及赤羽根ニテハ「クリップドラム」製シ能ハサルニ付英國エ御注文ノ義至要ト存候」（一八七〇年）

「記

一、六インチ螺釘切レーツ

但拙者ノ一見セシ分

右御買求アリタシ、尤モ飽之浦エ掛合書中、鑿一式、車輪一式、及ヒ踏木等、則一切ノ附属品モ其書記アリタシ、前述レーツ注文候ニ付テハ、以前物産会社エ注文セシ分ハ不用ニ属シ候条、若シモテ注文相成不届候得ハ、該注文ハ取消ヲ願フ

千八百七十九年九月十九日

フレッド・アントニ・ポッター。

点を指摘することができる。第一に採炭部門の機械化の立ち遅れが著しく、それに比して運搬部門並びに排水・通気部門の機械化の進展が急速なこと、第二に特定の坑口（大浦、七浦）に機械化が集中し、その坑口を基軸として三池炭礦全体の体系化（排水、通気、運搬）が進展していること、この二点である。

このように採炭部門の機械化が最も立ち遅れ、それと対照的に運搬部門や補助部門（排水、通気、選炭）の機械化が特定の坑口に集中して急速に進展した理由は、以下の通りである。第一に、限られた資金力、労働力で効率的な出炭を行なうためには、特定の坑口に設備と労働力を集中する以外に方法はなかったし、第二に、一方において当該段階の生産力の規定性から採炭現場が常に移動し消滅する採炭部門の機械化の困難さ⁽²⁹⁾と、他方において海外市場（上海・香港中心）の獲得を目指す三井物産の出炭増大の強い要請とにより、採炭部門を取残しつつ機械化の可能な諸部門の急速な進展が計られたのであった。このような労働手段の整備状況の特徴が、その対極にある労働力の存在形態に如何なる特徴を刻印付けることになるか、を次に検討しなければならない。

- (1) 「炭山沿革史」二六ページ。同史によると一八七六年（明治八）までの資本投資は、旧坑の修繕が主で大工事としては車道のみであった、と記している。
- (2) ゴットフレ 「三池炭山報告」〔年報〕①所収。
- (3) 「小林君履歴」。なお同履歴は小林の書記を務めていた太田耕助の筆による（「岩田謙三郎談話」より）。
- (4) 「売買委任ニ関スル命令状及約定其他関係往復書（写）」〔石炭販売関係〕所収 三井鉱山五十年史編纂史料。
- (5) 海外注文の経路に関しては、「雇英人ポツタル陳意録（明治十年）」（三池鉱業所史料）中の以下の記述を参照。

① 「一、クラブウインチハ飽ノ浦ニテ得ラレス、長崎ポイド商会ニテ同品（度）ヲ買入可相成様羽太氏ニ依頼セリ」

三池鉱山局

前田殿

長崎大浦回番

エドワルド、ロゼルス

：（製作課全体で）職工が六十名位居た」と述懐している。詳しくは「三池製作所沿革史」（第八巻）第二一八八二年（明治一五）ポッターを解雇し団琢磨を技術指導者とするが、その背景には労働手段の問題を全体に対する自立的運営への志向と、一定の炭礦運営の定着―蓄積があったと考えられる。

- (11) 「雑件」③（三池鉱業所史料）。
- (12) 『自叙益田孝翁伝』一九八―九ページ。
- (13) 「ポッター四季申報書（明治一四年）」〔沿革史〕第一巻 前史其二。なお一八八六年（明治一九）の積二八一九町歩、内既採地四百町歩、未採地二四一九町歩、埋蔵炭量一億四九一八万トン余と記しており、五二九町歩、四八八二万トンの炭脈が発見されたと報告している。（内務三等技師兼海軍三等技師石黒五十二 長崎 三池炭山 画意見書）「雑件」④所収。
- (14) ゴットフレ 「三池炭山報告書」〔年報〕①所収。
- (15) 隅谷 前掲書一八一―三ページ。
- (16) 前掲「ポツタル陳意録」。
- (17) 坑口開鑿の着手には坑夫暴動への配慮からも、とりかかっている点に注意（採炭停止への危惧）（小林君大浦坑の例でみると、一年間におよそ一〇〇間前後坑道が延長している。八三年の大浦坑では坑道の長さ南北七二〇間となっている。切羽数については大浦坑は判らないが七浦坑では一日平均九六ヶ所である）。
- (19) 前掲「沿革史」三一七ページ。
- (20) 「年報」①（明治一一年度）。
- (21) 同右（明治一一年度）。
- (22) 「本省上申及往復」〔石炭販売関係〕所収。
- (23) たとえば七八年（明治一一）一月益田は大隈重信に対し「三池石炭販売用ノ蒸氣購求ニ付拝借金御下海（マツ）のをはじめとして、翌年五月、一月…と運搬船の増強を要請している（「雑件」②、③）。
- (24) 「従来三池産石炭ヲ海内外諸地方ニ輸漕スルニ、海外ハ外国人所有之汽船或ハ風帆船ヲ雇使シ、内地ハ通来リシ処、外国人所有之船舶ハ運賃頗ル高貴ニ相当リ、且雇入ニ付多分之手数ヲ要シ、為夫時日遷延遂ニ時

はかきばらず、燃焼後灰の少ない密度の高いものが要求されるから、必然的に良質の塊炭でなければならなかったのである。

これまで生産過程における基本的労働手段と補助部門（排水、通気）の機械化の進展状況をみてきたが、以上から次の

第34表 七浦坑排水用ポンプ

明治13年	1月8日	スペシャル唧筒使用（長崎工作分局）
	2月22日	スペシャル唧筒一基増設（同上）
	4月9日	ドンキー “
	7月15日	プランジャー唧筒使用（神戸工作分局）
	9月2日	スペシャル唧筒使用（長崎工作分局）
	“	プランジャー唧筒依頼（赤羽工作分局）
14年	6月4日	プランジャー唧筒設置

出所）「沿革史」（第3巻探鉱課一）15ページより。

し、以降第30表の如く次々と新式ポンプを導入設置し、早鐘堅坑が開鑿されるまでは、大浦の水も七浦へ落とし、ここで排水していた。七浦坑の次に開鑿した勝立坑の場合も、やはり排水問題が最大の課題となり、団琢磨の指揮のもとにデビーポンプが設置され、はじめて完全なる排水が可能となったことは周知のとおりである。

△通気▽ 第30表（その1）の通り、七八年（明治一一）頃から具体的整備がはじまり、八四年（明治一七）には七浦坑に扇風機が設置され機械化が進展している。

△選炭▽ 大浦坑に捲揚機が設置（七八年）されて以降、大浦坑は塊粉別々積となり、塊炭については坑口検査係が鉄棒を炭函中に突込んで、その手応えで粉炭の有無を調査していた。八四年（明治一七）には七浦坑口に初めて塊粉を分別する汽力選炭機が設置されている。このように塊粉を区別していたのは大浦、七浦のみで、他の坑口は「切入み炭」と称して塊粉を区別せずに採炭・運搬していた。塊粉の区別は、海外市場の要請、とりわけ上海・香港市場の外国船舶焚料に適應するためであった。船舶焚料として

点を指摘することができる。第一に採炭部門の機械化の立ち遅れが著しく、それに比して運搬部門並びに排水・通気部門の機械化の進展が急速なこと、第二に特定の坑口（大浦、七浦）に機械化が集中し、その坑口を基軸として三池炭礦全体の体系化（排水、通気、運搬）が進展していること、この二点である。

このように採炭部門の機械化が最も立ち遅れ、それと対照的に運搬部門や補助部門（排水、通気、選炭）の機械化が特定の坑口に集中して急速に進展した理由は、以下の通りである。第一に、限られた資金力、労働力で効率的な出炭を行なうためには、特定の坑口に設備と労働力を集中する以外に方法はなかったし、第二に、一方において当該段階の生産力の規定性から採炭現場が常に移動し消滅する採炭部門の機械化の困難さ⁽²⁰⁾と、他方において海外市場（上海・香港中心）の獲得を目指す三井物産の出炭増大の強い要請とにより、採炭部門を取残しつつ機械化の可能な諸部門の急速な進展が計られたのであった。このような労働手段の整備状況の特徴が、その対極にある労働力の存在形態に如何なる特徴を刻印付けることになるか、を次に検討しなければならない。

(1) 「炭山沿革史」二六ページ。同史によると一八七六年（明治八）までの資本投資は、旧坑の修繕が主で大工事としては車道のみであった、と記している。

(2) ゴットフレ 「三池炭山報告」〔「年報」①所収〕。

(3) 「小林君履歴」。なお同履歴は小林の書記を務めていた太田耕助の筆による（「岩田謙三郎談話」より）。

(4) 「売買委任ニ関スル命令状及約定其他関係往復書(写)」〔「石炭販売関係」所収 三井鉱山五十年史編纂史料〕。

(5) 海外注文の経路に関しては、「雇英人ポツタル陳意録至明治十年自明治十年」〔三池鉱業所史料〕中の以下の記述を参照。

④ 「一、クラブウインチハ飽ノ浦ニテ得ラレス、長崎ポイド商会ニテ同品度送買入可相成様羽太氏エ依頼セリ」

「三池鉱山局

前田殿

長崎大浦回番

エドワルド、ロゼルス

本日九日付ヲ以、貴書ヲ賜リ拜見仕候斤量台之儀、御申越之形全数台当時手元ニ無之、悉皆売切申候、併シ極近日、米國ヨリ到着可致分御座候ニ付、請取次第如貴命羽太氏エ差送り可申候、且又直段之儀石之數御買入被下候ニ付、壹台ニ付墨銀三十拾貳弗ニ可仕右ニテ思召ニ叶候」

⑧ 「木炭鍊製糸鉄網式卷ノ長九百五拾ヤード周圍式インチ半上海ヨリ御購買相成度候也」（一八七八年八月三一日）

⑨ 「飽之浦及赤羽根ニテハ『クリップドラム』製シ能ハサルニ付英國エ御注文ノ義至要ト存候」（一八七八年十一月九日）

「記

一、六インチ螺釘切レーツ

但拙者ノ一見セシ分

右御買求アリタシ、尤モ飽之浦エ掛合書中、鑿一式、車輪一式、及ヒ踏木等、則一切ノ附屬品モ共ニ送り越候様、御書記アリタシ、前述レーツ注文候ニ付テハ、以前物産会社エ注文セシ分ハ不用ニ屬シ候条、若シ未タヨーロッパニ於テ注文相成不届候得ハ、該注文ハ取消ヲ願フ

千八百七十九年九月十九日

フレッド・アントニ・ポッター。

(6) 生産技術の自立の志向とその限界については石塚裕道『日本資本主義成立史研究』第二章第三節「官業の展開と欧米生産技

職 工 数		製 作 品	
踏 踏	3	心 棒	3
子 轆	1	輪 子	1
物 形	2	爐 格	2
夫 計	4	平 鍋	4
	1		1
	10		10
	21		21
施 盤		炭 車	
轆 人		浦 汽	
鈔 木		大 浦	
外		壺 俵	

(明治17年現在)

術に対する従属と自立」参照。

(7) 前掲「ポッター陳意録」。

(8) 「工部省沿革報告」。

(9) 「確井力氏談話」(前掲「談話聴取録」)。同氏の談話によれば一八八四年(明治一七)の職工数と製作品は上記のような状態であり、翌年に鉄管類を、八六年には勝立坑使用の六吋スペシャルポンプの作製に成功している。八七年頃の状況については「廿年頃製作課の裏手へ鑄物工場が出来た、原動

力は未だ蒸気を用ひてゐた。造船所は物産の直轄で矢沢茂吉さんが監督してゐたが、十七、八年頃製作課と合併したと思ふ

：（製作課全体で）職工が六十名位居た」と述懐している。詳しくは「三池製作所沿革史」（第八巻）第二章参照。

(10) 一八八二年（明治一五）ポッターを解雇し団琢磨を技術指導者とするが、その背景には労働手段の問題をも含めて炭礦経営全体に対する自立的運営への志向と、一定の炭礦運営の定着―蓄積があったと考えられる。

(11) 「雑件」③（三池鉱業所史料）。

(12) 『自叙益田孝翁伝』一九八～九ページ。

(13) 「ポッター四季申報書（明治一四年）」（沿革史）第一巻 前史其二。なお一八八六年（明治一九）の調査によると、総面積二八九町歩、内既採地四百町歩、未採地二四一九町歩、埋藏炭量一億四九一八万トン余と記しており、外に試錐により一五二九町歩、四八八二万トンの炭脈が発見されたと報告している。「内務三等技師兼海軍三等技師石黒五十二長崎 三池炭山用築港要略及ヒ計画意見書」―「雑件」④所収。

(14) ゴットフレ―「三池炭山報告書」（「年報」①所収）。

(15) 隅谷 前掲書一八一～三ページ。

(16) 前掲「ポッター陳意録」。

(17) 坑口開鑿の着手には坑夫暴動への配慮からも、とりかかっている点に注意（採炭停止への危惧）（小林君履歴）。

(18) 大浦坑の例でみると、一年間におよそ一〇〇間前後坑道が延長している。八三年の大浦坑では坑道の長さは東西五〇〇間、南北七二〇間となっている。切羽数については大浦坑は判らないが七浦坑では一日平均九六ヶ所である。

(19) 前掲「沿革史」三一七ページ。

(20) 「年報」①（明治一一年度）。

(21) 同右（明治一一年度）。

(22) 「本省上申及往復」（「石炭販売関係」所収）。

(23) たとえば七八年（明治一一）一二月益田は大隈重信に対し「三池石炭販売用ノ蒸氣購求ニ付拜借金御下渡願書」を提出したのをはじめとして、翌年五月、一二月…と運搬船の増強を要請している（「雑件」②、③）。

(24) 「従来三池産石炭ヲ海内外諸地方エ輸漕スルニ、海外ハ外国人所有之汽船或ハ帆船船ヲ雇使シ、内地ハ通常和船ヲ雇使致シ来リシ処、外国人所有之船舶ハ運賃頗ル高貴ニ相当リ、且雇入ニ付多分之手数ヲ要シ、為夫時日遷延遂ニ時機ヲ過ルニ致ル事

間々有之、加之ニ前陳運賃之高貴ハ唯々当局之損失ノミナラス、畢竟貨幣之輸入ヲ減却シテ、彼ニ運輸之利益ヲ占有セラレ候等、国家ニ損亡モ亦不尠義ニ有之候」と述べ、運搬船の整備を強調している（前掲「雑件」④所収）。

(25) 「雑件」④。

(26) ゴットフレーのポンプ使用の主張に対して、小林はポンプの汲水量が一日五〇石にすぎないとして水車使用を主張し、結局「両器ヲ併用」することになり、ポンプ作製を赤羽工作分局へ依頼している（「小林君履歴」）。

(27) 「沿革史」(第三巻 採鉱課) 一一五ページ。

(28) 「大浦坑の排水道は本筋と云って坑内は生山迄続き他山の水迄一手で茲で揚げていた。即ち排水口は一部山(笠の地蔵)へ設けた大浦坑から各所分共汲上げて地下疏水道で一部山迄送水してゐた。この事は旧藩時代で鉱山局になって坑内の疏水道を坑外へ変更して矢張り一部山で川に流してゐた。本筋の排水は水車でやってゐた……排水唧筒は初めて七浦に持へた。而して大浦の水は全部七浦へ落す様になつた」(前掲「鶴卯三郎談話」)。

(29) 隅谷 前掲書三八九〜九〇ページ参照。

2 労働力の存在形態

(一) 坑夫募集と給源

西南戦役を境に、三池炭坑の労働力対策は、大きな転換を余儀なくされたと言つてよい。というのも西南戦役に伴う雇用機会の増大は、従来の貧農を基盤とした季節労働力の離反を促がし、三池炭礦の経営に重大な打撃を与えたからである。当時の状況を「三池鉱山局年報」(明治一〇年度)は次のように伝えている。

役夫四散シ、為メニ行業ヲ廢スル殆ント數週間、其間接ニ受クルヤ物価騰貴昔日ニ倍スル、特ニ一倍ノミナラス、加フルニ乱後ノ弊習新集ノ役夫等概シテ遊蕩射利ノ風ヲ帯ヒ、狡黠暴戾又乱前ノ比ニ非ラス殆ント統御ニ苦シメリ、然リト雖モ勉メテ銳意督促稍馴從ニ至ラシメントスルニ際シ、其十月ニ至リ虎列刺病伝猫ノ災ニ罹リ斃ル、モノ數十名、為メニ役夫ノ離散スルモノ統々相繼キ、來集スルモノ杳トシテ趾ヲ絶ツ、工業上ノ支障実ニ容易ナラズ……(中略)此ノ二大禍災ノ結果直間而接ニ於テ其妨害モ又二途ニ出ツ、一ツハ工事ノ功程ヲ遅緩ナラシメ、出炭売炭トモニ其量ヲ減シ、遂ニ収入ノ金額ヲシテ不足ヲ予算ニ訴ヘシムルモノ此直接ノ害ナ

リ、一ハ物品ノ価ヲ沸騰セシメ職工役夫トモ其賃ヲ増シ、遂ニ実費ヲシテ殆ント予算ニ超過セシメントスルニ至ル、是レ間接ノ害ナリ

このような経営の困難、とりわけ深刻な労働力不足に対処するために三池鉱山局は、三井物産に対し七七年（明治一〇）九月坑夫募集を依頼した。「人夫ハ何程位雇入レ出来ルカ 賃金何程ノ見込カ 何時頃ヨリ三池エ来ル見込ミカ 返辞マツ」⁽¹⁾（原文はすべてカタカナ）。この要請に依りて長崎三井物産では長崎の「人夫雇方之者」に依頼して坑夫を募集し、その結果一〇月三日二〇名、同六日四〇名、同一七日五二名の坑夫（一人を除きいずれも長崎県出身者）を三池に送つて⁽²⁾いる。しかし、これらの坑夫が全員三池に到着したわけではなく、病氣や逃亡によって減員し、しかも到着した坑夫の多くが坑内労働の未経験者であり、坑内稼を忌避する傾向にあった。⁽³⁾このような熟練採運炭労働力の不足による産炭量の落込みは、三井物産にとっても容易ならぬ事態であった。この状況を解決するために、七七年（明治一〇）一月三井物産は三池鉱山局に対し「口上之覚」と題する以下のような七ヶ条の提案を行った。

口上之覚⁽⁴⁾

（前文略）

第壹条

一、盛大之坑業御施行相成ニ就テハ、常備之坑夫御留置無シテハ非常之防キ御差支無之モ難計、左スレハ何程カ坑夫納屋御建築之上、納屋頭可然人御申付常備坑夫御備置有之度奉存候

第貳条

一、御地坑夫ハ近村之良農ニシテ当港高島炭坑ニ使役スル所之無頼徒衆合之如キニ非ス、課業ヲ終シ後ハ自己ノ家ニ帰り又春秋耕耘収納ニ就業可仕風聞伝承仕候、左スレハ常ニ売却石炭之貯蓄間斷之愁ナキヲ逃レザル様奉存候

第参条

一、納屋頭之儀ハ御局御都合可有之候得共、現今御仕払之坑夫賃ニ拾分之四ヲ増シタル賃錢御払下相成トキハ、常備坑夫人数之御好

ニ從ヒ相集メ、使役相勤度旨申出候者御座候

坑夫賃相増ストキハ、夫丈ケ売捌値段ニテ埋方可相成候間、御算当可被下候

付、食用具夜具之類ニ至テハ納屋頭ヨリ坑夫エ相渡、御局へ御面倒相掛申間敷事

第四条

一、坑業御盛大相成ニ就テハ、石炭回漕之道第壹ニシテ売捌必要之地ニハ常備石炭欠ベカラズ又困場必要之事

第五条

一、石炭回漕ハ数多之小舟ヲ以三池ヨリ口ノ津港ニ運送シ、同港ヨリ汽船又ハ帆走船ニ積入長崎港ニ着シ、夫ヨリ上海其他目的之内
外港ニ向ヒ出帆致スヘシ（皇國旗ヲ奉ル船ヲ用ユ）長崎回シ從前之通りナルヘシ

汽船雇入ハ兼テ横文差出有之候者之如キ手順ニテ御連ヒ相成トキハ、石炭運送ニ付テ御利潤可相生候

第六条

一、上海石炭困場御備付第壹之急務ニ御座候

次ニ長崎港又ハ島原港カノ津港ニ入用ト可相成ハ、汽船御買入カ御雇入相成トキハ、七百噸余回漕之小船不絶口ノ津港ニ滞船
為致候様被成度、左スレハ別ニ同港困場御取建ニ不及、島原而已ニテ相済可申候

口ノ津港ニ庫船兩三艘御置付相成候ハ、御便利ニ御座候（古和船ニテ可然）

第七条

一、上海備石炭式千噸、長崎式千噸、口ノ津港和船七百噸余、島原港五百噸之常備ナクシテハ品切之愁可有之奉存候

一日三百噸出炭ト見做一ヶ月中九千噸、内五千式百噸各地困場売捌、残り三千八百噸口ノ津ヨリ上海エ直ニ積回シ、船ヨリ直売
又長崎困石炭ハ全ク上海、香港、天津ニ回漕、其船ヨリ直ニ売却シ見込ニ御座候

ここで注目すべきは、第一、二、三の各条である。第一条は納屋制度の導入の提案であり、第二条は貧農（季節労働力）
使用の難点の指摘であり、第三条は納屋頭の待遇と機能についての提案である。要するに三井物産が熟練採運炭労働力
の不足に対処し、恒常的な出炭を確保するために納屋制度の導入を提案したのである。流通・販売を担う三井物産が先
にみた三池炭礦への労働手段の購入にとどまらず、労働力の募集、さらに労働力の存在形態にまで関与し、生産過程の

第35表 出身地別構成（その1）

（明治9年）

荷夫	坑夫	10	三池郡	16	
掘夫		2	山門郡	1	（車婦）
日雇		3	筑前国唐津	1	（日雇）
車婦		3	農業	13	（うち女性3）
		計 18	雑業	5	

出所）「死傷一覽賑恤表」（「年報」①）より作成。

第35表 出身地別構成（その2）

	明治11年	明治12年	明治13年	
日雇	三池郡	4	三池郡	5
	熊本県	1	山門郡	3
	山口県	1	三潞郡	1
			夜浜郡	1
			長崎県高来郡	1
			大分県速水郡	1
		山口県熊毛郡	1	
馬丁	熊本県	1	三池郡	1
			企救郡	1
			熊本県	1
			長崎県	1
			鹿児島県	1
坑夫 下掛	三池郡	2	三池郡	1
			山口県	1
坑夫小頭 大工 鍛冶 日雇小頭 運炭夫(女)			三池郡	1
			山口県	1
	三池郡	2		
			三池郡	2
			山口県	1
			山口県	1

出所）「死傷一覽賑恤表」（「年報」①，②）より作成。

注）県名を記入していない箇所は、すべて福岡県（当時）である。

全局面に亘って重要な規定要因となっている点に注目しなければならぬ。かかる事態は世界市場に編入された三池炭礦の存在を如実に表現するものと言わざるを得ない。この提案に対し、同年一月八日小林は羽太宛書簡の中で「口上之覚之件至極尤之次第」として了承し、その着手にとりかかっている旨伝えている。⁶しかし、納屋制度に関しては三池炭礦では結局進展せず、代わってより効率的な囚人労働の導入が本格的に展開していくのである。⁶この点に関しては後に述べるとして、坑夫の出身地について検討しよう。資料的制約からその全容を知ることができないが、負傷者の出身地から類推すると（第35表）、七十六年（明治九）以前においてはほとんど地元出身であった労働力が、七十六年を境に漸次その地域の拡がりをみせている。

坑夫募集は既にみたように三井物産に依頼する場合もあるが、原則的には第36表に示すように直入⁷応募（地元雇用）を除いて、鉾山の職員が直接出張して募集した。⁷坑夫の出身地域が広範囲になったと言っても、量的にみれば官営時代の一般坑夫はやはり地元出身の比重が高く、それも通勤（日雇）坑夫であったことが幾多の例によって推定される。たとえば七十九年（明治二二）二月四日、

藤田覚輔、野田民衛ノ兩人ヨリ坑夫不参ニ付休業ノ旨届出ル（以下朱筆）察スルニ本日ハ旧歴正月一五日ニテ三池町ニテ水カブリノ
「アル故右ニ関シテ故ナルヘシト云ヘリ」⁸

この例からも判るように、この時期には三池炭礦の基幹的労働力は未だ地元出身の貧農を基盤とする通勤坑夫であったと言えよう。それゆえに右例のような坑業の不安定さは炭礦経営にとって大きな障害であった。かかる労働力の不安定さを克服する道として採用されたのが囚人労働の本格的導入の道であった。それは三井物産の提唱した納屋制度導入のより効率的な代替物に他ならなかった。

君（小林）福岡、長崎両県ノ懲役人ヲ懲集シ、専ラ坑役ニ就事セシメラレシガ、近傍土民ノ坑夫ト異ナリ大ニ使役ニ便利ナル処アリ、

第36表 坑夫・諸職工雇入出張一覽

行	先	目的	官名	名前	日程
榎島	津原	大工雇入用 坑夫招募ノ為	雇 雇	小野秀次郎	明治12. 5. 2~同 4
				藤井 與一	12. 5. 26~同 6
	"	"	下 掛 日 雇 頭	椎名源二郎	12. 6. 19~同 25
				榎本 市平	12. 6. 19~同 25
熊本	"	人夫雇入ノ為 "	雇 下 掛	村井 静	12. 5. 26~同 18
				後藤 常健	12. 10. 29~
熊本県下高瀬島	原草	人夫雇入ノ為 石工招募ノ為 坑夫募集ノ為	" 石工小頭 下 掛	守田竹太郎	13. 10. 24~同 27
				竹下 虎吉	12. 11. 7~同 8
天	草			大塚 富吉 渡辺 省吾	" 13. 11. 1~同 23

出所)「吏員雇以下出張一覽」(「年報」②)より作成。

依テ君思ヘラク、今ヤ産炭海外輸出日ヲ遂テ増加頗ル多量ノ産出ヲ要スルニ際
会シ、尚未タ坑夫欠乏ニシテ充分採掘ノ力ヲ尽スル能ハス、殊ニ近傍村落ノ土
民ヲ招募セント欲スルモ、土民ノ坑夫タルヤ聚散常ナク就去定マリナキ放逸無
頼ノ徒ノミニシテ、動モスレハ農事繁劇ノ候容易ニ募リニ応スルモノナク、強
テ募ラント欲セハ過当ノ賃錢ヲ貧ル等其使役ノ困難ナル枚擧スルニ違アラス、
寧ロ既往ノ実績ニ依リ専ラ懲役人ヲ募集スルノ便ニ如カス、ト爰ニ於テ君更ニ
熊本県令富岡敬明ニ謀リ、該県懲役人ノ内一年以上ノ者ニシテ身軀強健勞役ニ
堪ユル者凡一百名ヲ雇使センカ為メ、坑夫小屋ノ名義ヲ以テ獄舎建築ノ事ヲ明
治十三年六月中本省へ稟請……(十四年)六月三十日悉ク卒エ翌七月ヨリ役因
派遣、速ニ就役スルニ至リ……

右引用から判るように囚人労働は、すでに述べた労働力不足の解消と、
もう一つ賃金抑制のねらいをもって導入され、三池集治監の設置によつ
て本格的に展開するのである。三池集治監設置(一八八三年―明治一六)に
ついて、

漸次事業旺盛ニ赴クニ随ヒ尚一層ノ拡張ヲ企図シ、先年来七浦坑開鑿ノ末、目
下已ニ着炭ニ至リシヲ以テ近々採炭着手ニ至ル可キノ期ニ迫リ、差向夥多ノ坑
夫ヲ要セスト雖モ炭山近傍ノ人民ハ農時閉隙ノ時ニ非サレバ坑業ニ服スル者ナ
ク、周年ノ営業時々差支ヲ生ス、仍テ数年前ヨリ近県ノ囚徒ヲ使役シ頗ル其便
ヲ得タリト雖モ尚ホ其囚方ノ困難少ナカラス、況ンヤ前陳七浦坑採炭繁劇ノ際
ニ至ラハ坑夫募集方愈以大困難ニ及ブ而已ナラズ、恐クハ到底将来本業ノ目的
ヲ達スルヲ能ハザルベシ……爰ニ於テ君(小林)既往ヲ以テ彼是将来ヲ熟慮セ
ラル、ニ、即今囚徒凡式千人募集使役スルノ外ニ術策ナカルヘシ、ト初メテ爰

第37表 鉱夫統計表(その1)

(単位：人)

	坑夫頭取	坑夫	運炭夫	疏水夫	大工	鍛冶	諸役日雇
明治 6	1,845	81,325		21,490	352	406	106,640
7	3,614	175,149		31,431	542	261	24,390
8	5,178	214,896		41,854	712	135	41,695
9	3,942	95,861		50,527	745	—	44,290
10	2,774	18,950	89,687	83,114	551	271	46,849
11	3,392	32,546	146,458	87,258	2,411	1,539	68,492
12	6,081	199,793		139,614	6,248	5,351	114,090
13	6,833(24)	241,124(829)		175,017(557)	6,769(26)	5,522(22)	125,586(423)
14	7,580(25)	244,970(818)		183,026(484)	6,853(27)	4,866(20)	131,044(458)

	運転手	火夫	油方	石取夫	風呂焚	水汲	石撰夫	馬丁
明治 6	—	—	2,650	1,436	1,308		—	—
7	—	—	3,881	3,171	778	1,559	725	—
8	—	—	5,081	4,532	803	2,124	5,275	—
9	—	—	4,003	4,915	660	1,278	1,398	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—
11	141	138	—	—	—	—	—	—
12	3,689	4,180	—	—	—	—	—	17,493
13	2,883(10)	2,223(9)	(その他諸役 18人)		—	—	—	23,508(77)
14	2,394(9)	2,631(10)	(" 11人)		—	—	—	21,962(76)

出所) 「採礦使用各種職工一覽表」(「年報」①, ②所収)より作成。

注) 年間延人員数(カッコ内は現員)。

第37表 鉱夫統計表(その2)

(単位：人)

月	年		16	17	18	月	年		20			
	15	年度					19	年度				
7	2,027	56,057	1,945	41,826	1,873	30,362	2,804	44,743	2,469	34,749	2,712	38,739
8	2,072	57,623	1,997	43,425	2,243		2,889	71,105	2,691	75,696	3,308	89,098
9	2,190	59,281	2,126	55,181	2,257		2,422	50,250	2,436	54,465	3,052	75,533
10	2,218	78,003	1,118	20,323	2,312		2,378	48,952	2,777	58,930	3,093	68,447
11	2,174	60,414	1,214	25,593	2,249		2,639	58,850	2,706	79,676	2,785	81,380
12	2,059	56,069	1,441	37,320	2,097		2,624	56,648	2,786	68,827	3,023	64,045
1	2,240	63,425	1,371	27,622	2,284		2,611	50,774	2,675	64,259	3,196	82,729
2	2,001	43,891	1,331	27,406	2,272		2,926	69,364	2,572	74,964	3,074	68,784
3	1,775	40,852	1,442	38,184	2,275		2,906	73,602	2,736	59,881	3,146	72,541
4	1,988	50,719	1,455	29,423	2,159				2,813	70,370	2,972	75,993
5	1,777	38,436	1,871	39,387	2,466				2,815	66,078	3,120	71,287
6	1,818	50,779	1,834	62,691	3,304				3,125	114,769	3,103	97,518

出所) 「諸職工使役人員統計表」(同上⑨、⑩所収)より作成。

注) 明治19年度より会計年度変更(7月～6月→4月～3月)。表左側：現員、右側：雇入員。

則集治監建設ノ議ヲ本省工稟請セラレシ処本省亦之ヲ嘉トシ… (9)

あるいは次のようにも述べられてゐる。

明治十四、五年頃常民坑夫ノ口銀賃値上ヲ要求スルコト頻々タルモノアリ、之レガ防禦ヲ為サントスルモ福岡、長崎、熊本三県ノ囚人ノ官業労働者ノミニテハ到底不足ヲ感ジ止ムヲ得サルヲ以テ當時ノ三池礦山寮局長大属権書記官小林秀知殿ノ意見ニ依リ三池集治監ヲ創設セラレタモノデアリマシ。(10)

以上のように八二、三年(明治一五、六)頃から囚人労働は三池炭礦の補充労働力ではなく、むしろ基幹労働力として

第38表 七浦坑職名並びに人数
(明治22年)

職名	員	
	7月	8月
運手	46	50
大工	30	33
火夫	28	53
棹取	172	283
日雇	242	313
風呂	2	2
石工	2	5
採炭夫	698	577
小頭	10	16
鍛冶	2	18
先山	20	24
釘子職	2	4
水車夫	24	—
疏水夫	—	283
大工長	—	1
計	1,284	1,662

出所「沿革史」(第3巻 採鉱課)
126ページより作成。

降は、払下げ直後（八九年七、八月）の七浦坑を除いて職種別人数は判らないが、これらの表から次の二点を指摘することができる。第一に七浦坑の例（第38表）を第一章の第3表に比較すれば判るように、採炭夫に比し運炭夫、疏水夫の比率が減少傾向にあること、第二に人数の季節的変動が一貫して高いこと、この二点である。前者は直接的生産過程への労働力投入を阻害し、生産能率を低下させていた諸要因を、機械化によって漸次除去しているものと考えられる。後者は労働力の安定的確保の問題が、一貫して課題となっていたと言える。たとえば大浦坑の出炭状況についてみると左記のような状況であった（明治一九年）。

大浦坑亦タ無事ナリシモ、麦秋農繁ノ節ニ際シ、坑夫減少セシカ故ニ産額モ幾分減少セリ（六月）
大浦坑亦タ降雨炎暑ノ為メニ坑夫ノ来集僅少ニシテ採炭ノ額減ス（七月）
本月初旬ヨリ近傍各村ノ鎮守際札打続キタルト、秋收農繁ノ季節トナリシニヨリ、大ニ坑夫ノ欠乏ヲ来タシ、為メニ出炭ヲ減少セリ
(十二月)

賃金抑制、労働力不足の解消の役割を課せられ本格的に展開していくのであり、それは明らかに資本の原始的蓄積期に照応した肉体消費的な労役形態に他ならなかった。そこで次に官営三池炭礦の労働力の具体的な存在形態について検討を加えなければならぬ。

(二) 労働力編成と統轄

まず第37表を見よう。八二年（明治一五）以

第39表 囚人労働使用一覽

	三 瀨 県 監 獄		福岡県監獄 三池懲役場		熊本県監獄 三池出張所		長崎県監獄 三池懲役場		佐賀県監獄 三池懲役場		三池集治監		合 計	三池炭礦使役人員	
	人数	従事場所	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		総人員	囚 比
明治 6	50	龍湖瀨坑～ 大幸田坑坑外運炭											50	1,245	4.01
7	—												—	1,175	—
8	—		50	坑外運炭 長谷坑採炭									—	1,560(新) 1,473	—
9	61		47		50	大浦採炭							158	1,016	14.57
10		9年6月全興久留米本監 へ引揚げ	38	2月全員引揚げ 5月大浦採炭		西南役で引揚げ	50	大浦採炭					83	807	10.85
11			—				180						—	1,141	—
12			—				—						631	1,659	41.17
13			331				300	大浦採炭					—	1,998	—
14			—		200余	大浦採炭	—						—	1,992	—
15			—		—		—						—	2,028	—
16			—			坑内放火暴動により 引揚げ	—	七浦採炭			442		—	1,595	—
17			—					引 揚 げ	222	七浦採炭	666		—	2,430	—
18			412						222		756		1,390	2,685	51.34
19			379						194		864		1,437	2,717	52.89
20			—						138		1,029		—	3,049	—
21			460								1,463		2,194	3,103	69.00

出所)「沿革史」(第一卷前史一)、「三池刑務所沿革(其一)」,「三池炭礦に於ける囚徒採炭の由来」(三井鉱山五十年史編纂史料)
「小林君履歴」より作成。

注) 明治10年西南の役, 明治16年大浦坑火災。一印は不明箇所。

第40表 大浦・七浦坑使用人員

明治16年9月大浦坑使用人員		
囚	人	良 民
福岡県囚徒	60	
長崎県 "	41	
熊本県 "	77	
計	178	217

明治17年3月七浦坑内使用人員		
集治監囚徒	180	
福岡県 "	125	
長崎県 "	82	
計	387	65

出所)「三池炭鉱における囚徒採出の由来」

かかる人数の変動による出炭の不安定さを克服する道が囚人労働力の導入であった。そこでこの囚人労働力の存在形態について詳述する必要がある。

第39表を見れば判るように、西南戦役以前には五パーセント前後（五〇〜一〇〇人）にすぎなかった囚人労働力が、西南戦役後の一二年頃から急速に増大し、とりわけ三池集治監設置以降になると人数にして一〇〇〇人以上、比率では五〇%を凌駕し、官営末期には二一〇四人、六九パーセ

ント弱にまで達している。囚人労働力使用の特徴を考察すると、第一に第40表の事例に示されるように、数多くの坑口のうち中心的坑口に集中的に投入されていること、第二に次の事例が示すように、運搬、疏水、採炭など肉体消耗的労働に集中して従事していること、この二点である。

坑内使役之大別⁽¹⁴⁾

一、運搬 坑内引揚器械運転手 良民

坑底ヨリ器械道筋棹取 良民

囚徒使役場 四分二分ク

三部ヲ囚徒ヲ以棹取シ、残り老部ヲ山本次八引馬ニテ受負運転ス

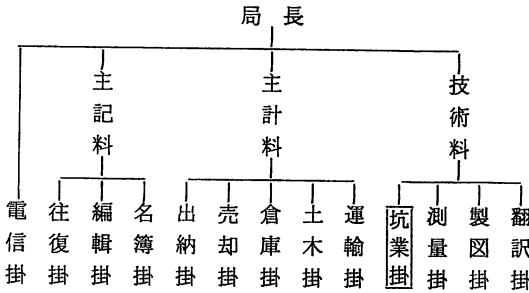
但シ囚徒棹取雇工錢ハ外ニ規約書アリ

一、疏水 唧筒位置一坑底ニ坑底番号御廿四片盤⁽¹⁵⁾合号御廿四片盤ナリ 運転手ハ何レモ良民

水車夫及操揚夫等ハ総テ囚徒ナリ

ボク掘及除切土俵堰等ハ 良民

第7図 職務編成



出所) 明治11年「分科一覽表」(「年報」②)より作成。

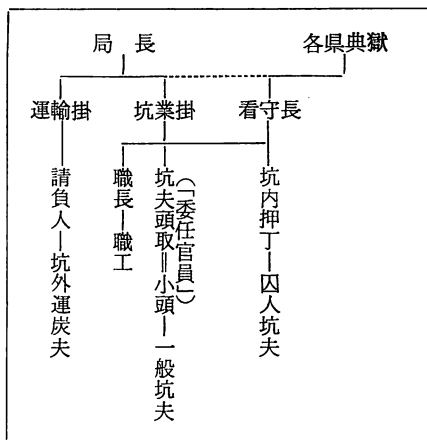
- 但シ操揚夫ハ一等ヨリ七等迄ノ等級質アリ、水車ハ臨時見込ニテ定ム
- 一、坑道 梓張及鉄道布設諸修繕等ハ良民ナリ
- 一、空気流動 瓦斯積ハ良民ナリ
- 門守ハ囚徒使役場
- 遠隔ノ場所ハ良民 他ハ囚徒ナリ
- 一、石撰夫及悪石片付 囚徒ナリ
- 一、油継夫 囚徒区域ハ囚徒ナリ 良民取扱分ハ 良民ナリ

以上から囚人労働は明治一〇年代後半期以降、官営三池炭礦の基幹的な労働力となり、官営三池炭礦は紛れもなく囚人労働力を基盤としてその蓄積を遂行したのである。

それでは、これまで検討してきた労働力を三池鉱山局は、どのように統轄していたのだろうか。第7図は七九年(明治一〇)の三池炭礦の職務編成を示したものである(職務編成は八〇年(明治一三)には主記科、主計科、倉庫科、運輸科、開坑科の五科に、八二年にはさらに土木科、鑄物科が付け加わり、八三年に鑄物科が製作科と変更され、八五年になると庶務科、坑業科、運輸科、土木科、製作科に改変され、八六年には坑業科、土木科がそれぞれ工業科、営繕科と改称される)。

このうち直接炭礦労働力の統轄にあたっていたのは坑業掛である。坑業掛の下の炭坑労働者の統轄を明示したのが第8図である(八〇年には開坑科、八五年以降には坑業科が、労務統轄にあたった)。諸職工については、機械化に伴なう職工の増大に

第8図 統 轄 図



出所)「ボツタル陳意録」,「鶴卯二郎談話」,「吉田松次郎談話」,「坑内押丁職務心得」より作成(該史料の所取については注参照)。

囚人労働力が急速に投入されはじめた八一年、囚人労働力の統轄に関する「坑内押丁職務心得」が制定された。

坑内押丁職務心得

第一条 事ヲ典獄ニ受ケ、看守長ノ指揮ニ随ヒ、坑内囚徒ヲシテ怠慢ノ所為之レナキ様督励スヘシ

第二条 坑内詰押丁ハ式拾四名ヲ以テ飯ニ定員トシ、甲乙ノ二部ニ分チ一部一昼夜ノ勤務トシ、又其一部ヲ分ツテ三受持トス

福岡県、熊本県、長崎県

第三条 各県ヨリ就役セシムル囚徒ハ、坑口見張所前ニ於テ先キニ受取タル本県看守ト共ニ坑内エ連行キ、各受持切羽ニ於テ就役セシムヘシ

但本県囚徒モ同様タルヘシ

第四条 當日終役スレハ看守ト共ニ坑口見張所前ニ連行キ整理セシメ、各県看守立会ノ上番号ヲ以テ人員ヲ改メ引渡スヘシ

但本県囚徒モ同様タルヘシ

対処して職長が設置され(八二年)、各職工を統轄した。右以外の坑内労働力については坑夫頭取(七八年以降小頭と改称)がすべて監督し、諸労働過程の指揮・監督にあたった。⁽¹⁵⁾このように鉱山局が直接指揮・監督する労働力は、坑内採運炭労働とそれに不可欠な諸補助部分の基軸的労働力部門のみであり、その他の坑外運搬、試錐、掘進、開鑿、浚渫などはすべて請負で行なつた。たとえば坑外運搬は七九年以降はすべて請負であり、運輸掛の監督の下に請負人が坑外運炭夫を統轄した。⁽¹⁶⁾鉱山局の労働力の統轄で最も困難を極めたのが、囚人労働力の統轄の問題であつた。

第五條

坑内鐵道線卷立ノ場所ニ設置アル見張所ヨリ、昼夜トモ間断ナク受持切羽ニ就キ、使役上怠慢ノ所為之ナキ様督勵シテ、其科程ヲ終ラシムヘシ、若シ右等怠慢ノ所為再三ニ及カ、其他犯則ノ所為ヲ見認メタルクハ、直ニ身柄坑口見張所ニ引渡シ置キ、追テ其旨書面ヲ以テ看守長ニ申報スヘシ

但其犯則者他県ノ囚徒ニ係ルクハ、坑口看守所ニ引渡シ置、然シテ后本属看守所長ニ申報スヘシ

第六條

囚徒役業ノ一ニ就テハ鉾山分局詰吏員ノ監督ヲ受クヘシ
但待遇并ニ戒護上ノ一ニ就テハ各県看守長ノ監督ヲ受ルコトアルヘシ

第七條

坑内ニ於テ囚徒取扱ハ各県トモ異同之ナキ様注意スヘシ
第八條 囚徒中能ク獄則ヲ守リ使役ニ勉勵スル者アルクハ、坑内看守心得第十五條ノ手順ニ做ヒ取扱フヘシ

第九條

囚徒及獄越獄逃シタルクハ、先ツ看守ノ指揮ニ随ヒ坑内外戒護及ヒ捕縛ニ従事スヘシ
但坑内ニ於テ囚徒ヲ逃走セシメタルクハ、坑内看守心得第十四條ニ同シ

第十條

坑内詰押丁病氣其他ノ事故アルクハ、坑内看守心得第十八條ノ例ニ做ヒ、各県ノ押丁ヲ以テ一時補フコトアルヘシ
但押丁毎日出勤ノ節勤怠簿ニ捺印ノ義ハ、坑内看守心得第十七條ニ同シ

注目されるのは第一ノ第五の各条である。これらの条目では坑内押丁の「督勵」に関する規定を設け、一般坑夫に対する小頭の役割を、坑内押丁が担うように定められている。したがって第六條に鉾山事業に関する囚人使用は、鉾山局吏員の監督下に入ることが明記されている。実際には坑内監督の指揮の二元化に連なるものであった。加えて、坑内押丁は各県の看守長の監督下にあるから、坑内押丁内部の指揮も統一されていなかった。この改革案として提出されたものが「懲役人就業中取締法改正要項」と題する草案であった（三井物産の提案と推定される）。

懲役人就業中取締法改正要項⁽¹⁸⁾

- 一、従来当局之下掛ニ授業手之名義ヲ兼佩セシメ、懲役人ヲ就業中事業上ニ係ル一切之指揮ヲ司ラシムルコト
- 一、授業手之名義ニテハ公然懲役人ヲ戒護スルノ權ナキニ付、各県ヨリ看守者名乃至式名ヲ得シテ戒護ノ責ニ任ス
- 一、懲役人坑則ヲ犯ス歟、或ハ事業上指揮ニ従ハサルモノ有ルクハ授業手ニ於テ現ニ認ムルクハ、之ヲ取押ヘテ各県看守ニ引渡ス事

これは囚人労働に対する坑内の指揮・監督を鉱山局の下に一元化しようとする案である。しかし、坑内押丁と坑夫頭取とに表現される指揮の二元化は、煎じ詰めれば典獄↓看守長↓坑内押丁の指揮命令系統を規定する刑法と、鉱山の監督を規定する坑則との矛盾である。それ故に三井物産の案が簡単に採用されたとは思われない（明治二三年に授業者の名称が一名記載されている）。それに代って登場したのが三池集治監の設置であった。三池集治監は八三年（明治一五）七月小林が稟請し、一二月には工事に着手、翌年三月落成し五月囚徒收監の運びとなった。⁽¹⁸⁾その設置について、

当山使役スル所ノ坑夫タル、概ね放逸無頼ノ徒ニシテ猥リニ不当ノ雇賃ヲ貧リ、或ハ従業ノ時間ヲ減縮センコトヲ計ル、其弊害尠シトセス、就中近傍三県ノ囚徒無慮八百名アリ、而シテ其使役ノ困難ナル、動モスレハ当局官吏ニ対シ罵詈雑言ヲナス等挙テ名状スベカラザルモノアリ、之レ他ナシ従来各県使役ノ方法区々ニシテ号令一途ニ出テサル故ナルヘキ歟、然ルニ今ヤ集治監設立ノ許可アリシヲ以テ示後号令一致使役意ノ如ク行ルベシ。⁽²⁰⁾

と述べているように、そのねらいは炭礦経営の発展に照応した常備労働力の確保は言うまでもなく、それを前提として各県監獄間の囚人に対する指揮の一元化を計り、囚人労働力の有効な統轄を実現しようとするものであった。このため八四年（明治一七）五月、小林は鉱山分局長工部書記官と内務書記官を兼任し、一月には福岡県派出所巡査を帰還させ、独自に三池集治監付属の巡視が設置された。しかし矛盾がそれで解決したわけではない。先に述べた刑法と坑則の矛盾の問題は依然として残された。小林は工部卿宛上申の中でこの矛盾を指摘し、とりわけ「終身囚ヲ使役スルノ困難八年限役ノ比ニ非ス」と終身囚使役に関連させながら次のように述べている。

夫レ囚徒管束ノコトタルヤ、一般法律ノ在ルアリテ坑内使役中ト雖モ、其坑則炭坑炭鑿ヲ削取スルカ如キヲ犯スモノアルモ、看守等ニ告ルニ、現証ヲ挙テセサレハ之ヲ信用セズシテ反テ其都度囚徒等益當局吏員ヲ敵視スルニ至ル……要スルニ當局吏員等ニ於テハ、之ヲシテ坑則ヲ遵守セシメンコトヲ是勉メ、看守等ハ一般ノ法律ニ触サル以上ハ坑業上ノ如何ニハ深く留意セス、成ヘク事ヲ穩便ニ処シ彼等ニ憤激ヲ発セザラシメント欲スルノ一点ニノミ止マリ……

第41表 各種職工賃金一覧表（その1）

（単位：銭）

	坑夫頭取	坑 夫	運炭夫	疏水夫	大 工	鍛 治	諸 日 役 雇	運転手	火 夫	油 方	石取夫	風呂焚	水 汲	石掘夫	馬 丁
明 6	15.9	12.4	11.4	13.0	11.6	11.9	—	—	11.2	9.0	6.3	12.4	—		
7	16.4	11.8	12.3	12.3	11.9	12.3	—	—	11.4	9.4	10.0	5.0	12.6	—	
8	17.4	15.0	12.6	14.7	—	13.6	—	—	12.6	10.7	10.0	4.0	10.8	—	
9	16.7	15.0	13.1	13.8	—	9.2	—	—	10.8	9.9	10.0	3.6	—	—	
10	18.7	18.0	16.0	13.5	13.8	25.0	13.4	—	—	—	—	—	—	—	
11	19.8	18.0	16.0	13.4	26.1	25.8	14.0	35.2	23.3	—	—	—	—	—	
12	24.8	18.9	13.5	24.4	25.3	18.0	36.4	23.8	—	—	—	—	—	22.9	
13	28.4	20.3	13.8	26.5	26.8	22.1	30.5	26.0	—	—	—	—	—	24.5	
14	29.0	19.7	14.5	27.4	27.0	23.8	32.5	26.8	—	—	—	—	—	24.4	

出所)「年報」(①, ②)より作成。

注) 平均1人当日日給。

第41表 各種職工賃金一覧表（その2）

（単位：円）

職 名	15 年 度			16~19年度		20 年 度		
	等 級	最高賃	最低賃	最 高	最 低	等 級	最 高	最 低
鍛治、鑄造、鑪子、運転手、大工各職長	1~16, 心得	0.147	0.044	0.103	0.031	1~21 (18以下見習)	0.10	0.023
鍛治、大工、左官、木挽、木形造、火夫 鑪子、鑄物、運転手、石工、馬具師、樋造	1~23 (見習)	0.098	0.021	0.068	0.015	1~21	0.068	0.041
日 雇 小 頭	1~17, 心得	0.044	0.021	0.030	0.015	1~15	0.030	0.016
棹 取	1~16	0.024	0.010	0.017	0.007	1~15	0.017	0.003
日 雇	1~20	0.022	0.005	0.015	0.003	1~15	〃	〃

出所)「年報」(②, ③)より作成。

注) 採炭夫、運転夫の賃金は決められていない。該表は時給。

第42表 高島炭坑賃金

高島炭坑賃金 I (明16~17)		同 左 II (明17.9)	
日給 鉞夫の賃金		職 工	
職 種	日 給	同 左	同 左
箱 押	30銭	鍛 冶	1 円30~35銭
馬 丁 { 坑内	27	大 工	90~25
門 看 { 坑外	26	汽 鍋	50~40
女 夫 { 看	22	火 夫	50~40
坑外鼠車卷方	{10	唧筒油差	40~30
	{12		
採 炭 夫	A 32~26銭 B 44 C 51		

出所) 村申仁三郎「高島炭坑における納屋制度の解体過程」(「経済志林」第42巻 2号)。

このような矛盾が終身囚徒の使用を困難にしているとして、以下の三策、すなわち「看守押丁」の増大、「年限囚ノミ集治」、「向後安全ニ礦業ヲ営ミ得ベキ方法に於テ特許ヲ蒙」ること、このうちのいずれかを採用するように、小林は要請している。

当時の三池使役囚徒の性格をみると、八五年(明治一八)以降死刑囚が廃止され(三池集治監では二年囚ノ無期懲役囚を使用)、同年一月には初犯七三四、再犯二一四、三犯一四六、四犯以上二〇五名であり、少し下って八九年の七浦坑内負傷人の囚人六六名中有期徒刑三四、懲役終身二二、無期徒刑一〇名となっているところから、⁽²⁸⁾「年限囚ノミ集治」策は採用されなかったし、また八六年(明治一九)二月、三池集治監囚徒使用に障害のないよう内務・大藏両大臣並記の内達によって典獄と局長との協議が指示されているところから、⁽²⁹⁾「特許」は得られなかったと言える。したがって囚人労働の統轄は、一般法則と坑則の矛盾が残されたまま「看守押丁」の増大による囚人取締の強化と、他方で宗教による内面的指導とによって遂行されたのである。⁽²⁸⁾

(三) 労働時間と賃金

第41表は、官営以来の三池炭礦の各種労働力賃金の推移を示したものである。八一年(明治一四)までは日給制を採用

A 囚徒之部			B 良民之部			備	考
庚	9.284	5.406	庚 辛	8.755 9.338	2.648 2.824		
明治23年(1890) 4月改訂			明治22年(1889) 9月11日改訂			A…三池集治監	
甲	6.777	4.399	甲	8.29	6.59		
乙	7.277	4.649	乙	9.04	6.34		
丙	7.777	4.899	丙	9.79	7.09		
丁	8.277	5.149	丁	10.54	7.83		
戊	8.777	5.399	戊	11.29	8.59		
己	9.277	5.649	己	12.04	9.34		
庚	9.777	5.899	庚 辛	12.79 13.54	10.09 10.84		
明治24年(1891) 4月1日改訂							
甲	5.1	2.55					
乙	6.0	3.0					
丙	6.9	3.45					
丁	7.8	3.9					
戊	8.6	4.3					
己	9.5	4.75					
明治25年(1892) 4月1日改訂			明治25年(1892) 4月1日改訂			現今履行	
甲	4.59	2.295	甲	7.46	5.03		
乙	5.4	2.7	乙	8.14	5.71		
丙	6.21	3.105	丙	8.81	5.71		
丁	7.02	3.51	丁	9.49	7.05		
戊	7.74	3.87	戊	10.16	7.73		
己	8.55	4.275	己	10.48	8.41		
			庚 辛	11.51 12.19	9.08 9.76		

出所)「自明治拾七年至廿五年探炭實一覽」(「雜書類」所収 三池鉱業所史料)より作成。

第43表 三池炭礦採炭賃一覽（明治17～25）

（単位：錢）

A 囚徒之部			B 良民之部			備 考
明治17年（1884）			明治17年（1884）			B…但拾四函以上壹函ニ付五厘増、拾七函以上七厘ヲ増加ス
種別 等級	塊 炭	粉 炭	種別 等級	塊 炭	粉 炭	
甲	4.41	2.1	甲	4.41	2.1	
乙	4.97	2.52	乙	4.97	2.52	
丙	5.67	3.01	丙	5.67	3.01	
丁	5.81	3.15	丁	5.81	3.15	
戊	6.09	3.29	戊	6.09	3.29	
己	6.25	3.43	己	6.25	3.43	
明治18年（1885） 8月25日改訂			明治19年（1886） 4月5日改訂			A…但明治十九年八月廿二日ヨリ集治監ニ限り油代トシテ壹函ニ付壹錢壹厘八毛三四九七ヲ増加ス B…但拾四函以上四厘五毛増、拾七函以上六厘三毛増加ス
甲	4.5	2.25	甲	3.97	1.89	
乙	5.0	2.5	乙	4.47	2.27	
丙	5.5	2.75	丙	5.1	2.71	
丁	6.0	3.0	丁	5.23	2.84	
戊	6.5	3.25	戊	5.48	2.93	
己	7.0	3.5				
庚辛	7.5 9.18	3.75 5.18				
明治20年（1887） 4月15日改訂			明治20年（1887） 8月13日改訂			A…但集治監ハ油代トシテ壹錢三厘五毛四糸ヲ増加ス、廿壹年四月一日ヨリ壹錢三厘四毛四糸ヲ増加ス、廿二年四月一日ヨリ壹錢五厘貳毛七糸ヲ増加ス B…但拾四函以上五厘拾七函以上六厘
甲	5.253	1.589	甲	4.3	2.1	
乙	5.837	1.765	乙	4.7	2.4	
丙	6.421	1.942	丙	5.1	2.7	
丁	7.004	2.118	丁	5.4	3.0	
戊	7.588	2.295	戊	5.8	3.2	
己	8.171	2.471	己	6.2	3.4	
庚辛	8.755 9.338	2.648 2.824				
明治23年（1890） 1月改訂			明治21年（1888） 4月1日改訂			A…三池集治監賃金 但シ右賃額ハ是迄含有ナン居リタル棹取賃1歩引ヲナシ、油代壹錢五厘貳毛七糸ヲ合算シタル者ナリ B…増賃ヲ廢ス
申	6.284	3.906	甲	5.253	1.589	
乙	6.784	4.156	乙	5.837	1.765	
丙	7.284	4.406	丙	6.421	1.942	
丁	7.784	4.656	丁	7.004	2.118	
戊己	8.284 8.784	4.906 5.156	戊己	7.588 8.171	2.295 2.471	

していたが、翌八二年以降には時給制に切換え、採運炭夫を除いて職種別・等級別の賃金体系が採用されている。採運炭夫は、旧来と同様、出来高払賃金を基本としている。この二種類の賃金体系は、三池炭礦の当時の状況をよく物語っている。当該段階において、機械化の進展した部面では、機械を駆使し得る熟練労働力が何よりも必要であり、技術習得の難易と熟練度に照応した職種別・等級別の賃金体系（運転手・鑄造は高く、棹取・日雇などは低い）は、合理性を持っていたと同時に、諸職工の自発性を喚起し熟練労働力の育成に連なるものであった。⁽²⁶⁾ 他方機械化が遅れ、専ら人力に依存している採炭部面では、出炭の増大を計るためには出来高払が最も効率的な賃金体系であったことは言うまでもない。したがって賃金体系の二元化政策は、三池炭礦の機械の進展に照応した賃金体系に他ならなかったのである。

賃金支払いについては「鉱山局時代は月二回の賃金渡で総て現金でやっていたが、大部分は諸式屋から物品代として差引かれていた。当時の諸式屋の主なる人は北田佐平治、山崎忠三郎、柴田仙蔵等⁽²⁷⁾」と述べられているように、納屋制度にみられる中間収奪はなかった。

次に三池炭礦における賃金水準を他炭礦の場合と比較してみよう。第42表が高島炭礦の日給賃金である。第41表（その2）より、三池炭礦の日給賃金を高島炭礦の就労時間にあわせて一日一二時間労働として計算すると、I日雇、棹取…一八錢〜三錢六厘、II職工…一円二三錢〜一八錢となり、職工など採運炭夫以外の鉱夫は高島炭礦よりやゝ低い賃金にあるが、それほどの差異はない（中間収奪の問題があるので、坑夫そのもの実収は別問題である）。問題なのは採運炭労働・囚人労働である。

当該時期の三池炭礦の採炭賃について示したのが、第43表である。注目すべきは官営期においては良民坑夫（一般坑夫のこと）と囚人坑夫の賃金較差がほとんどないことである。これは決して囚人労働の地位の高さを示すものではなく、囚人労働の賃率にあわせて一般坑夫の賃金をも低めたものと言わざるを得ない。というのも八〇年（明治一三）の長崎県懲

第45表 1897年（明治33）採炭賃調

部類	種別	賃 金 一 函	
		(10間) 囚人	(20間) 良民
甲	塊	3.67 ^銭	9.37 ^銭
	粉	1.83	6.95
乙	塊	4.4	10.04
	粉	2.2	7.64
丙	塊	5.14	10.7
	粉	2.57	8.3
丁	塊	5.88	11.37
	粉	2.94	8.96
戊	塊	6.6	
	粉	3.3	
(以下略)			
職 名	囚 人	良 民	
器 械 方	9 ^銭	19 ~ 25 ^銭	
油 方	10	18 ~ 13	
棹 取 方	10	25 ~ 16	
日 雇 先 山	10.4	29 ~ 18	
“ 後 山	8	21 ~ 11	

出所)「目下採炭賃調」(「熊本監獄三池出張所谷復」所収 三池鉱業所史料)より作成。

- 注) 1. 良民、囚人坑夫賃の相違として、間数の相違と対象の差(良民…大浦、囚人…勝立、七浦)を挙げている。
 2. 職工の場合の差は労働時間の差(囚人8時間、良民12時間)と労働の質の差異を挙げている。

によって貧農労働力の賃金の高騰を抑制することが可能となったと言えよう(三池炭礦において囚人労働が一般坑夫に比較して極めて低賃金となるのは、三池炭礦の三井への払下げ以降のことであり、鉄道敷設や紡績業の興隆など雇用機会の増大に伴う一般坑夫の賃金上昇に

第44表 他山坑夫賃金

年 次	男	女
明治 7年	25 ^銭	15 ^銭
8年	25	15
9年	30	20
10年	30	20
11年	30	18
12年	25	15
13年	35	20
14年	35	20
15年	30	20
16年	25	15

備考『鉱山志科調』西松浦郡久原村、山ノ神坑および竹ノ下坑

出所) 隅谷 前掲書 169ページより引用。

役場三池炭礦労役囚徒の一人一日平均賃金(全職種平均)が一五銭七厘であり、また翌年の三池炭礦採炭夫一人一日平均賃金が一九銭七厘(第41表(その1)参照)であり、これを先に示した高島炭礦の事例(第42表)や西松浦郡久原村の炭礦の坑夫賃金(第44表)と比較すれば、三池炭礦の採炭労働の賃金はそれらの約半分という低さである。農民層分解の不徹底、雇用機会の狭隘さ、労働市場の未形成ゆえに、三池炭礦は囚人労働と同一水準の低賃金で地元貧農労働力を雇用することが可能となったと言える。逆に言えば囚人労働の飛躍的増大

第46表 明治13年度三池炭坑囚徒収支構成

(単位：円)

福 岡 県 懲 役 場			長 崎 県 懲 役 場		
収 入 総 額		14,611.12	収 入 総 額		11,951.51
傭工賃収入	14,148.35	但、役徒放免のとき、傭工賃より積置きたる下付金は除去せし高を云う 但、定員300人の内1日35人に病囚を見込み1人3合宛の残余米代	傭工賃収入	11,584.42	1ヶ年延人員74,465人、1日1人収入高15銭5厘5毛余 1日病囚35人、1ヶ年84日の休暇日を除去し、余り281日分、この延人員9,835人 但、1人1日3合の割、この石数29石5斗5合、石に付10円60銭2厘替
残余米代	307.25		残余米代	312.81	
不 淨 代	155.52		不 淨 代	54.28	
懲 役 人 諸 費		13,178.113	懲 役 人 諸 費		11,140.26
飯 米 代	6,608.73	米…276石3斗6升2,877円87銭 粟…414石0斗4升3,730円86銭 但、1ヶ年365日内 84日休暇日は1人1日4合宛の4分6分の割、其残余281日は7合に4分6分の割 1人1日金1銭5厘 但し8度分 石炭54,750斤(100斤当9銭) 焚火547人半(1人 15銭)	飯 米 代	6,246.28	精米 2,502円49銭 236石 石に付き 10円60銭2厘替 挽割麦 2,832円48銭 354石6升 石に付8円替 是は1日役囚300人と予定し、1ヶ月休暇7日とし、1ヶ月25,200人を除き、現稼日数84,300人にて1日1人7合宛の算出せしもの 精米 427円47銭3厘 40石3斗2升
菜 代	1,642.50				
常食外加品	2.40				
浴 場 費	131.40				
雑 費 備 品	1,478.25 240.35				

第45表 1897年（明治33）採炭賃調

部類	種別	賃 金 一 函	
		(10間) 囚人	(20間) 良民
甲	塊	3.67 ^銭	9.37 ^銭
	粉	1.83	6.95
乙	塊	4.4	10.04
	粉	2.2	7.64
丙	塊	5.14	10.7
	粉	2.57	8.3
丁	塊	5.88	11.37
	粉	2.94	8.96
戊	塊	6.6	
	粉	3.3	
(以下略)			
職 名	囚 人	良 民	
器 械	9 ^銭	19 ~ 25 ^銭	
油 方	10	18 ~ 13	
棹 取	10	25 ~ 16	
日雇先山	10.4	29 ~ 18	
〃 後山	8	21 ~ 11	

出所)「目下採炭賃調」(「熊本監獄三池出張所存復」所収 三池鉱業所史料)より作成。

注) 1. 良民、囚人坑夫賃の相違として、間数の相違と対象の差(良民…大浦、囚人…勝立、七浦)を挙げている。

2. 職工の場合の差は労働時間の差(囚人8時間、良民12時間)と労働の質の差異を挙げている。

金の高騰を抑制することが可能となったと言えよう(三池炭礦において囚人労働が一般坑夫に比較して極めて低賃金となるのは、三池炭礦の三井への払下げ以降のことであり、鉄道敷設や紡績業の興隆など雇用機会の増大に伴う一般坑夫の賃金上昇に

第44表 他山坑夫賃金

年 次	男	女
明治 7年	25 ^銭	15 ^銭
8年	25	15
9年	30	20
10年	30	20
11年	30	18
12年	25	15
13年	35	20
14年	35	20
15年	30	20
16年	25	15

備考「鉱山志科調」西松浦郡久原村、山ノ神坑および竹ノ下坑

出所) 隅谷 前掲書 169ページより引用。

役場三池炭礦労役囚徒の一人一日平均賃金(全職種平均)が一五銭五厘であり、また翌年の三池炭礦採炭夫一人一日平均賃金が一九銭七厘(第41表(その1)参照)であり、これを先に示した高島炭礦の事例(第42表)や西松浦郡久原村の炭礦の坑夫賃金(第44表)と比較すれば、三池炭礦の採炭労働の賃金はそれらの約半分という低さである。農民層分解の不徹底、雇用機会の狭隘さ、労働市場の未形成ゆえに、三池炭礦は囚人労働と同一水準の低賃金で地元貧農労働力を雇用することが可能となったと言える。逆に言えば囚人労働の飛躍的増大

比して、囚人労働の賃金が低く抑えられたためである（第45表参照）。この囚人労働による資本蓄積の優位性については次節で触れることとし、三池炭礦の労働時間について見ておこう。

七九年（明治二二）五月以前の労働時間については「人夫働時間ノ如キハ一日式度ノ更代ヲナシ、初度更代ハ午前六時ヨリ午後二時マテトス而シテ第二更代ハ午後二時ヨリ午後十二時ニ至ル」と述べているように二交代制で八時間と一〇時間であった。七九年五月以降になると、大浦坑の捲揚機の設置、坑外馬車鉄道の完成、大牟田水門の完成等により運搬手段が整備され、海外市場を背景とする三井物産の出炭増加要請にに応じて、出炭強化のため昼夜兼行のフル操業となり、二交代制一二時間労働へと移行した。休日については八五年（明治一八）八月二五日の佐々木工部卿宛小林書簡の中で「三大節ヲ除クノ外ハ一切無休暇ニテ」と報告しているように、猛烈な行業を遂行していた（長崎県懲役場の報告によれば八〇、八一年頃には正月三ヶ日も休日となっている³⁰）。囚人労働者は労働が激しいため一ヶ月七日間の休暇を基本としていた³¹。このような労働強度の増大は、負傷者の増大や坑夫の不満という矛盾となって蓄積され、その矛盾は坑夫暴動という形態をとって現われた。

（四）矛盾の蓄積—坑夫暴動—

官営期における坑夫暴動は八三年（明治一六）九月、翌八四年三月、八五年一月、八七年二月と四回起きている。しかも坑夫暴動が八三年以前には皆無であり、それ以降毎年のように発生している点に注目しなければならない。この時期は三池集治監が設置され、経営的には最も「安定」し、飛躍的に出炭量が増大していく時期に照応している。一方における出炭量の増大と他方における坑夫暴動の激発は決して無縁ではなかった。三池炭礦の中心的坑口では、他のどの炭礦よりも近代的な労働手段が次々と導入され、機械化がほとんどあらゆる部門において進展していったのに対して、採炭過程そのものは旧来の手労働的性格を残したままであった。したがって出炭量の増加は何処よりもまず直接採炭過

程を担う採炭労働に矛盾が集中し、採炭労働の労働強化を極度に促さざるを得なかった。三池炭礦の中心的坑口の採炭部門を担っていたのは、すでに見た通り囚人労働である。囚人労働力が急速に増大しつつあった八一年（明治一四）、福岡県監督署は「悪炭混入シタル者罰則」として以下の八ヶ条を制定している。

悪炭混入シタル者罰則⁽³²⁾

第一条 壺函中拾斤已下ヲ混入シタル者ハ減食一日ニ処ス

但其情状ニ依リテハ減食三日ニ処スルコトアルヘシ

第二条 壺函中貳拾斤已下ヲ混入シタル者ハ減食二日ニ処ス

第三条 壺函中三拾斤已下ヲ混入シタル者ハ減食三日ニ処ス

第四条 壺函中四拾斤已下ヲ混入シタル者ハ屏業五日ニ処ス

第五条 壺函中五拾斤已下ヲ混入シタル者ハ屏業十日ニ処ス

第六条 壺函中五十斤以上百斤已下ヲ混入シタル者ハ一月ヨリ少ナカラス三月ヨリ多カラサルノ屏業ニ処ス

第七条 壺函中百斤以上ヲ混入シタル者ハ四月ヨリ少カラズ六月ヨリ多カラサルノ屏業ニ処シ滿一年ノ絶信ヲ付加ス

第八条 壺人ニシテ数函ヲ混入シタル者ハ前後ノ各条ニ照ラシ之ヲ罰ス

この罰則規定と相俟って三池集治監設置以降には、囚人採炭労働への矛盾が一層強化された。加えて、囚人労働者の生活費も劣悪であった。第46表、47表をみれば判るように、食料は米と菜のみで蛋白質はほとんどなく、囚人労働者に専らカロリーのみをとらせて（一日一人七合の米を見よ）極端な重労働を強制したのである。このような囚人労働への過重な負担こそ、坑夫暴動が常に囚人坑夫から発生した必然的帰結に他ならなかった。この坑夫暴動の性格を八三年（明治一六）の大浦坑夫暴動を例として考察しよう。

暴動の経過を若干たどると、九月二〇日午後七時頃、熊本県囚徒四名が、坑内役場に來て掘場不足を申し出た。これに対して鉾山吏員が、各県看守及押丁を経由してから申し出るべき規定を述べると、納得して引揚げるが、三〇分後に別

第46表 明治13年度三池炭坑囚徒収支構成

(単位：円)

福岡県懲役場			長崎県懲役場		
収入総額		14,611.12	収入総額		11,951.51
傭工銭収入	14,148.35	但、役徒放免のとき、傭工銭より積置きたる下付金は除去せし高を云う 但、定員300人の内1日35人に病囚を見込み1人3合宛の残余米代	傭工銭収入	11,584.42	1ヶ年延人員74,465人、1日1人収入高15銭5厘5毛余 1日病囚35人、1ヶ年84日の休暇日を除去し、余り281日分、この延人員9,835人 但、1人1日3合の割、この石数29石5斗5合、石に付10円60銭2厘替
残余米代	307.25		残余米代	312.81	
不浄代	155.52		不浄代	54.28	
懲役人諸費		13,178.113	懲役人諸費		11,140.26
飯米代	6,608.73	米…276石3斗6升2,877円87銭 粟…414石0斗4升3,730円86銭 但、1ヶ年365日内84日休暇日は1人1日4合宛の4分6分の割、其残余281日は7合に4分6分の割	飯米代	6,246.28	精米 2,502円49銭 236石 石に付き 10円60銭2厘替 挽割麦 2,832円48銭 354石6升 石に付8円替
菜代	1,642.50	1人1日金1銭5厘			是は1日役囚300人と予定し、1ヶ月休暇7日とし、1ヶ月25,200人を除き、現稼日数84,300人にて1日1人7合宛の算出せしもの
常食外加品	2.40	但し8度分			
浴場費	131.40	石炭54,750斤(100斤当9銭) 焚火547人半(1人15銭)			精米 427円47銭3厘 40石3斗2升
雑備品	1,478.25 240.35				

第43表 三池炭礦採炭賃一覧（明治17～25）

（単位：錢）

A 囚徒之部			B 良民之部			備考
明治17年（1884）			明治17年（1884）			B…但拾四函以上壹函ニ付五厘増、拾七函以上七厘ヲ増加ス
種別 等級	塊炭	粉炭	種別 等級	塊炭	粉炭	
甲	4.41	2.1	甲	4.41	2.1	
乙	4.97	2.52	乙	4.97	2.52	
丙	5.67	3.01	丙	5.67	3.01	
丁	5.81	3.15	丁	5.81	3.15	
戊	6.09	3.29	戊	6.09	3.29	
己	6.25	3.43	己	6.25	3.43	
明治18年（1885） 8月25日改訂			明治19年（1886） 4月5日改訂			A…但明治十九年八月廿二日ヨリ集治監ニ限り油代トシテ壹函ニ付壹錢壹厘八毛三四九七ヲ増加ス B…但拾四函以上四厘五毛増、拾七函以上六厘三毛増加ス
甲	4.5	2.25	甲	3.97	1.89	
乙	5.0	2.5	乙	4.47	2.27	
丙	5.5	2.75	丙	5.1	2.71	
丁	6.0	3.0	丁	5.23	2.84	
戊	6.5	3.25	戊	5.48	2.93	
己	7.0	3.5				
庚辛	7.5 9.18	3.75 5.18				
明治20年（1887） 4月15日改訂			明治20年（1887） 8月13日改訂			A…但集治監ハ油代トシテ壹錢三厘五毛四糸ヲ増加ス、廿壹年四月一日ヨリ壹錢三厘四毛四糸ヲ増加ス、廿二年四月一日ヨリ壹錢五厘貳毛七糸ヲ増加ス B…但拾四函以上五厘拾七函以上六厘
甲	5.253	1.589	甲	4.3	2.1	
乙	5.837	1.765	乙	4.7	2.4	
丙	6.421	1.942	丙	5.1	2.7	
丁	7.004	2.118	丁	5.4	3.0	
戊	7.588	2.295	戊	5.8	3.2	
己	8.171	2.471	己	6.2	3.4	
庚辛	8.755 9.338	2.648 2.824				
明治23年（1890） 1月改訂			明治21年（1888） 4月1日改訂			A…三池集治監賃金但シ右賃額ハ是迄含有ナシ居リタル棹取賃1歩引ヲナシ、油代壹錢五厘貳毛七糸ヲ合算シタル者ナリ B…増賃ヲ廃ス
申	6.284	3.906	甲	5.253	1.589	
乙	6.784	4.156	乙	5.837	1.765	
丙	7.284	4.406	丙	6.421	1.942	
丁	7.784	4.656	丁	7.004	2.118	
戊	8.284	4.906	戊	7.588	2.295	
己	8.784	5.156	己	8.171	2.471	

していたが、翌八二年以降には時給制に切換え、採運炭夫を除いて職種別・等級別の賃金体系が採用されている。採運炭夫は、旧来と同様、出来高払賃金を基本としている。この二種類の賃金体系は、三池炭礦の当時の状況をよく物語っている。当該段階において、機械化の進展した部面では、機械を駆使し得る熟練労働力が何よりも必要であり、技術習得の難易と熟練度に照応した職種別・等級別の賃金体系（運転手・鑄造は高く、棹取・日雇などは低い）は、合理性を持っていたと同時に、諸職工の自発性を喚起し熟練労働力の育成に連なるものであった。⁽²⁶⁾ 他方機械化が遅れ、専ら人力に依存している採炭部面では、出炭の増大を計るためには出来高払が最も効率的な賃金体系であったことは言うまでもない。したがって賃金体系の二元化政策は、三池炭礦の機械の進展に照応した賃金体系に他ならなかったのである。

賃金支払いについては「鉾山局時代は月二回の賃金渡で総て現金でやっていたが、大部分は諸式屋から物品代として差引かれていた。当時の諸式屋の主なる人は北田佐平治、山崎忠三郎、柴田仙蔵等⁽²⁷⁾」と述べられているように、納屋制度にみられる中間収奪はなかった。

次に三池炭礦における賃金水準を他炭礦の場合と比較してみよう。第42表が高島炭礦の日給賃金である。第41表（その2）より、三池炭礦の日給賃金を高島炭礦の就労時間にあわせて一日一二時間労働として計算すると、I日雇、棹取…一八錢〜三錢六厘、II職工…一円二三錢〜一八錢となり、職工など採運炭夫以外の鉾夫は高島炭礦よりやや低い賃金にあるが、それほど差はない（中間収奪の問題があるので、坑夫そのもの実収は別問題である）。問題なのは採運炭労働・囚人労働である。

当該時期の三池炭礦の採炭賃について示したのが、第43表である。注目すべきは官営期においては良民坑夫（一般坑夫のこと）と囚人坑夫の賃金較差がほとんどないことである。これは決して囚人労働の地位の高さを示すものではなく、囚人労働の賃率にあわせて一般坑夫の賃金をも低めたものと言わざるを得ない。というのも八〇年（明治一三）の長崎県懲

福岡県懲役場			長崎県懲役場		
消耗品	15.00	但し一夜百人にて265日分 36石5斗1人1日1合の割	菜代	1,642.50	挽割麦 483円84銭 60石4斗8升
被服費	693.50		臨時加給	4.60	是は1日役囚300人にて1ヶ月休暇7日とし、1ヶ年25,200人にて1日1人4合宛人員300人、延109,500人、但1人1日1銭5厘宛
臥具費	353.50		浴場費	103.35	
移転費	420.00		雑費	1,423.50	石炭54,000斤（百斤に付7銭） 但1日300人積り
療養費	840.00		備品	250.00	焚火365日1人1日15銭
埋葬費	11.30		消耗品	15.00	現在300人、延109,500人 但し1人1日1銭3厘
工業諸費	301.08		工業諸費	326.64	
習字諸費	60.00		埋葬費	12.50	
増米代	380.09		被服並に修繕費	490.00	
		臥具費	326.55		
		療養費	172.32		
		移転費	27.00		

出所)「雑件」①(『大牟田市史』上巻 408~11ページ掲載)。

注) 銭以下切捨て。

第47表 三池・高島坑夫生計費比較表（1人1日分）

（単位：銭）

三池囚徒（長崎四人）	高 島 炭 坑	
	犬 養 説	『高 島 炭 坑 文 書』
精 米 2.97	飯 代 6.5	賄 料 6.5
挽 割 麦 3.36	菜 代 0.8	野 菜 0.8
菜 代 1.5	魚 代 2.0	魚 肉 2.0
雑 費 1.3	牛 肉 ソ ッ プ 0.3	草 鞋 0.55
そ の 他 1.88	牛 肉 (1日6回) ^(ママ) 無代価	鶴 嘴 其 他 事 業 2.0
	賄 小 計 9.6	(風 呂 銭, 牛 肉 ソ ッ プ, そ の 他)
	使 用 品 5.1	晒 木 綿, 手 拭, 衣 類 1.0
	(銭 湯, 草 鞋 代 と も)	(腰 掛, 葉 代 と も)
合 計 11.01	合 計 14.7	合 計 12.85

出所) 第46表および村串仁三郎「明治中期高島炭坑における納屋制度の構造」(『商経論集』第7号)より作成。

の同具囚徒八名が来て、受け取った燈心数量の不足を申し出た。この申し出には詰合せた吏員が、担当吏員に申し出るように話すが、納得せず、暴動に至ったと言うものである。⁽³³⁾この暴動の契機は以上のようなものであるが、その目的に関しては鉾山当局も当時の地方新聞も判明せずとし、「多分全坑を灰燼にして永く坑内の苦役から免れんとしたのではあるまいか」と推定しているように、明確な目標を持たない過酷な労働からの逃避だったと言えよう。したがってその手段も「機械胴巻縦の柱に油を注ぎ火を放ち」と指摘されているように、炭坑の破壊に終始し、ほとんど組織的な動きはせず、多数の人馬の死傷（一般坑夫三人、囚徒二四人、馬四三匹）をもたらず無計画な行動であった。これ以降の三回の暴動も大同小異の性格である。以上から官営期における三池炭坑の坑夫暴動は、原蕃期における該炭坑の生産体系に起因し、囚人労働の肉体消磨の労働条件と当該段階の労働力の質とを如実に表現するものであったと言えよう。

(1) 九月一三日付三池鉾山局発三井物産宛電報（雑件）①

所収。

(2) 一〇月三日、六日付小林秀知宛羽太紀克書簡、一七日付羽太宛小林書簡（同右）。

(3) 「橋口嘉吉其他船便を以連越之坑夫五拾余名之内、拾名ハ遁逃行衛不相知、六名ハ病氣、七名ハ既ニ本日病死致候得共、病人死人共惣人員四拾名ハ、現員請取申候、然ルニ壯健之者之内多分坑内稼等致シ候者無之、種々苦情申立未タ高島之如キ坑夫請負使役方法相立不申ニ付、不敢取坑外新車道其他海底掘浚等ニ使役可致為ニ候…（中略）…尚本月六日第三拾貳号坑夫四拾名目費ヲ以当地へ差越候云々、已ニ本日着致候ニ付、名簿引合取調候処、全ク現人員拾九名現在候分一応請取候得共、現人員タルヤ壹名モ名簿ニ姓名引合不申、右ハ何連モ戰地ガ引取為人夫ト相見候福岡、熊本、山口県出婦リ人夫ニテ、甚タ不都合ニ有之、隨テ賃金之如キモ戰地ニテ相働キ候此儀ヲ以、莫大ナル事申立候趣ニテハ、手数料世話料等給与致候義難相成、殊ニ永統縁候目途更ニ無之、既ニ先日犬塚仁平連越之分一昨日不払宿料喰逃ケ分散致候次第ニ付、甚タ困却致候、右事情承有之度…」（一〇月一〇日付羽太宛小林書簡 第一五八号）同右所収。

(4)、(5) 同右「雜件」所収。

(6) 七九年（明治一二）二月「追々輸出増加スルニ隨ヒ、多衆ノ坑夫ヲ招募セサルヲ得ス、然ル処該夫止宿ノ舍屋之レナク眼目差聞ユルヲ以テ、更ニ三池郡稻荷村地内字笠ノ地藏へ梁間四間桁行拾三間ノ坑夫小屋壹棟貳百円ノ用途ヲ以テ」新築を要請し、認可されているが（一一年度「三池鉱山局年報」）、この小屋には売勘場が存在せず、納屋頭の存在も確認出来ないから、納屋制度機能の一環としての納屋ではない。この坑夫小屋は要請文からも判るように、これまで近隣農村出身がほとんどであった三池炭礦の坑夫の地域的拡がりに対処し、出炭の増大や緊急性を要請する海外販売に対応して、労働密度を高めるために労働力を拘束する必要から新築されたものである。しかし、これ以降官営期には一般坑夫の止宿用坑夫小屋は全く新築されていない。この点からも官営期には三池では納屋制度が展開されなかったことを確認できる。納屋制度に関しては大山敷太郎「鉱山労働と親方制度」、隅谷三喜男「納屋制度の成立と崩壊」（『思想』一九六〇年八月号）、村串仁三郎「日本炭鉱賃労働史論」などを参照。なお「男爵團琢磨傳」上巻二四〇ページには官営期における三池炭礦の納屋制度の存在を記しているが、誤りである。

(7) 「沿革史」（第七卷労働一―）四〇ページには「三、鉱夫募集ノコト 官営時代ニハ主トシテ囚徒ヲ使役シテ居タノデ鉱夫募集トイフコトハナカッタ。三井ニナツテカラヤリ出シタ」と記しているが、この記述は「談話」をそのまま事実としたもの

で、誤りである。官営期の坑夫・諸職工の募集は明治一〇〜一三年に集中しておこなわれている。それ以降官員出張の事由に坑夫募集がほとんど出てこなくなるのは、囚人労働と地元及び他地域からの応募坑夫に頼っていたためと考えられる。

(8) 「毎週申報」第四号(「雑件」②)所収。

(9)、(10)、(12) 「小林君履歴」。

(11) 永吉鹿太郎談「三池炭礦に於ける囚徒採炭の由来」(三井鉱山五十年史編纂史料)。

(13) 八八年(明治二一)採炭開始の宮浦坑では、翌八九年九月の調査によると、採炭夫四三一名、諸坑夫八八名、計五一九名が囚人であり、囚人のみによって採炭されている(前掲「囚徒採炭の由来」)。

(14) 「採炭及コークス関係写」所収(三井鉱山五十年史編纂史料)。ここで大里仁士編「三池炭礦囚人労働年譜」(上野英信編『近代民衆の記録』2 鉱夫)所収)について触れておこう。ここでは官営期の囚人出炭量とその全産出量に占める比率が記録されている。囚人出炭量の出典が明示されていないが、おそらく「三池炭礦に於ける囚徒採炭の由来」(以下「由来」と略称)に拠るものと思われる(明治三五年の数値が違っているが、写し違いか誤植であろう)。それによると明治六〜一五年までは囚人出炭量が全出炭の一〇〇パーセント、一五〜二二年までが九九パーセントを占めている(囚人出炭比率は「由来」の数値を全出炭量で除したものと考えられる)。しかし、これは「由来」をうのみにしたものであり、明らかに誤りである。隅谷氏の『日本石炭産業分析』一二二ページの文章に依拠して、官営期における採炭夫は囚人が大半を占めていたとされるが、隅谷氏は該書でそれについて何ら実証していないし、次の点からも誤りと言わざるを得ない。第一に囚人労働者が採炭にたずさわるのは、明治九年以降のことであり、また多数投入されるのは明治一二、三年以降(とりわけ三池集治監設置の一六年以降)である(第39表参照)。したがって官営期の三池炭礦を囚人労働一色に塗りつぶすのは誤りであり、官営期においては貧農労働力基軸から囚人労働力基軸への転換がおこなわれたのであり、囚人労働力が基軸となるのは明治一二年以降のことであること、第二に囚人労働力の投入場所は基幹的な三、四の坑口に集中されており、官営前半期には一〇以上の坑口より出炭されていることから、囚人出炭量が一〇〇パーセントということはあり得ず、明治一一年以前では三〇パーセントにも満たなかったものと思われること、さらに付言すれば「由来」は昭和八年六月調査であり、該史料にも「明治卅五年以前ノ出炭中ニハ良民出炭ヲ含ムモノアレド判然セズ」と注記している。

(15) たとえば水方の督励については次のように述べられている。

- 「水方の労働時間は昼ばかりで夜役はなかった。労働がひどいので大きな弁当箱を持って普通人の三人前位は食べてゐた。下の方から水車で水が送って来ると小頭は『ソラ水だ』と青竹を鳴して上の方の水方を督励してゐたものである」（鶴卯三郎氏談話）『談話聴取録（三池）其一』所収。
- (16) 「明治十一年大浦坑に捲揚機（ツヅ）の出来ると同時に中の口に馬匹掛が設けられた。十五年頃馬匹は全部山本次八の請負事業となり、一般の運搬監督は山本の方から出してゐた」（吉田松次郎氏談話）同右。
- (17) 前掲「雑件」③所収。
- (18) 同右。
- (19) 「炭山沿革史」六五ページ。
- (20)、(22) 「小林君履歴」。
- (21) 小林の兼任は刑法に触れるとして典獄を解任され、三池集治監典獄として新たに神原富文が就任した（岩田謙三郎経歴談速記録（ツ））。
- (23) 「監獄囚徒負傷報告」（三池鉱業所史料）。
- (24)、(25) 「小林君履歴」。内面的指導に関しては、八三年三月小林の提唱によつて酬恩教会（後に知恩社と改称）が設立され、東本願寺派の僧侶による説教がおこなわれた。これは効果があつたらしく、囚徒の「怠惰」がなくなり「出炭増加大ニ当局官業上ニ便利ヲ与フ」と記している。
- (26) 諸職工の養成については次のように回顧されている。
 「明治十九年頃（横山氏懐旧談では十八年…筆者注）今の徒弟の前身とも云ふべき伝習生の制度があつた。之になるには高等小学校を出た者で先づ最初三ヶ月間無賃見習をやる、而して後伝習生になる。伝習生は期間三ヶ年で終了後一人前の職工となつてゐた。平均毎年十名乃至二十名位採用してゐた。教材は実地指導でやつてゐた。三井になつてからも伝習生制度はあつたが、無賃見習は廃止した」（高松恭太郎氏談話）前掲「談話聴取録」所収。
- (27) 同右 高松氏談話。高松は八六年（明治一九）に三池製作所現場主任。
- (28) 「ポツタル陳意録」明治十一年二月四日報告（三池鉱業所史料）。
- (29) 「本省上申及往復」（採炭及コークス關係写）所収 三井鉱山五十年史編纂史料）。

第48表 収支積算総計表

(単位：円)

	興業費	営業費	収入金	累年収支差引残高
明治 6	24,635.587		18,097.607	▲ 6,537.980
7	41,091.211	118,301.398	164,993.117	5,880.517
8	41,095.784	211,735.963	300,676.998	47,845.251
9	132,586.237	298,006.561	385,031.222	▲ 45,561.576
10	170,756.682	400,185.371	504,087.909	▲ 66,854.144
11	505,526.258	(?)266,715.242	718,809.980	▲ 53,341.720
12	540,626.053	502,060.185	997,560.662	▲ 45,125.576
13	603,187.923	844,769.847	1,427,844.798	▲ 20,112.974
14	592,702.351	1,261,902.284	1,869,585.395	14,980.760
15	631,953.734	1,674,597.684	2,318,526.085	11,976.667
16	707,753.245	1,993,028.703	2,661,379.675	▲ 39,222.273
17	724,089.879	2,327,405.937	3,138,295.648	86,799.832
18	767,498.810	2,556,192.015	3,475,145.326	151,145.501
19	807,495.992	2,867,204.832	3,981,688.376	306,907.552
20	877,845.992	3,211,120.641	4,568,627.848	471,611.215

出所)「三池鉱山局年報」(①~⑨)より作成。

注)▲印は損。

- (30)、(31) 「明治十三年七月至明治十四年六月長崎
興徳役場収入益金調」(「雑件」③所収)。
- (32) 同右「雑件」所収。
- (33) 「沿革史」(第一巻其二)四三九〜四四一ページ。
- (34) 同右 四四二ページ。
- (35) 「開花新聞」九月二十五日号(同右四四三ページ所
収)。

3 資本構成の特質と蓄積―三井物産 と関連させて―

これまで三池炭礦の生産手段の諸要素について、素材視点の観点からその性格と変化を検討してきた。ここでは価値視点の観点から、これまでの検討の総括的意味をも含めて資本構成の特質と蓄積の問題を検討し、さらに三井物産の三池炭取扱いの歴史的意義について言及しよう。

まず「収支積算総計表」(第48表)と「各年度収支損益表」(第49表)とから全体的特徴を把握しておこう。第一に収入金が七八年度(明治一一)から急速に増加しているのに比し、営業費は八〇年度以降ほとんど増加して

第49表 各年度収支損益表

(単位：円)

	収入金 (A)	支 出		興業費 (C)	差引残高 (A)-(B)+(C)
		営業費 (B)	(A)-(B)		
明治 6	18,097,607	24,635,587			▲ 6,537,980
7	79,619,762	56,462,007	23,157,755	41,091,652	▲ 24,471,427
8	135,703,881	93,734,565	41,969,316	4,753,000	▲ 41,974,069
9	84,354,224	86,270,598	▲ 1,916,374	91,490,453	▲ 93,406,827
10	119,056,687	102,179,810	16,876,877	38,170,445	▲ 21,293,568
11	214,721,871	164,535,432	50,186,439	36,763,015	▲ 13,423,424
12	278,750,882	235,344,943	43,405,939	35,099,795	8,306,144
13	430,284,136	342,709,662	87,574,474	62,561,871	25,012,604
14	441,740,597	342,198,977	99,541,620	64,456,888	35,093,732
15	448,940,690	412,694,100	36,246,590	39,251,383	▲ 3,004,793
16	342,853,590	318,431,019	24,422,571	75,619,511	▲ 51,196,940
17	476,915,973	334,377,234	142,538,797	16,516,634	▲ 126,022,105
18	336,849,678	228,786,078	108,063,600	43,408,931	64,654,669
19	506,443,050	311,012,817	195,450,233	39,997,182	155,453,051
20	579,019,472	343,915,809	235,013,663	70,350,000	164,753,663

出所) 第46表と同じ

注) ▲印は推。

いない点が目につく。これは生産設備の拡充(生産力の増大)により出炭量が増大し、経費を抑えたままで収入の増大を可能にしたためと言えよう。それは先に見た三池炭礦の生産力構造では生産力の増大という側面と、低賃金という二側面を表現していると言える。第二に八三年(明治一七)度以降は興業費を差引いても黒字を計上し(第49表)、急速に蓄積

第50表 興業費各年支出構成

(単位：円)

	磨舎費	器械費	建築費	雑費	開坑費	合計	備考
明治6						41,091,652	興業費營業費不離 雇外國人諸費 5,248,709 (磨舎費中) 5,060,433 (") 4,806,857 (") 6,109,604 (") 5,140,000 (") 6,521,794 (") 雇外國人解雇
7	7,644,585	890,596	77,156,574	—	5,798,725	4,753	
8	6,681,106	—	31,489,339	—	—	91,490,053	
9	6,183,307	—	28,692,357	—	1,887,351	38,170,445	
10	7,622,135	10,668,132	3,274,773	3,810,542	9,669,585	36,763,015	
11	8,780,732	31,300,000	2,000,000	2,181,138	18,300,000	35,099,795	
12	8,936,114	29,715,400	1,490,323	1,996,051	22,310,000	62,561,870	
13	2,034,681	10,652,689	14,095,729	1,968,275	10,500,000	64,449,888	
14	791,120	67,372,529	1,632,854	1,268,268	4,554,740	39,251,383	
15	257,072	10,750,928	1,516,634	3,992,000	—	75,619,511	
16	999,961	25,204,000	9,704,970	—	7,500,000	16,516,634	
17	2,701,000	17,496,182	4,500,000	—	15,300,000	43,408,931	
18	4,860,000	48,628,000	14,662,000	2,200,000	—	39,997,182	
19						70,350,000	
20							

出所) 第48、49表と同じ。

注) 磨舎費：技師勞務、旅費、報酬金、死傷手当、備給、備品、消耗品、郵便費、電信料、運搬費、薪費、雜費。

を増大させている点に特徴がある(第48表)。この当時の状況を、小林は佐々木工部卿宛に次のように報告している。

…諸般ノ業務稍々其緒ニ就キ、産出高追々増加シ且諸般ノ係費漸次減省スルヲ得、随テ収益モ亦相加里、己ニ一七年度ノ如キハ凡ソ拾万円ノ潤益ヲ呈出スルニ至レリ…向後年々収益ヲ積蓄シ、之ヲ以テ從來当山ノ一大欠点タル運轉方法改良ノ費途ニ充テラレ候儀ニ御決定相成候ハ、当山ヲシテ完全無欠ノ良山タラシメ、他日有事ノ時ニ臨シ巨額ノ需用アルモ容易ク之ニ応シテ供給スルヲ得ルノ佳

域ニ達スルモ亦数年ヲ出テサルヘシ⁽¹⁾。

ここに示されている八三年（明治一七）度以降の發展は、三池集治監の設置^{||}囚人労働の飛躍的な増加の時期に照応している。これらの点を踏まえながら、興業費と営業費の検討から資本構成の特質をさらに立ち入って検討しよう。

興業費の各年度の支出構成を示したのが第50表である。同表よりその特徴を指摘すると、創業数年間は建築費や厩舎費の比率が高く、七八年までの支出の八〇〜九〇パーセントが建築費で占められている。また厩舎費はほとんどが御雇外国人諸費であり、八二年度中に解雇されると厩舎費の比率は大幅に減少している。これに対して官宮後半期になると器械費の比率が増大し、興業費の主要部分を占めるに至っている。この支出構成で判るように三池炭礦は、創業数年間の直接的には生産力に結びつかない諸施設の整備を前提として、その基盤の上に近代的裝備をほどこした生産力体系を形成していったのである。八五年一月二七日、小林は佐々木工部卿宛に三池炭礦經營の今後の方向を次のように述べている。

裏ニ上海出張ノ節、実験仕候件々及ヒ彼ノ地開平山之炭坑業ヲ隆盛ニシテ、我國ヨリノ輸入ニ頼頭セントスルノ計画モ有之候得ハ、旁以当山ニ於テモ之ニ抵抗シテ、従来ノ声価ヲ墜サ、ラントスルニハ、諸事業益々改良ヲ加ヘ勉メテ係費ヲ省キ炭価ヲ廉低ナラシメ、以テ販路ヲ拡張スルノ外無之儀ト存候、然シテ其改良ノ第一着手トシテ且下開盤中ノ新堅坑ニ属スル運搬路ハ、従来ノ通り馬車鉄道布設ノ計画ナルヲ汽車鉄道ニ転換致度、尤モ右ニ相用ユヘキ鉄条及汽車等ハ已ニ先年釜石鉱山局ヨリ譲リ受ケノ分モ有之候、尚又新堅坑開鑿ニ付、附属器械等最モ至急ヲ要候品々ハ、当局ニ於テ製造仕為方御便利不少、因テ此計画等モ親敷相同意度⁽²⁾。

鉱山局保守派の小林にしても、このような生産力の増大による価格の低廉化を志向している点に三池炭礦の、そしてまた近代日本の一側面を如実に反映している。

次に営業費の検討に移ろう。第51表から、その特徴点を指摘すると、第一に売炭費が出炭の増大にもかかわらず増加

第51表 營業諸費累年比較一覽

	管 理 費				固 定 資 本 費		作	
	俸 給	雜 給	作 場 費	売 炭 費	器 械 費	建 築 費	採	
							雇 給	運 搬 費
明治 8	6,228.721	2,783.855	1,601.033	—	—	2,437.793	46,264.451	21,383.384
9	6,482.798	668.130	6,756.746	—	—	467.689	27,073.861	22,284.616
10	4,169.430	896.472	3,751.062	1,629.907	—	1,523.000	35,908.986	23,713.872
11	4,450.390	900.769	3,423.829	5,304.410	—	3,244.900	52,316.267	54,019.842
12	5,856.490	1,122.303	5,984.865	3,075.133	—	5,320.271	78,118.269	60,666.471
13	8,360.840	2,889.052	6,462.964	4,111.275	—	11,644.031	98,695.722	71,944.239
14	9,744.310	3,753.180	6,226.687	4,397.475	—	14,302.938	104,976.992	72,351.015
15	13,040.950	4,451.292	11,142.833	2,954.099	44,421.228	32,354.751	129,878.450	51,741.909
16	13,646.395	6,750.457	9,411.783	4,390.008	23,580.245	36,147.738	57,756.396	62,005.556
17	15,638.940	6,063.037	9,172.464	5,960.000	28,495.778	21,008.337	66,268.992	74,230.336
18	13,437.706	4,630.872	8,467.723	1,880.678	19,004.123	32,579.483	47,828.429	57,920.221
19	14,552.967	3,920.008	8,546.211	3,310.716	26,570.344	35,274.551	86,960.758	74,175.702
20	15,127.231	19,919.027	17,330.432	3,870.918	44,803.682	26,785.963	94,020.426	98,803.027

(単位：円)

業 費			費				雑 費	総 合 計
炭		費	錐 鑿 費		製 炭 費			
雑 品 費	附 属 船 費	小 計	雇 給	雑 品 費	雇 給	そ の 他		
13,036.328	—	80,638.163	—	—	—	—	—	93,734.565
15,141.376	—	70,792.635	—	—	491.409	—	—	86,270.589
21,856.488	9,883.689	81,479.346	—	—	12.138	—	—	102,179.810
32,440.333	9,013.139	138,776.442	—	—	269.499	—	125.000	164,525.432
59,008.765	14,707.182	212,500.687	—	—	1,131.694	—	353.500	235,344.943
98,695.722	33,143.966	305,031.419	—	—	861.289	3,348.792	—	342,709.662
101,902.034	22,506.593	301,736.634	—	—	868.953	1,168.799	—	342,198.977
68,657.705	50,887.237	301,165.401	—	—	1,490.658	1,457.515	423.373	412,694.100
26,934.484	77,288.806	223,985.242	—	—	—	—	519.151	318,431.019
35,178.261	74,207.483	249,885.072	—	—	—	—	300.000	334,377.234
20,455.453	20,222.238	146,422.341	1,069.447	398.531	412.820	196.459	482.354	228,786.087
26,838.979	29,139.375	217,144.758	915.858	344.997	—	—	462.406	311,012.817
16,574.157	3,158.150	212,555.760	998.389	307.606	1,494.227	176.122	519.000	343,915.807

出所) 岡谷『日本石炭産業分析』所収第Ⅱ—59表, 「三池鉱山局年報」①より作成。

注) 1. 明治9, 10, 11年の管轄費を該表では建築費の項へ, また明治8~12年の警衛費, 内国旅費, 庁中費は作場費の項に入れる。

2. 18年度は明治18年7月~19年3月まで, 18年度以前は各年度6月~翌年7月まで, 以降は4月~翌年3月までを1年度とする。

第52表 三池炭1トン当り各経費一覽

(単位：円)

	俸給	雑給	外国行 諸費	作場費	器械費	建築費	採炭費	売炭費	製炭費	試験費	錐盤費	雑件	馬 匹 上 代	1 ト ン 経 費 總 計
明治 13年度	0.0483	0.0167		0.0373		0.0673	1.7618	0.0237	0.0243					1.9794
14	0.0598	0.0230		0.0382		0.0877	1.8507	0.0270	0.0125					2.0989
15	0.0896	0.0306		0.0765	0.3037	0.2222	2.0684	0.0203	0.0202			0.0029		2.8344
16	0.0827	0.0409	0.0033	0.0571	0.1429	0.2191	1.3577	0.0266		0.0001		0.0030		1.9320
17	0.0641	0.0215		0.0376	0.1167	0.0860	1.0235	0.0156				0.0012		1.3695
18	0.0753	0.0260		0.0475	0.1065	0.1826	0.8206	0.0105	0.0023		0.0008	0.0027		1.2822
19	0.0514	0.0138		0.0302	0.0938	0.1245	0.7665	0.0117			0.0045	0.0013	0.0003	1.0982
20	0.0459	0.0604		0.0526	0.1360	0.0812	0.6447	0.0117	0.0051		0.0040	0.0019	0.0007	1.0430

出所)「産炭費額比例一覽表」(「年報」②、③所収)より作成。

せず、大炭礦の有利性を物語っていること、第二に採炭費が明治十三年を頂点として減少していること、この採炭費減少の根拠を細項目でみると、雑品費の減少、雇給の抑制または減少(管理費中の俸給と比較し、鉱夫数の増大を考慮すれば歴然としている)、運搬費の上昇が少ないこと、これらの点に求められる。採炭費の減少の意味をより深く検討するために、一トン当りの費用の内容を追求していこう。第52表をみると、すべての経費が八二、三年以降減少しているが、その中でとりわけ採炭費の減少が著しく、一トン当りの価格の減少に占める割合が五〇〜一〇〇パーセント以上(他の費用の増加をカバ)にまで達している。これを他炭礦と比較すると(第53表)、八二年(明治一五)頃までそれほど相違のなかった経費の差異が、八三年以降急速に増大している。この時点が三池集治監の設置による囚人労働の飛躍的増大の時期である

官営三池炭礦と三井物産（春日）

第53表 松浦炭田経費状況

	年度	炭丈	出炭	経費総額	1トン当経費	一万斤当価格
大久保	15	1尺	276 万斤	3,741.20	2.2591	22
"	16	"	"	"	"	15
"	17	"	60	851.40	2.3650	10
"	16	2尺	540	6,203.30	1.9145	15
"	17	"	216	2,133.20	1.6460	10
岩屋村	16	—	194.4	3,427.92	2.9448	18.50
"	16	—	46	812.00	2.9420	"
"	16	—	240	4,230.00	3.0000	"
"	17	—	12	211.60	2.9389	"
"	16	—	168	2,960.40	2.9369	"
"	16	—	196	3,626.00	2.9379	"

出所) 岡谷『日本石炭産業分析』180ページより。

ことを考えれば、三池炭礦が囚人労働力を有力な武器として蓄積を遂行したと言えよう。

以上から次の点を指摘することができる。第一に興業費のところでも指摘したように、近代設備による生産体系と大規模炭礦の有利性をフルに發揮してトン当り経費の減少が遂行されたこと、第二に近代設備（労働手段）の対極にある賃労働の側面においては、採炭過程の機械化が著しく立ち遅れた矛盾を囚人労働に低賃金労働力の導入によって「解決」し、経費の増大を抑えるだけでなく、囚人労働力に依拠して採炭費を著しく減少させ、それに比例して他の追隨を許さないほど価格を低廉化し市場支配への有利さを確保したこと、この二点である。この資本に賃労働の特質こそ上からの資本主義化を遂行した日本資本主義の原蓄期における特徴的表現であり、その基盤の上に流通・販売を担う三井物産の蓄積が遂行されたのである。

三井物産の原蓄期における益金の動向を示したのが第54表である。この表からも三池炭の取扱いが三井物産の蓄積基盤の重要な一環となっていることを見てとることができる。さらに三井物産の諸口銭勘定をみると、一八七七年（明治一〇）には出納局上納米穀買付口銭が全口銭料の四七・四パーセント、翌年には欧州輸出来売上口銭が全口銭料

第54表 三井物産会社利益金推移

(単位：円)

	純益金 (A)	総益金 (B)	石炭販売代金(C)	$\frac{(C)}{(B)}$ (%)
明治 9	7,922			
10	200,040	222,968		
11	120,274	213,800		
12	150,861	260,376	27,858	10.7
13	42,537	177,861	56,763	31.9
14	▲ 103,209	113,087	42,661	37.7
15	46,442	223,875	47,215	21.1
16	70,000	202,225	37,560	18.6
17	80,000	215,101	61,047	28.4
13	60,000	167,396	42,153	25.4
19	100,000		51,719	
20	30,000		45,402	
21	40,000			
22	40,000			

出所)「三井物産合名会社決算表」(三井文庫所蔵史料 物産 607)、「総損益勘定書」(同史料 物産 528-537)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(『日本経済史体系 5』近代上) 167ページ、「三池鉱山周年報」(㊸, ㊹)より作成。

- 注) 1. 円以下四捨五入。1883年以降の純益金は原資料のまま。ここに示す純益金は諸手当、損失補填分の処分前の数値、たとえば78年ではバリ店損失補填分2万円、武之助・養之助各1万円(益金の1割)益田孝へ1万円、木村正幹へ5000円の総計55,000円を差引く以前の数値。
 2. 石炭販売代金は三池炭販売分のみ(口銭料と純益金半額分)。
 3. ▲印は損。

の九パーセントであったものが、八一年には三池炭売買口銭が四七・三パーセント、翌八二年には三二・八パーセントと第一位にランクされ、他種炭取引をも考えれば三井物産の蓄積基盤が米から石炭へ移行しつつあったことを物語っている。

ところで三井物産の石炭販売については既に第二章において言及しておいたが、上海・香港市場への進出の基礎となる石炭価格の構成については直接触れなかった。そこで石炭価格の構成について触れておこう。

採炭に伴う諸経費の減少については既に検討を加えておいたが、海外販売の場合大きな比重を占めるのが運賃であった。海外販売に伴う諸経費は、輸出入関税、人夫雇費、解雇費、蔵敷料、保険料、碼頭料、郵便電信及小雑費、仲買口銭、三井物産会社

第55表 上海石炭販売経費概観

（単位：ドル）

	諸費合計(A)	口ノ津よりの運賃(B)	(B)/(A) (%)	1トン当り諸費合計	1トン当り運賃
明治12	147,252.45	122,662.82	82.8	2.5219	2.0905
13	162,673.47	133,185.42	81.8	2.5552	2.0253
14	210,227.02	160,147.79	76.1	3.1439	2.8188
15	197,314.75	162,033.99	82.1	2.7926	2.2932
16	215,660.22	173,796.88	88.5	2.6218	2.1129
17	216,807.210	172,646.750	79.6	2.5132	2.0013
18	113,931.185	88,565.103	77.7	2.4988	1.9425
19	151,273.348	114,135.997	75.4	2.4691	1.8629
20	164,836.369	120,120.215	72.8	2.4414	1.7790

出所)「年報」(㊟, ㊿)より作成。

第56表 出炭経費並びに売炭価格平均

	トン当り価格	トン当り経費
明治6	1.332	0.804
7	1.252	0.856
8	1.336	1.124 (新0.913)
9	1.409	1.388
10	1.300	1.583
11	1.616	1.711
12	2.221	1.664
13	1.943	1.979
14	2.440	2.098
15	2.672	2.834
16	3.038	1.930
17	1.939	1.369
18	1.877	1.282
19	1.776	1.098
20	1.744	1.043

出所)「出炭経費及売炭価格一覧表」(「沿革史」第1巻 前史二)より。

口銭、運賃、臨時費、為換料が含まれる。このうち運賃の占める比率は七〇〜八〇パーセントに達している（第55表参照）。したがって運賃の減少が石炭価格を低廉に導く重要な課題であった。三池炭の場合には外商を介さず三井物産を媒介とし、且つ運送力も整備していったから（第33表参照）、運賃は一年にトン当り二・八一八八ドルであったものが八七年（明治二〇）には一・七九ドルにまで減少し、諸経費中の割合も八三年の八八・五パーセントを頂点として八七年には七二・八パーセントに減少している（前掲表）。

採炭過程における経費の減少と海外販売に伴う運賃の減少により、三池炭は第56表に示すように急速にその価格を下げていった。この低価格を武器

第57表 三井物産三池炭販売益金 (單位: 円)

	口 銭	益 金 額 半 下 渡	合 計
明治12	14,427	13,431	27,858
13	22,016	34,747	56,763
14	15,312	27,350	42,661
15	10,615	36,660	47,215
16	15,306	22,254	37,560
17	23,551	37,497	61,047
18	15,333	26,820	42,153
19	21,480	30,239	51,719
20	25,306	20,096	45,402

出所)「年報」(㊶、㊷)並びに隅谷・前掲書 264 ページ(第1—62表)より作成。

に、三井物産は上海を中心とする海外市場に三池炭を売込み、口銭料一・五パーセントと命令条目第九条に定められた純益の半額を収得した(第57表)。ここで重要なことは、三井物産にとって、純益金が減少したとしても、販売量が増大すれば口銭料収入が増加し且つ運搬手段の増強を必然化し、他の商品取扱いに便を得るから、市場獲得が最重要課題だったことである。したがって三井物産は他炭礦より三池炭の価格を低廉にして上海市場に売捌き、その結果明治一〇年代後半には三池炭は上海市場の主座を占めるに至った。しかし、この低価格における上海市場への喰込みは、競争関係にある高島炭(三菱)との矛盾を激化させずにはおなかつた。

一八八四年(明治一七)七月工部省書記課長丹羽は小林秀知宛に、三池炭の炭価を非常に安くして販路を清国市場に拡張しているため、高島炭の販路が圧迫されているという理由から、三池炭の出炭制限が行われる可能性がある、と内報してきた。出炭制限が差迫った翌八五年七月小林は三池炭の高島炭圧迫説に対して以下のように反論した。すなわち清国市場において三池炭が伸長し高島炭が退潮していることは事実であるが、それは三池炭の増加によるのではないとし、その例として七九年清国石炭輸入高一五万トンから翌年の一八万トンの増加を「我国多久、唐津、今福、三池等ノ産出ニシテ就中其多額ヲ占ムルハ我三池産炭ナリ、而シテ彼地市場ニ輸入減少ヲ来タセルモノハ決シテ高島炭ニ非スシテ全ク英米濠各国ノ産炭ナレバナリ」と理由付け、さらに「香港其他ノ諸港ニ於テモ上海ト同シク一般ノ需用増加シタルト同時ニ、三池産炭輸出ノ為メ外国炭ノ輸入ヲ減退セシメタルトニ因リテ、漸次三池炭ノ販路ハ特ニ三池炭増輸ノ為

メニ新開セシモノ」であるとし、三池炭を制限すれば高島炭の伸長ではなく英米濠炭の伸長につながることを強調し、三池炭が低価格ではなく、高島炭が御雇外国人の高給その他雇員の高給と修理費によって高価になっているのだと論難した。しかし、翌月工部卿達によって一五万トンに出炭が制限され、九月一四日に解除されるが、翌八六年（明治一九）六月再び三〇万トンに出炭を制限された。この出炭制限は翌年七月小林秀知が海外出張（シンガポール、香港など視察）の帰朝後、販路益々拡張の見込あり、との稟議を提出することによって解除された。⁽³⁾

この出炭制限の背景には明らかに高島炭坑を経営する三菱の触手が働いていた。三菱は三池炭が三井に「独占」的に販売されている点に攻撃を集中し、三池炭取扱いの利権に預ろうと虎視眈々と機会をうかがい、八六年三井物産の香港支店設置、口ノ津―香港間の航路開設を機として口ノ津―香港間の三池炭運送請負を画策し、三井物産主脳部を悩まし⁽⁴⁾た。三菱はまず口ノ津―香港間の石炭輸送の利権を手収め、三池鉱山局との間に、二〇〇〇〜二五〇〇トン級汽船二艘の使用（第一条）、運賃トン当り一ドル六五セント（第五条）、期間明治二一年一月一日〜二二年三月一日（第二三条）などからなる一四ヶ条の「約定」⁽⁵⁾を締結し、さらに以下のように従来⁽⁶⁾の三井の三池炭取扱業務に喰込んできた。

従来当社ニ一任セラレテアッタ運送ニ就イテモ、日本郵船会社ハ政府ヨリ莫大ノ補助金ヲ下付サレテキルノダカラ同社ノ船舶ヲ使用シ、運送契約等ハ政府デ為スベキデアルトノ議論ヲナスモノアリ、又日本郵船会社ノ方デモ是非引受ケ度イト願ヒ出デ香港送三池炭ノ輸送ヲ同社ノ手ニ奪ヒ、当社社船ニ依ル上海送同炭運賃モ引下ゲテ余儀ナクセラレタ。更ニ上海ニ於ケル売上代金ノ取扱ニモ他ノ銀行（長崎第十八銀行…筆者注）ガ喰込ムト云フ状態デ…⁽⁶⁾

このような三菱の攻勢に対して、三池炭販売を死守しようとする三井物産は、翌八八年（明治二二）五月一日日本郵船との間に次の「約定」⁽⁷⁾を締結した。

約定書⁽⁷⁾

日本郵船会社ハ支那香港及ヒ日本口ノ津ニ於ケル同社ノ代理店ヲ三井物産会社ニ委託スルニ付、日本郵船会社ト三井物産会社

トノ間ニ左ノ約定ヲ締結ス

第一 日本郵船会社ノ船舶ニテ三池石炭ヲ運送スル汽船帆船共、口ノ津及ヒ香港ニ於テハ總テ三井物産会社ヘ其取扱ヲ委託スヘシ

第二 三井物産会社ハ諸事共ニ日本郵船会社ノ利益ニ注意シ、船舶ハ成ルヘク速カニ出港セシムヘキヲ勉メ、又日本郵船会社ヨリ通知スル件々ヲ能ク挙行スヘシ

第四 郵船会社ト他向キトノ雇船約定ニ由リ貨物ノ揚卸シ人足貨物ノ積込人等郵船会社ヨリ出スヘキ場合ニ於テハ、總テ三井物産会社ヨリ之ヲ供シ船長及ヒ役員ハ其積入及ヒ揚卸シニ不都合ナキ様注意スヘシ、而シテ右ノ諸入費ハ第三款ノ如ク後チニ郵船会社ヨリ払戻スモノトス

第五 日本郵船会社ノ汽船ニシテ香港ニ於テ石炭其他船用品ヲ要スル片ハ、船長ヨリノ請求書ニ從ヒ三井物産会社ハ廉価ニシテ良品ヲ買入レ本船ニ渡スヘシ、然シテ本船々長ノ受領書ニ因リ勘定書ヲ製シ郵船会社ニ出ス可シ
但シ口ノ津ニ於テ船用品ヲ要スル片モ本文通取扱フモノトス

第六 運賃金其他日本郵船会社ニ納ム可キ金員ノ内、諸立替金ヲ引去リ残額ハ、每船出帆後十日以内電信為替力又通常為替力便宜ニ從ヒ時相場ノ最高ヲ選ヒ送金ヲ為スヘシ

第八 日本郵船会社ハ三井物産会社ニ以上ノ取扱ヲ担当セシムルニ付キ左記ノ手数料ヲ仕払フ可シ

第一項 船舶業ニ関シタル取扱ニ対シテハ、香港ヘ積送り石炭運賃及碇泊料金高ノ式分五厘

第二項 船用品買入ニ対シテハ別ニ手数料ヲ要セス

第三項 香港ニ於テ戻リ貨物ヲ求ムル片ハ其運賃金高ノ五歩

第九 此約定ハ明治二十一年十二月三十一日迄トシ満期ニ至リ双方協議ノ上尚ホ之ヲ継続スヘシ
但第八款手数料ノ義ハ本年一月初航ヨリ執行スルモノトス

(第三、第七條略)

この「約定」は海運輸送力の圧倒的優位を誇る三菱と、海外支店網の強大さを誇る三井との三池炭取扱いをめぐる妥協の産物に他ならなかった。口ノ津―香港間の三池炭輸送を三菱に譲歩した三井は、その輸送に伴なう船舶取扱いなど一切の業務を引受けることによって、三菱の業務を石炭輸送にのみ限定し三池炭一手販売権を堅持したのであった。

以上のように、三池炭取扱いをめぐる三井と三菱が激しい角逐を演じていたまさにこの時期に、三池炭礦の払下げ

第58表 三井物産会社支店・出張店設置状況

設置年	地名	取り扱い主要商品その他
明治 10	上海支店	石炭
11	香港支店	石炭（一時閉鎖19年再開）
〃	パリ〃	蚕種、生糸、（14年閉鎖）
12	ニューヨーク〃	生糸、茶（15年〃）
13	ロンドン〃	金融、（米）
	リヨン〃	生糸、蚕種、（14年閉鎖）
	ミラノ〃	生糸、蚕種、（〃）
21	天津〃	石炭、綿糸
24	シンガポール出張店	石炭
26	ボンベイ〃	綿、石炭
29	営口代理店	綿、布
〃	台北出張店	砂糖、綿布

出所「三井物産会社小史」（第3篇 年表）より作成。

が告示され（明治二年四月二日付）、三井と三菱の攻防が再燃した。三井物産社長益田孝は、三池炭礦の入手が三井の海外発展の「土台」であるとして三池炭礦の入手に異常な力を入れ、その結果八月に二位の川崎善三郎（実は三菱）に二三〇〇円という僅差で佐々木八郎名儀によって落札（四五五五〇〇円）に成功した。⁹これによって三池炭礦と三井物産の結合は完結し、石炭を基軸として展開された三井物産の海外支店網（第58表）の基礎を強固にし、以降の三井物産の海外発展の保証を確保すると同時に、三井は重要な生産部門を自己の傘下に収めることにより、三井鉱山成立の前提を形造り、以降の三井財閥形成にとって重要な礎石を置くこととなったのである。

- (1) 「本省上申及往復」（「採炭及コークス関係写」）所収 三井鉱山五十年史編纂史料。
- (2) 同右。
- (3) 「沿革史」（第一卷其二）四〇二〜四ページ。
- (4) 「三井物産会社と上田安三郎」資料19（明治十九年二月廿四日）（「三井文庫論叢」第七号）参照。
- (5) 「今般三池礦山局ハロノ津香港間三池石炭運送方ヲ日本郵船会社ヘ申付候ニ付テハ従来礦山局ニ於テ取来リシ慣習ニ基キ左ノ簡条ヲ命令ス」（第一条〜第四条）（「雑件」④所収 三池鉱業所史料）。
- (6) 「三井物産会社沿革史」（第四編 業務編第一部業務第一期）一四

(7) 三井文庫所蔵史料 物産二七二。

(8) 三池炭礦払下げについて益田は、「私は西村^(A.A.)(西邑虎四郎三井銀行総長代理副長：筆者注)に、物産会社が上海だけの香港だの新嘉坡だのに店を持って居るのは、三池の石炭を輸出して居るからである。政府が三池炭礦を払下げることになったのに三井が其を手に入れなければ、海外の店を引揚げなければならぬことになる。そうならば海外發展と云うことは到底出来ない」と説き、三井銀行から一〇〇万円を借りている(「三池炭礦の払下」 益田孝「三井物産会社の思い出」所収)。

(9) 三池炭礦の払下げについては小林正彬「三池炭鉱の払下げについて」(「和洋女子大学紀要」第一〇輯) 参照。
(10) たとえば上海支店職員福井菊三郎は海外支店網の拡大における石炭取扱いの意義について次のように述べている。

「其当時石炭ハ物産会社ノ外国貿易ニ於テハ人間ノ脳髓ニモ比ブベキ程大切ナモノデ、石炭ノ Knowledge ノ無イ者ハ国際的ナ物産会社ノ仕事ヲスル資格ニ欠クルト迄言ハレタ位デ、三井全体トシテモ厚キ利害ヲ持ッテ居ラレタ業務デ有ッタ故ニ、石炭ニハ出来ル丈ケ力ヲ入レテ遣ラナケレバナラヌト云フノデ、皆一生命骨ヲ折ッタガ、其結果トシテ香港支店ガ出来更ニ新嘉坡支店ガ生レタノデアル」(「物産商売ノ沿革ニ関スル話」 「物産会社の思出話集」所収)。

むすび

官営当初その経営の方向性が定まらず、また政府の積極的な位置付けも与えられずに、旧来の生産体系のままに放置されていた官営三池炭礦は、正貨獲得政策を目指す大久保政権の直輸出政策の一環に組み込まれ、三井物産との一手販売契約を締結することにより世界市場(上海中心)へ編入され、市場構造に対応すべく生産体系の整備を遂行していった。その場合、世界市場と直接関係をもつ三井物産の要請が強いインパクトとして作用した。三井物産は単に三池炭礦の販売部門を担当するだけでなく、生産手段の購入から労働力の供給や統轄に至るまで関与し、三池炭礦の生産過程のあり方を強く規定した。かかる規定性は何よりもまず出炭量の増大の要請に起因していた。

上海・香港市場の掌握から必然化される、三井物産からの出炭量増大の強い要請は、当該生産力段階の制約から採炭部門を旧態依然たる手労働状態に取残しつつ、運搬部門並に補助部門の急速な發展に機械化を促し、採炭部門との較差を増大させた。三池炭礦のかかる生産手段のあり方こそ、この較差「是正」のために肉体消費的囚人労働の導入並びに出来高払いと時間給との二重の賃金体系の導入とが必然化せられる客觀的根拠に他ならなかった。囚人労働と近代的生産手段との結合に加えて、流通部門における外商の排除（三井物産の直輸）、運送力の強化によって三池炭礦は、石炭の低価格を実現し、三池炭は上海・香港市場においてまたたくうちにその主座を占めるに至り、とりわけ三池集治監の設置（囚人労働の飛躍的増大）以降、急速にその市場支配率を高めたのである。

上海・香港市場における三池炭の進出こそ、石炭販売を担う三井物産の海外進出の強固な保証になると同時に、他商品取扱いの前提条件ともなるものであった。加えて三池炭礦の払下げにより同礦を収得した三井は、同礦に付随する運搬手段（船舶のすべて）を譲り受けることによって、輸送力の点においても以降の海外進出の起点をなし（三井船舶部・三井造船部の起点）、他方において重要な生産部門を自己の傘下に収め、三井鉱山成立の前提を形造り、以降の三井財閥形成に重要な礎石を置くことになったのである。

（一九七六年一〇月 記）